

令和8年2月26日（木）

令和8年（2026年） 第1回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第3日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第1

令和8年度施政方針

第2

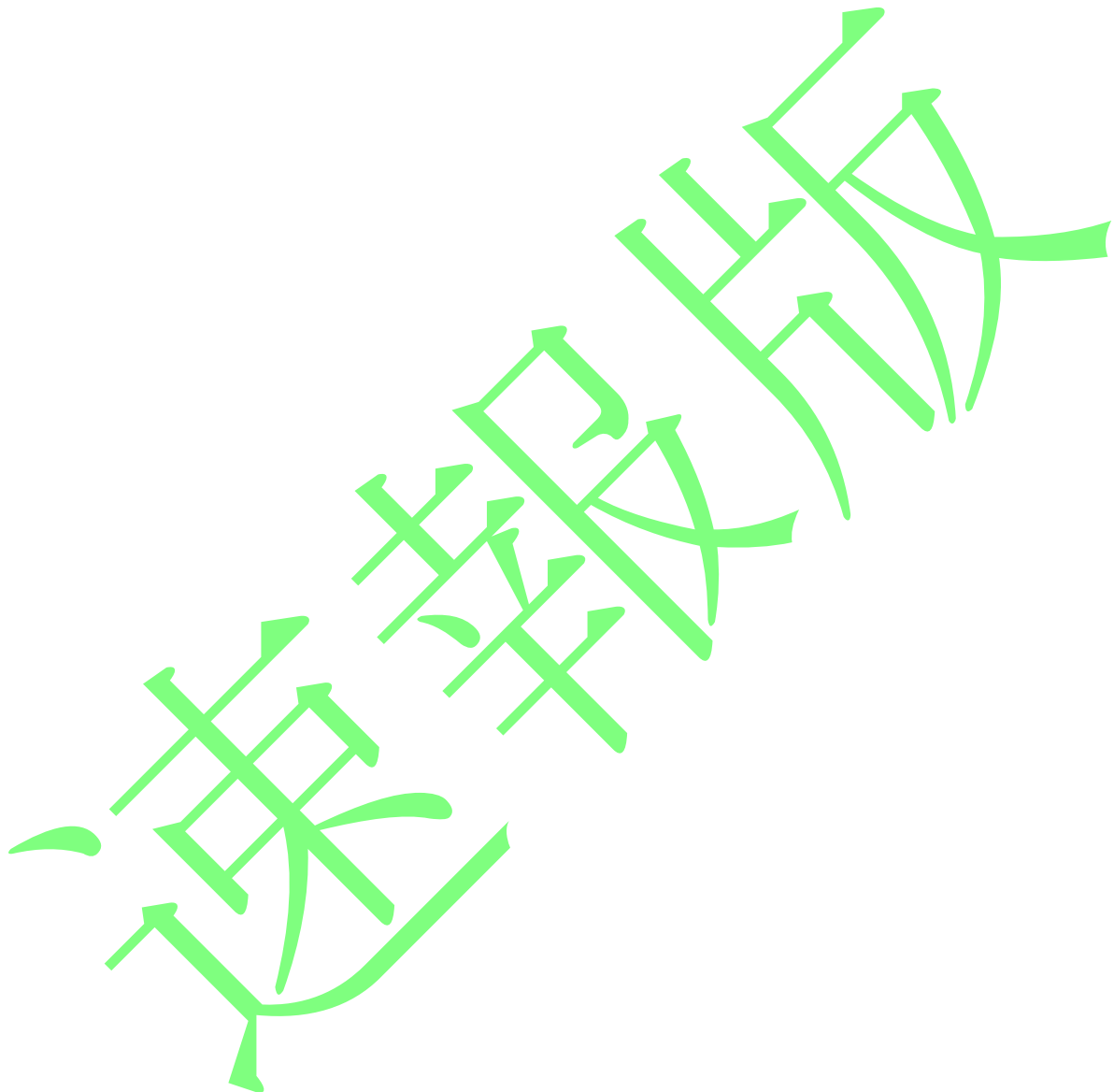
- 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について
- 議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 川崎市基本構想の改定について
- 議案第23号 川崎市基本計画の改定について
- 議案第24号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第25号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第26号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン1, 2号機更新工事請負契約の締結について
- 議案第27号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造(トンネル)工事請負契約の変更について
- 議案第28号 労働会館改修工事請負契約の変更について

- 議案第29号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について
- 議案第30号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について
- 議案第31号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
- 議案第32号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について
- 議案第33号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
- 議案第34号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
- 議案第35号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について
- 議案第36号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第37号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第38号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
- 議案第39号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第40号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第41号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第42号 訴えの提起について
- 議案第43号 訴えの提起について
- 議案第44号 調停の申立てについて
- 議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算
- 議案第46号 令和8年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第47号 令和8年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第48号 令和8年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第49号 令和8年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第50号 令和8年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第51号 令和8年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第52号 令和8年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第53号 令和8年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第54号 令和8年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第55号 令和8年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第56号 令和8年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第57号 令和8年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第58号 令和8年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第59号 令和8年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第60号 令和8年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第61号 令和8年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第62号 令和8年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第63号 令和8年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第65号 令和7年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第66号 令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
- 議案第67号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第68号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

- 議案第69号 令和7年度川崎市水道事業会計補正予算
 - 議案第70号 令和7年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について
 - 報告第1号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について
-

付議事件

議事日程のとおり



出席議員 (57人)

- 1番 三浦 恵美
- 2番 飯田 満
- 3番 三宅 隆介
- 4番 嶋 凌汰
- 5番 井土 清貴
- 6番 田倉 俊輔
- 7番 枝川 舞
- 8番 柳沢 優
- 9番 菅谷 英彦
- 11番 月本 琢也
- 12番 吉沢 章子
- 14番 小堀 祥子
- 15番 那須野 純花
- 16番 高戸 友子
- 17番 仁平 克枝
- 18番 高橋 美里
- 19番 長谷川 智一
- 20番 嶋田 和明
- 21番 工藤 礼子
- 22番 浦田 大輔
- 23番 平山 浩二
- 25番 各務 雅彦
- 26番 本間 賢次郎
- 27番 矢沢 孝雄
- 28番 末永 直郎
- 29番 市古 次郎
- 30番 後藤 真左美
- 31番 渡辺 学
- 32番 岩田 英高
- 33番 重富 達也
- 34番 鈴木 朋子
- 35番 林 敏夫
- 36番 押本 吉司
- 37番 春 孝明
- 38番 川島 雅裕
- 39番 河野 ゆかり
- 40番 野田 雅之
- 41番 原 典之
- 42番 青木 功雄

- 43番 橋本 勝
- 44番 山崎 直史
- 45番 宗田 裕之
- 46番 井口 真美
- 47番 石川 建二
- 48番 木庭 理香子
- 49番 堀添 健
- 50番 岩隈 千尋
- 51番 織田 勝久
- 52番 雨笠 裕治
- 53番 田村 伸一郎
- 54番 浜田 昌利
- 55番 かわの 忠正
- 56番 松原 成文
- 57番 石田 康博
- 58番 浅野 文直
- 59番 大島 明夫
- 60番 嶋崎 嘉夫

欠席議員 (2人)

- 10番 加藤 孝明
- 13番 齋藤 温

出席説明員

市長 福田紀彦
 副市長 加藤順一
 副市長 藤倉茂起
 副市長 三田村有也
 上下水道事業管理者 白鳥滋之
 病院事業管理者 金井歳雄
 教育長 落合隆一
 総務企画局長 池之上健一
 財政局長 斎藤禎尚
 市民文化局長 高岸堅司
 経済労働局長 田邊聡一
 環境局長 中山健一
 健康福祉局長 石渡一城
 こども未来局長 井上純哉
 まちづくり局長 宮崎伸哉
 建設緑政局長 河合征生
 港湾局長 森賢一
 臨海部国際戦略本部長 玉井一彦
 危機管理監 柴山巖
 川崎区長 山口浩
 幸区長 山口美穂
 中原区長 沖本里恵
 高津区長 白井豊一
 宮前区長 齋藤正孝
 多摩区長 佐藤直樹
 麻生区長 東哲也
 会計管理者 山崎陽史
 交通局長 水澤邦紀
 病院局長 森有作
 消防局長 望月廣太郎
 市民オンブズマン事務局長 佐々木智子
 教育次長 田中一平
 市選挙管理委員会委員長 露木明美
 選挙管理委員会事務局長 山川浩己
 代表監査委員 川鍋雅裕
 監査事務局長 井口拓也
 人事委員会委員長 加藤浩輝
 人事委員会事務局長 柳下裕次

出席議会局職員

局長 石塚秀和
 総務部長 渡辺貴彦
 議事調査部長 鈴木智晴
 庶務課長 大磯慶記
 議事課長 渡邊岳士
 政策調査課長 榎本陽治
 議事係長 田村健太郎
 議事課課長補佐 蟬川千代
 議事課課長補佐 龍口真
 外関係職員

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員議長とも56人」と報告〕

○議長 原 典之 休会前に引き続き、会議を開きます。

○議長 原 典之 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第3号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 これより日程に従い、本日の議事を進めたいと思いますが、その前に御報告を申し上げます。

既に皆様方に御報告を申し上げておきましたが、地方公務員法第5条第2項の規定に基づきまして、議案第4号につきまして、人事委員会の意見を求めておりましたところ、異議ない旨の回答が議長宛てにありましたので、ここに改めてお知らせをいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 それでは日程に従い、本日の議事を進めます。

○議長 原 典之 日程第1及び日程第2の各案件を一括して議題といたします。

直ちに、各会派の代表質問を行います。自民党代表から発言を願います。40番、野田雅之議員。

〔野田雅之登壇、拍手〕

○40番 野田雅之 おはようございます。私は、自由民主党川崎市議会議員団を代表して、令和8年第1回定例会に提出された諸議案並びに市政一般について質問いたします。

今月、第51回衆議院議員総選挙が執行されました。寒さ厳しい2月の投開票は36年ぶりのことでもあります。そんな中、町内会をはじめとした地域の方々、選挙に関わる作業に従事された行政の方々、その他総選挙に関わられた全ての関係者様の御尽力により、無事に執行されたことに心から感謝と敬意を表する次第であります。我々自由民主党は、高市早苗総裁のリーダーシップの下、「日本列島を、強く豊かに。」をスローガンに掲げ、昨春秋に発足した高市政権として初めての国政選挙に挑み、国民の皆様から力強い御信任を賜りました。憲政史上初の女性総理大臣として責任ある積極財政、経済安全保障の強化などを掲げる高市政権が盤石な体制を築き邁進することは、日本の国益にとって大きな意味を持つものであります。

本市においては、昨年、福田市長が4期目の当選を果たされ、任期をスタートされました。山積する諸課題を克服し、必要な施策、事業の着実な推進と持続可能な行財政基盤の構築の両立を目指し、市長が掲げる「最幸のまち かわさき」の実現に向け、155万都市としての活力を維持しつつ、安全・安心、新年度予算のネーミングにもある選ばれ続ける都市として成長していかなければならず、その思いは共感するところであります。我々自由民主党川崎市議会議員団は、新たなスタートを切った高市政権との強固な連携を最大限に生かし、国の施策を本市の発展へと直結させるパイプ役として、市民の負託に応え、全力で川崎市の発展に尽力していくことをお誓いし、以下質問に入ります。

初めに、令和8年度予算案について伺います。当初予算における一般会計は前年度比

5.0%増、9,378億円となり、過去最大を更新しました。特別会計と企業会計を合わせた3会計の予算合計も前年度比5.7%増の1兆7,280億円となり、13年連続で過去最大を更新しました。歳入では、個人市民税は所得の増加等により150億円の増、固定資産税は家屋の新増築等により32億円の増、法人市民税も増となり、市税全体では5.5%、224億円増の4,272億円となり、過去最大を更新、増加額、増加率ともに政令市平均を大きく上回って推移しております。歳出、歳入ともに過去最大を更新した来年度予算案の主な要因を市長に伺います。来年度予算案は、選ばれ続ける都市実現予算と命名されました。命名への市長の思い、予算編成を終えての率直な感想、編成作業で意識した点、苦労した点を市長に伺います。また、改選後初めて編成された予算となります。市長選挙の際に示された公約がどう反映されたのか、また、公約に基づき特に力を入れた予算について市長に見解を伺います。予算案は、平成26年度以降12年ぶりに減債基金からの新規借入れを行うことなく、財政調整基金から20億円を活用し、収支均衡を図り編成されました。市長就任以来初めてとなる減債基金に頼らない編成となった令和8年度予算案に対する市長の見解を伺います。一方で、今回示された収支フレーム改定案では、令和9年度は26億円、令和10年度は133億円、令和11年度は41億円の減債基金新規借入れが見込まれています。令和9年度以降の財政状況に対する見解と真に持続可能な行財政基盤をどのように構築していくのか、市長に伺います。

昨年の12月議会で公表された令和8年度の収支フレーム改定素案では、105億円の収支不足を見込んでいました。今回示された予算案では、収支不足が20億円に減少しています。改定素案公表後、どのような変動があったのか具体的に伺います。令和8年度のふるさと納税の市税減収額は172億円を見込んでいます。減収額は年々増加の一途をたどり、歯止めがかからない状況です。見解を伺います。また、令和8年度予算案で55億円を見込むふるさと納税の受入額ですが、収支フレーム改定案では3年後の令和11年度には100億円の受入れを見込んでいます。短期間で大幅な増額を目指す受入れ予定額の設定となりますが、目標に向けての今後の対応を伺います。来年度以降の投資的経費に位置づけられる取組においても、資材価格や労務単価の上昇は事業の円滑な執行に大きな影響を与えます。本予算案において、これらのコスト増をどのように織り込み、事業の遅延や質の低下を防ぐ手だてを講じているのか伺います。財政調整基金ですが、平成3年度の311億円をピークに減少傾向となり、平成14年度には4億円にまで減少しました。それ以降は増加傾向に転じ、令和7年度には141億円まで回復の見込みです。本来、大規模災害などの不測の事態や緊急を要する公共工事などでやむを得ない事態が発生した際に取崩しをする積立基金であります。本市としてはどの程度の残高を維持するべきと考えるのか、その適正水準と今後の積立ての方向性を伺います。

次に、第51回衆議院議員総選挙について伺います。我が国初の女性宰相の下での総選挙でありました。結果として、我が自由民主党は有権者の圧倒的な支持を得たことと同時に、高市政権も信任されました。まず、市長にこの総選挙についての所感を伺います。また、この選挙では与党である日本維新の会が大阪にて知事、市長の辞職に伴うダブル選挙を仕掛け、勝利しています。維新は副首都構想の前提として、いわゆる大阪都構想についての住民投票の是非について訴えていたようであります。統治機構改革、また特別市の実現を目指している首長として、国政選挙に便乗する手法で民意を問う今回の手法について、市

長はどのように考えているのか伺います。施政方針でも触れていたとおり、特別市制度については地方制度調査会での議論が注目されますが、実現に向けてのこれからの取組を改めて伺います。

先述のとおり、厳しい環境下での選挙執行について苦労は察しますが、開票作業は迅速かつ正確に行われなければなりません。そのことが選挙結果への信頼性を損なうことにつながりかねないからであります。全体的な評価、また、多摩区における投票数と投票者総数の相違や全国的に捉えても開票作業が遅延したと思われる宮前区について、事象の発生原因を伺います。また、川崎区と多摩区及び麻生区において投票者数と開票数の相違が発生しました。多摩区においては開票結果に変更は生じなかったものの、投票日当日の投票者数の算出方法が原因とのことで、後日、投票者数並びに投票率の訂正がなされました。一方、川崎区と麻生区では、本来ならば有効な投票とされるべき不在者投票の票が投函漏れにより適切に投函されず、川崎区では比例代表選挙の2票、麻生区では小選挙区選挙の30票、合わせて32票が後日になって発見され、開票結果に反映されませんでした。これらは民主主義の根幹である選挙に対する信頼を損なう事案であり、1票の重さを市民に周知し、投票促進へ啓発活動を行っている選挙管理委員会には、特に許されるものではありません。選挙事務の責任の重さをいま一度肝に銘じ、再発防止の徹底を求め、今般の事案をいかに受け止め、信頼回復に努めるのか伺います。

期日前投票所における混雑対応について伺います。短期間での準備となり、投票所入場整理券の発送が従前の選挙に比べ遅れたことはやむを得ません。整理券の有無を問わず、期日前投票が可能であることを積極的に周知したことは評価いたします。しかし、整理券が手元に届いて初めて投票が可能と思う市民は多く、整理券が到着し始めた頃から期日前投票の利用者は伸び、さらに投票日当日の天気予報が雪と報じられたことで、終盤に一層、利用者数が増加したものと見られます。そのため、期日前投票所によっては到着から投票までに相当の時間がかかったとの情報も寄せられています。期日前投票の利便性が広く知られ、利用者が増加している昨今、期日前投票所における混雑緩和策などの今後の対応について見解を伺います。公営掲示板の設置場所についてです。川崎区の港町駅直結の大型集合住宅群は私有地とのことから、公営掲示板の設置を断られたとの経緯があります。しかしながら、当該集合住宅群は1,000戸を超える規模であり、当該地に公営掲示板を設置することは、立候補者の情報を等しく広報するのみならず、選挙が行われていることの周知啓発に資するものであり、県内はおろか全国でも有数の低投票率と言われる川崎区の投票率向上のために積極的な協力を仰ぐべきと、これまでも我々自民党は機を捉えて指摘してまいりました。このたびは突然の選挙のために掲示板設置に至らなかったとのことですが、これまでも指摘してきた当該地への公営掲示板設置について、どのような協力要請と調整を行ってきたのか伺います。また、全市における公営掲示板未充足地域とその数及び解消に向けた今後の取組を伺います。

次に、川崎市職員人財ビジョン案及びシティプロモーション戦略方針について伺います。川崎市職員人財ビジョン案は、人材確保に向けた重要な取組です。また、併せて策定が進められているシティプロモーション戦略方針案では、対外的な情報発信だけでなく、職員の川崎への愛着と誇り、いわゆる川崎プライドの醸成にも注力していくとされています。本市職員には、市内在住者だけでなく市外在住の職員も多数いる中で、川崎への愛着や誇

りの持ち方は市内在住の職員と必ずしも同一ではなく、それぞれの立場や関わり方に応じた異なるアプローチが必要ですが、見解と対応を伺います。職員一人一人に川崎で働く意義や川崎に関わる誇りが醸成されることは、必然的に職員自身が本市を他者に勧めたいと思える状態、すなわちリファーマルが自然と進むことにつながります。この意味で、川崎プライドの醸成は単なるシティプロモーション施策にとどまらず、人材確保・定着に直結する取組であり、川崎市職員人財ビジョンと連携した一体的な方針として整理すべきです。見解と対応を伺います。リファーマルが進んでいる組織は、入職後のミスマッチが少なく、定着率が高く、結果として離職率が低い傾向にあります。こうした効果を踏まえ、リファーマルが自然と進む組織こそが最大かつ最良の採用活動であるという考え方について認識を伺います。あわせて、リファーマルを人材確保戦略の中に明確に位置づける考えがあるのか、見解と対応を伺います。

制度を設ける場合、成果の可視化が必要です。例えばネットプロモータースコアを活用することが有効ですが、見解と対応を伺います。ビジョン案では、職員一人一人が成長し、能力を最大限に発揮できる環境づくりが掲げられています。職員を一律の尺度で評価することではなく、一人一人の資質や特性、適した役割を丁寧にアセスメントした上で、それぞれが力を発揮できる環境を整えるべきです。認識と具体的な取組を伺います。アセスメントが実際の人事配置や役割分担に反映されなければ、職員の力を生かすことにはつながりません。ビジョン案で掲げる個を生かす人材戦略の実現に向け、職員一人一人の資質や特性をどのように人事配置や役割設計に反映させるのか、考え方と具体的な対応を伺います。職員の資質を見立て、役割を設計したとしても、それを日常の職場で機能させるためには、管理職のマネジメントが重要です。結果のみで評価するのではなく、職員が担う役割やプロセスでの貢献を適切に認め、資質や特性を引き出していく評価、マネジメントをどのように進めていくのか、また、そのための制度や研修の在り方について見解と対応を伺います。

次に、障害者である職員の任免状況について伺います。令和7年6月現在の本市における障害者の任免に関する状況によると、本市全体の障害者の実雇用率は2.54%となり、法定雇用率2.8%を下回る結果となっています。民間事業者に対して障害者雇用の促進を求める立場にありますが、自らが法定雇用率を下回る現状は極めて重く受け止める必要があります。この結果について見解を伺います。今回の実雇用率の低下は、国の制度改正に伴う算定方法の変更、特に除外率の引下げが影響している旨が示されています。しかし、算定方法の変更は全国一律で行われたものであり、本市に限ったものではありません。今回の実雇用率の算定方法変更による影響はどの程度あったのか、仮に旧算定方法を用いた場合の実雇用率を伺います。本市はこれまでも障害者雇用の推進に取り組んできていますが、制度変更を理由に結果を整理するだけでは不十分です。障害者雇用の進め方や職域の確保、配置の在り方、短時間勤務や特定短時間勤務の活用などについて、改めて課題を整理する必要があります。見解と対応を伺います。また、市が障害者雇用において率先する立場である以上、単に雇用率という数値を追うのではなく、働き続けられる雇用環境をいかに整えていくのかが求められます。定着支援や職場環境の整備、職員理解の促進について見解と対応を伺います。

障害者雇用は、市民や事業者に対する本市の姿勢そのものが問われる分野です。法定雇

用率の達成に向け、どのような考え方で、どのように取り組んでいくのか、市長に見解と今後の対応を伺います。

次に、ハラスメント対策について伺います。横浜市長の言動をめぐる職員の告発が社会的な注目を集めています。ハラスメントと申しても、一部を除き、社会通念に照らして許されるか否かの判断は人それぞれ、同じ言動や行為であっても、相手次第で明暗が分かれることが話をより複雑にしています。このたび本市職員へのカスタマーハラスメント対策として新たな方針案が示されましたが、語彙のみが独り歩きすることを危惧するものがあります。守られる対象は本市の職員とのことですが、対するカスタマーとは誰を意味するのか、仮に市民とした場合、市民の代表たる市議はカスタマーに該当するのか伺います。行為の判断は誰によるものなのか、判断後の処分を伺います。

また、モンスターペアレント、逆上する患者の存在は巷間知られた話であり、昨年度の本市の実績によれば、病院局と教育委員会が件数の双璧とのことですが、状況と主な事例を伺います。

特定の職員が対応に追われることは、精神衛生上好ましいことではありません。チームとしての対応、専門的な窓口の設置、外部人材の登用に対する見解を伺います。

次に、都市農業振興施策について伺います。本年4月1日より新たな農業振興計画がスタートします。本市の都市農業は、新鮮な農産物の供給だけでなく、防災空間の確保や地域交流、良好な景観形成、学校給食への地場産野菜の提供による食育推進など、市民生活に不可欠な多面的機能を有しています。しかし、現場では生産コストの高騰、高齢化と担い手不足、農地の減少という四重苦に加え、周辺住環境との調和といった都市部特有の課題にも直面しています。新計画の初年度こそ、これまでの延長線上ではない大胆な予算投入が必要ですが、新年度の予算額を伺います。あわせて減少傾向となっている理由を伺います。新たな農業振興計画で掲げる内容について、令和8年度予算案では具体的にどのような施策が反映されているのか、その目的、予算額、目標とする成果を伺います。農業技術支援の中核拠点として機能してきた農業技術支援センターの老朽化対応について、次年度ではどのような取組を進めていくのか伺います。我が会派は、かねてより農業専門職の採用について計画的な職員採用に向けた検討を求めてきましたが、この間、どのような検討を行ってきたのか、今後の対応と併せて伺います。来年3月から横浜市で始まる国際園芸博覧会について、本市は花・緑出展という形で取組を進めることが公表されていますが、全国都市緑化かわさきフェアを上回る世界規模の事業が近隣横浜市で行われることは貴重な機会となります。本市の都市農業にとっても、その価値を世界に発信する絶好の機会ですが、どのような事業を推進していくのか伺います。

次に、出資法人について伺います。この間、従来からの経営改善と併せ、本市との連携、活用を盛り込む新たな方針に基づき、法人の統廃合を含む業務改善が進められてまいりました。結果、直接的な補助金の縮減は図られたものの、委託や指定管理等に見られる一部契約に市OBとの関係性を疑う向きも少なくありません。市に継続勤務した際の給与と出資法人における役員報酬の格差の現状、出資法人における役員報酬の見直しへの見解を伺います。また、その資質や手腕に年齢や本市在職時における役職は関係なく、むしろ課長級の若手の出向や法人内における正規職員の登用等、幅広く可能性を模索するべきですが、見解を伺います。

次に、かわさき市民放送株式会社、次期経営改善及び連携・活用に関する方針案について伺います。制作収入、放送外収入の増加策と川崎市が放送料を支払っている枠を外して販売しても同額で完売できるものなのか伺います。生放送において街角キャラバン隊などの投入でかわさきFM自体の認知度及び視聴者増を狙う必要を感じますが、対策を伺います。あわせて地域に出たのロケやイベントの開催推移について、また、スポーツ実況の効果はどう分析しているのか伺います。災害時における放送体制、川崎市からの情報提供、周知依頼はどのように取決めを行っているのか伺います。また、かわさきFMの顔づくりに関する必要性についても伺います。

次に、GX戦略地域制度及び川崎臨海部GX戦略推進コンソーシアムについて伺います。GX戦略地域制度への公募に当たり、本市は民間主導で設立された川崎臨海部GX戦略推進コンソーシアムとの連名申請を想定していると承知しています。本市は2022年に川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会を設立し、既存産業の存続を主眼とした脱炭素化に取り組んできましたが、北九州市では2023年にGX推進コンソーシアムを設立し、投資誘致や人材育成等を通じて、経済成長を伴う実効性のあるGXを実装しています。この点において、GXを都市経営や産業政策として回す仕組みづくりでは、北九州市が先行していると言わざるを得ないと考えます。川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会、北九州GX推進コンソーシアム、そして今回設立する本市のGX推進コンソーシアムについて、それぞれの目的、役割、対象とするステークホルダー、目指す成果をどのように整理し、位置づけているのか見解を伺います。あわせて、実効性のあるGX、すなわち新たな稼ぎ口の創出や投資を呼び込む成長戦略としてのGXの観点から、本市はこれまでの取組をどのように評価しているのか、また、新たなGX推進コンソーシアムにおいて、どの点を強化し、どのように差別化を図っていくのか伺います。さらに臨海部の大手企業にとどまらず、市内中小企業、スタートアップ、金融機関、大学等をどのように巻き込み、地域経済全体に波及するGXのエコシステムを構築していくのか、その方向性についても見解と対応を伺います。

次に、本市における被仮放免者への対応状況について伺います。日本に滞在する正当な理由がなく、強制送還の対象となった人は、本来、入管施設に收容されるべき外国人となりますが、病気や家族の状況など人道的な配慮により、被仮放免制度を用いて一時的に收容を解かれ、社会の中で生活する方々があります。こういった方々は被仮放免者という位置づけで、住民票を持たない住民として生活をしているため、各自治体の現場では、医療、福祉をはじめ、あらゆる住民サービスへの対応に苦慮している実態があります。こういった被仮放免者である外国人は、本市においても一定数の方々が居住していると推察されます。現在、本市が把握している被仮放免者の人数を伺います。正確な把握が困難となっている制度上の理由があれば伺います。住民票がないということは、行政から就学案内が届かない、健康保険に加入できない、あるいは就労が禁止されているといった極めて不安定な生活基盤を意味します。特にこうした世帯の子どもたちが義務教育からこぼれ落ちるリスクや医療費の未払い、さらには生活困窮に起因する地域での摩擦などが全国的には指摘されている中で、本市における被仮放免者等への対応をどのように行っているのか伺います。あわせて具体的な課題があれば伺います。このたびの政権公約においては、自治体が被仮放免者情報を確実に把握できるよう、国から自治体への情報を直接通知するプッシュ

型提供等が示されています。こうした国の動きは、自治体が抱えてきた情報の空白を埋め、実態を把握するための一歩となり得るものと考えますが、本市としてどのように受け止めているのか伺います。

次に、妊婦のための支援給付事業について伺います。本事業は、昨年4月に従来の出産・子育て応援事業が法制度化されたものであり、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援を目的として、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施するものです。制度開始から約1年が経過しましたが、申請手続や支給までに要する期間など、寄せられている意見と見解を伺います。妊娠期は心身ともに負担が大きい時期であり、対象者の目線に立った簡素で迅速な給付体制が求められます。今後の取組を伺います。自治体独自の上乗せ等による格差についてです。本制度も自治体間競争の一つとなっており、東京都による取組は言うまでもありませんが、例えば、さいたま市ではデジタル地域通貨による支給を選択して申請した場合、5,000円相当分のポイントを上乗せすることで、出産・子育て支援と地域経済活性化を両立させる取組が実施されています。選ばれる都市を目指すためには、本市の実情に即した持続可能で戦略的な取組が必要です。見解と対応を伺います。

次に、ベビーシッターの利用促進に向けた取組について伺います。国の新たな総合経済対策では、ベビーシッターを共働き、子育てを支える重要なインフラと位置づけ、利用負担の軽減やデジタル化が打ち出されました。本市は待機児童数ゼロを維持しているものの、急な残業や病後児対応、あるいは保護者のリフレッシュといった一時的、個別的な保育ニーズは依然として高く、既存の施設型保育だけでは限界があり、訪問型保育等の充実が求められています。本市のベビーシッター利用の現状と国の方針をどう受け止めているのか伺います。ベビーシッター利用の最大の壁はコストです。東京都では、幼保無償化対象施設の利用有無に限らず、1時間当たり2,500円の補助があり、保護者は実質数百円程度で利用できる制度を導入し、子育て世代の流入を促進しています。一方で、本市は幼保無償化対象施設に子どもを預けている場合は、ベビーシッター利用への補助は受けられません。子育て格差是正に向け、利用料補助制度を設けるなど、必要な家庭がサービスを受けられる環境を整えるべきですが、見解を伺います。また、1対1の保育となるベビーシッターには安全確保が不可欠です。優良な事業者の情報提供やシッターへの研修支援などを通じて市民が安心して利用できる仕組みづくりを強化すべきですが、見解を伺います。

次に、こども未来局と教育委員会等の情報共有・連携体制について伺います。本市では、こども未来局と教育委員会等の情報共有、連携を目的として、令和8年4月にこども未来局児童家庭支援・虐待対策室に地域支援担当を設置する組織改正を行うとしています。地域支援担当が担う役割と企画部門が担う役割をどのように整理しているのか、その役割分担を具体的に伺います。こども未来局は主として未就学期の子ども、家庭の情報を多く把握している一方で、学齢期の子どもの日常的な状況については十分に把握できていない、逆に教育委員会は、学齢期の子どもの情報は把握しているものの、未就学期からの家庭背景や福祉的支援の状況については十分に共有されていない課題があったと認識しています。今回の組織改正は、こうした相互の情報把握の課題を踏まえたものなのか、この組織改正に至った背景についても伺います。地域支援担当が具体案件を担い、企画部門が局間連携の仕組みづくりを担う体制とすることで、個別支援の質の向上と再発防止、横展開につながる仕組みづくりの両立を図ることが狙いであると考えます。この体制により、子ど

もや家庭の状況把握、早期支援、虐待の未然防止などの面で具体的な効果を見込んでいるのか、見解を伺います。局間連携を企画部門が担うのであれば、単なる連絡調整にとどまらず、情報、範囲をどのようなルールで共有するのかを明確にしていくことが不可欠です。想定している具体的な内容を伺います。放課後等デイサービス、生活保護、健康診断、医療・保健サービス等は健康福祉局が所管しており、これらの情報は、子どもや家庭の状況を立体的に把握する上で欠かせないものです。今回の体制整備において、健康福祉局との情報共有、連携については、どのように仕組み化するのか、見解を伺います。

大阪府の箕面市では、規模は異なるものの、子ども施策を担う部署を教育委員会内に集約し、子どもを軸に行政内の情報を統括する体制を構築しています。当面は局間連携の強化という形を取りつつ、将来的には、子ども施策をより一体的に整理し、分かりやすく実効性のある統括体制へと発展させていくべきではないでしょうか。今回の組織改正を将来的な子ども施策の一体化に向けた第一歩として位置づけていくのか、市長に見解を伺います。

次に、高校の授業料の無償化について伺います。本市の高等学校等においても、令和8年度より高等学校等就学支援金の支給を受け、家庭の経済状況によらず、全ての子どもたちの教育の機会が均等に与えられることとなります。まずは、新制度の事業概要を伺います。国の補助額は、公立の全日制高等学校では上限を11万8,800円、定時制では3万2,400円としています。本市の全日制の市立高校等の授業料は月額9,900円です。定時制高校の授業料の上限は2,700円となっており、同額となっています。新年度を迎えるまで残り僅かとなりましたが、新制度の周知をどのように行うのか伺います。都道府県は高校無償化に一定の責任を有していることから、公私立高校等の負担割合は、国が4分の3に対して、都道府県が4分の1となっています。本市の負担は生じないのか伺います。また、全日制、定時制のそれぞれの学校運営費への影響を伺います。国による高校授業料の無償化に伴い、川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例の改正は運用上必要ないのか伺います。

次に、学校給食の高騰対策について伺います。本市では、令和7年12月に国会で決議した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用して、学校給食における食材の高騰分に充てるとしています。本市の小学校の1食当たりの給食費は335円で、月額約5,900円、国の補助額の上限は5,200円であり、令和8年度に限り、国の給食費負担軽減交付金や重点支援地方創生臨時交付金を活用し、差額の700円を補填することとなります。そのため、令和8年度においては、実質、保護者負担はなくなりますが、負担軽減策は持続可能な制度であるべきです。令和9年度以降の給食費の考え方を伺います。我が会派は、学校給食費の負担を近隣都市との足並みをそろえるよう要望してきました。一方、横浜市では、公に無償化をうたっていると仄聞します。本市では、保護者負担に対して無償化というのか、一部負担というのか、抜本的な負担軽減策と表現するのか、捉え方を伺います。また、保護者への周知方法も伺います。予算案では学校給食の実施回数の拡充策が提案され、希望する学校では給食回数が増えることとなります。増加した分の給食費の負担の在り方について伺います。

次に、学校体育館等空調設備整備方針について伺います。この件は議会で決議も行い、我が会派としても重要な課題として捉え、早期整備を求めてきました。その中で、熱源や

調達機器等について非常時対応として有効な提案をしてきましたが、取り入れられることなく方針が定められることは非常に残念であります。さらに情報提供についても、恣意的とも捉えられかねない事態があったことも付言しておきます。まず、新たに方針に示された整備年次計画についてです。学校施設は、年間を通じ活動が行われていることから、様々な面で不具合や想定外の事態も起こり得ます。生徒の教育環境を担保するためには、突発的な工事なども考えられる中で、空調整備工事との調整はどのように行うのか伺います。複数年計画においては、全てを同時対応することは不可能ですので、納得できる整備順位を示すことが必要ですが、見解を伺います。事業費は、今年度の概算では、整備、断熱、維持管理合計で約257億円と示されています。我が会派としても文部科学省を訪ね、補助制度の充実を求めてきました。充当財源と見込める補助金を伺います。エネルギー源ですが、改めてLPガスの非常時の優位性は揺らがないことを指摘しておきます。認識としては各学校の既存熱源を用いることは理解していますが、現在、都市ガスの学校において管の増径による支障と、現在、LPガスの学校においてガス使用量の増加による支障とは何か、改めて伺います。予定では、区分③において次年度末に落札者決定があります。指摘のとおり、地元業者の参入について積極的に取り組むべきであり、要求水準案にどのように反映させるのか伺います。

また、地元業者に対する期待について市長に伺います。

次に、学校給食室への空調設備の整備について伺います。我が会派は、これまで猛暑下での苛酷な労働環境と衛生管理体制への影響について繰り返し議論し、早期の全校整備を求めてきました。来年度予算案では、重点施策の新規事業として、空調設備未設置の調理場及び食品庫に対する調査・整備費用として1,800万円計上されましたが、肝要なのは整備完了に要する期間です。今後のスケジュール感と給食提供への影響を伺います。

次に、川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針案について伺います。本方針では、これまでかわさきGIGAスクール構想で推進してきた子どもの学びとそれを支える教職員の業務効率化及びICT基盤整備という3つの柱で構成されており、教育現場のDXを総合的に推進する方針案です。ゼロトラスト前提で、セキュリティとアクセスの制御強化や校務系・学習系ネットワークの統合といったICT基盤整備先行型ですが、教育的成果や業務削減効果が可視化されているとは言い難く、今後、次世代校務支援システムの導入やデータ利活用が進む中で、単なる基盤整備で終わらせないことが重要です。我が会派で視察を行った浜松市では、各学校と連携を図りながら校務DXを推進する必要があると考え、事業を進めております。本市においても同様の視点は重要であると考えますが、現場との乖離を生じさせず、本来の目的である子どもの学びと教職員の業務効率化を実現する具体的な取組と目標を伺います。本市では、校務系・学習系ネットワークの統合を目指しておりますが、浜松市では、セキュリティ上の懸念から統合には慎重な姿勢を維持しており、過度な認証強化による業務の複雑化も指摘されています。見解を伺います。あわせて、教育委員会が所有するデータとの連携、活用に向けた見解を伺います。また、自宅業務環境整備には、教職員の働き方改革との統合が重要です。見解と対応を伺います。昨年度実施した海外視察のヨーロッパ視察団では、デジタル先進国であるデンマークのICT施策について視察しました。デジタル技術は日進月歩で発展します。生成AIの扱いを含め、見解と対応を伺います。

次に、史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画について伺います。第2期保存活用計画では、従来の目的をそのままに、遺跡群の内容や周辺の遺跡、文化財等を理解するための説明板、案内板等の充実、トイレ等の便益施設の設置、遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースの確保、公有地化の進展に応じた段階的な整備方法の検討等といった課題を解決するための計画となっています。これらの取組によって、史跡の価値を生かしたまちづくりが一層進むことが期待されますが、一方で、一昨年オープンした橘樹歴史公園をより身近に感じてもらうための取組の充実が必要と考えます。現在でも飛鳥時代の復元倉庫内部の特別公開等が開催されていますが、遺跡に関心が高い方のみならず、地域を巻き込んだイベント、例えば地元小中学校、自治会・町内会、影向寺重要文化財・史跡保存会等と連携した取組を検討するなど、地域に密着した取組も重要と考えますが、見解を伺います。また、地域からは遺跡にたどり着くための交通手段の充実も求められています。史跡内のイベント時に限定した臨時シャトルバスを運行させることはできないのか伺います。運行に当たっての課題があれば併せて伺います。

次に、父母の離婚後の子の養育に関する改正民法施行を見据えた学校現場への支援について伺います。離婚や親権、親子交流をめぐる問題は、家庭ごとに事情が大きく異なり、学校現場においても、一律の判断や対応が難しいケースが多いと認識しています。一方で、保護者間の関係が複雑化する中で、学校や教職員が対応に迷ったり、判断を一人で抱え込んだりする状況が生じているとすれば、それは現場任せにすべき問題ではありません。改正民法施行を見据え、離婚や親権、親子交流をめぐる対応について、学校や教職員が判断に迷った場合や学校だけでは対応が難しい場合に、どのような相談・支援体制を整えているのか、また、今後どのように支えていくのか、見解と対応を伺います。

国からは、今回の改正民法の内容について自治体における周知の徹底が求められています。今後の取組を伺います。

次に、地域教育会議及びコミュニティスクールをはじめとする学校と地域の連携体制について伺います。現場からは、会議や委員の充て職が重複し、目的や役割の違いが分かりにくいまま、善意と責任感のある一部の担い手に負担が集中しているとお声があるほか、活動が形骸化している地域があるとの指摘もあります。今後、組織体制を見直し、人材情報の集約や整理を進める方向性も示されていますが、学校と地域の連携に関わる人材、委員、会議体等が縦割りで存在していることによる負担増、調整不全、重複、機会損失等の支障についての認識を伺います。人材情報の集約や委員、会議体の整理に向け、関係部署、情報、範囲を含め、どのように学校現場へ提供、調整していくのか、具体的な検討状況と進め方を伺います。会議体や充て職の重複により負担が集中している実態をどのように把握しているのか伺います。負担の偏りを是正し、担い手を広げるために、役割の整理、参加の在り方の見直し、業務のスリム化等を伺います。地域教育会議とコミュニティスクールは、制度上の立てつけが異なる中、国としては両者を両輪として進める整理がなされている一方で、地域からは、どちらが何を担う仕組みなのか分かりにくい、活動が重複する、学校との接続が弱いといった声もあります。地域教育会議とコミュニティスクールの役割分担について、どのように整理し示すのか、基本的な考え方を伺います。活動が活発な地域と形骸化している地域の差が広がっている実態をどのように評価しているのか、形骸化している地域にはどう立て直し等を図っていくのか伺います。学校と地域の連携を実効性

のあるものにする上で、地域と学校の橋渡し役の機能が重要ですが、現状と今後の強化方針を伺います。

次に、眼科検診について伺います。本市では、3歳児健診における眼科検診について、毎年およそ1万2,000人の子どもたちが受診しており、約50人に1人の割合で視機能の課題を早期に発見しています。弱視などの早期発見、早期治療につながる重要な取組であり、高く評価いたします。一方、近年はスマートフォンやデジタル端末の普及により、40歳以上の世代においても目の健康への影響が懸念されています。欧米では、眼科は脳神経外科と並び高度医療を担う分野と位置づけられており、眼球は体の中で唯一、外から直接観察できる神経とも言われ、全身疾患や脳疾患の早期発見につながる可能性を持っています。本市の40歳以上を対象とした眼科検診についての取組を伺います。また、その取組によって得られる健康面、医療費抑制等の効果をどのように分析し、評価していくのか伺います。

次に、市役所北庁舎を核とした教育・人材育成拠点の可能性について伺います。現在、市役所北庁舎の整備計画では、看護大学院や休日急患診療所等の配置が検討されていると承知しておりますが、今後、近隣に新アリーナが整備され、スポーツ選手や来訪者の増加が見込まれる中で、本市が掲げるスポーツ都市としての特性をより一層生かす視点も重要であります。例えば、看護大学院を核としつつ、看護を学部や学科として位置づけるとともに、リハビリテーション分野や健康・スポーツ分野を担う学科、具体的には理学療法士等を育成するリハビリテーション学科や健康スポーツ学科などを段階的に整備していくことも一つの方向性であります。また、市役所北庁舎は駅に近い立地であり、社会人学生や現職者が学び直しとして通いやすい環境が整えられている点も大きな強みであり、医療・福祉・スポーツ分野における人材育成と人材確保の両面で効果が期待できます。単なる施設配置にとどまらず、155万都市としての特性を生かした教育・人材育成拠点、いわば将来的な健康・医療・スポーツ分野を担う市立大学的機能の可能性について伺います。

次に、葬祭場で発生する残骨灰の処分方法について伺います。本市は来年度より残骨灰の売却を開始します。残骨灰の扱いは、宗教的または感情的にも非常にデリケートなことです。このたび市民アンケート結果を踏まえての施策展開ですが、これまで行ってこなかった理由と方向転換した理由を伺います。残骨灰の所有権は誰に帰属するのか、また、扱いは焼骨なのか廃棄物なのか、見解を伺います。この中には、有価物だけでなく有害物質も含有されておりますが、その取扱方法はどのように指示するのか伺います。本市は市内業者活性化に向けて施策を行っていますが、本案件について市内業者は何社あるのか伺います。また、入札不調の際の対応を伺います。中には、身寄りのない方、葬祭扶助を受けても引取りを拒否される親族等の場合の取扱いを伺います。自治体によっては、処理済み残骨灰を自然に返す、または肥料にしているところもありますが、見解を伺います。

次に、終活情報登録事業について伺います。本市では、終活情報のさらなる充実を図るため、緊急時に本人が意思表示できない場合でも、事前に登録した情報を関係者に提供できる仕組みを整えることで、市民の将来不安を軽減し、安心して暮らせる環境をつくることを目的として、このたび新規事業として終活情報登録事業を開始することとしました。本事業を新たに開始するに至った背景や経緯を伺います。あわせて、既存の未来あんしんサポート事業において、利用者が限定されてきた要因や制度運用上の課題があれば伺います。本事業における主な登録内容、登録方法、市民への周知の手法、利用に係る費用負担

の有無など、具体的なサービス内容を伺います。本市の高齢者の中にはペットと共に暮らしている方も多く、入院や逝去時にペットの世話が行き届かず、対応に苦慮するケースが多く発生しています。外出や入院、災害時などにおいて、ペットの存在が飼い主の意思決定やケアの選択に影響を及ぼす事例も見受けられます。そこで、新たな終活情報登録事業において、ペットの飼育状況や緊急時の対応先など、ペットに関わる情報も登録できる仕組みを組み込むことはできないのか、見解と対応を伺います。また、検討に当たっては、現場で活動しているボランティア団体をはじめ、市生活衛生課や動物愛護センター等の関係機関との意見交換や情報共有を行い、実効性のある制度設計とすることが重要です。見解と対応を伺います。

次に、営繕工事の入札不調の抑制に向けた取組について伺います。資材高騰や人手不足等の影響を受け、本市でも営繕工事の入札不調が問題視されています。入札不調は公共施設の整備遅延に直結する看過できない課題です。過日、設計数量の見える化や概算価格の公表といった新たな試行実施方針が示され、これまで一式方式とされていた内訳の根拠を公表することとなりました。事業者側の見積り負担が具体的にどの程度軽減され、応札意欲の向上にどうつながるのか。積算効率化に期待される効果を伺います。不調となった工事に対し、再入札時に概算の直接工事費を公表することですが、これは予定価格の推測を容易にする側面もあります。価格の透明性を高める一方で、ダンピングや逆に予定価格ぎりぎりでの高止まりを防ぎ、適正な競争を維持するための工夫をどのように考えているのか伺います。

また、今回の取組は、まちづくり局の案件のみでの試行ですが、効果が認められた場合、全市的に行うつもりはあるのか、市長の見解を伺います。

次に、鷺沼駅前地区再開発について伺います。令和8年度予算案では、再開発組合が行う権利変換計画作成に対する補助を計上しています。令和8年1月の再開発組合の報告によりますと、特定業務代行者と設計の深度化と工事費高騰について精査するとの報告がありました。報告には精査のスケジュールは示されたのか伺います。こうした動きを受け、工事費高騰への対応として、物価高騰等による工事費の変動の妥当性を検証する体制等について検討するとしています。どのような体制を想定しているのか伺います。また、本市において妥当性の検証を行った結果を令和8年度秋に議会等に報告するとしています。特定業務代行者及び工事関係者との精査結果の妥当性をどのような視点で評価するのか伺います。資金計画による総事業費は880億円です。そのうち工事費が約770億円となっており、全体の90%を占めています。資材価格、労務価格、その他の上昇要因を加味して、改めて総事業費は算出されるのか伺います。また、精査後の総事業費はいつ頃公表予定なのか伺います。令和7年度予定の権利変換計画の認可が令和8年度末に遅れました。理由を伺います。工事の遅延がないよう、土木工事を含む先行可能な工事に着手するとしています。先行可能な工事は何か伺います。また、全体の工事日程に影響は出ないのか伺います。鷺沼駅前地区再開発事業費のうち、市民への情報発信やエリアの魅力向上などに向けて、どのようなものを計上しているのか伺います。また、それらの業務の目的を伺います。

次に、等々力緑地再編整備に伴う景観等について伺います。等々力緑地は、緑と水の潤いの空間と多数の運動施設が存在し、市民に親しまれている都市公園で、施設の老朽化、武蔵小杉駅周辺の再開発事業が進む中、防災に資する運動公園として再編整備が進められ

ております。昭和16年に面積56.4ヘクタールで都市計画決定された等々力緑地は、都市計画区域内に13.5ヘクタールの住宅、工業団地、企業のグラウンド等が立地していますが、今後、公園としてどのように事業化していくのか伺います。また、当該地域の住民等は地域の将来像をどのように認識されているのか伺います。また、課題を含め今後の方針を伺います。等々力緑地は昭和30年代から公園施設整備が始められ、当時から今回の再編整備前までの景観についてどのように評価されていたのか伺います。また、再編整備による効果として公園の新たな魅力向上が期待されますが、見解を伺います。あわせて、景観の観点からは、どのように位置づけられているのか伺います。再編整備に伴い公園内に複数の建築物が計画されていますが、配置、形態、意匠、外構、色彩、屋外広告物等について適切な景観誘導が求められますが、見解を伺います。また、緑地内では様々なイベントが開催されていますが、内容及び審査体制を伺います。川崎市景観計画に基づいて、良好なデザインの誘導を行うために景観アドバイザー制度が創設されていますが、どのような助言を得ているのか伺います。

近年、都市化の名の下、農地や樹林地が減少する中でかつての風景や生物多様性は失われつつあります。水と緑の景観形成にいかに取り組んでいくかは自治体の最も重要な課題ではないでしょうか。現状認識を伺います。また、緑地再編整備において水と緑の景観形成にどのように取り組もうとしているのか、ビジョンを市長に伺います。

次に、公園内における原則禁煙化の取組について伺います。子どもたちが安全・安心で快適に過ごせる環境を確保するとともに、多くの方々が集い、憩う公園内で受動喫煙対策を推進するため、川崎市都市公園条例の一部を改正し、公園内を原則禁煙化する改正条例が昨年7月に施行され、条例施行から本年3月まで公園は原則禁煙であるという認識を広く市民に浸透させる周知期間として、4月からは過料適用の対象に喫煙が追加されます。既に川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例及び川崎市路上喫煙の防止に関する条例は施行されており、両条例には罰則が規定されていますが、これまでの巡回指導体制や取組状況、課題、過料の件数等について伺います。

常駐管理者がいる富士見公園、等々力緑地、生田緑地、大師公園等18公園に限り、喫煙所が設置されています。どのような理由で設置場所が決定されたのか、喫煙者に対して喫煙場所はどう周知しているのか、使用言語を含め伺います。また、喫煙者並びに公園利用者から喫煙場所等について寄せられている意見要望等があれば伺います。あわせて、禁煙化に至った経緯を伺います。横浜市の公園は令和7年4月から禁煙になり、多数の来場者が長時間滞在することが見込まれる大規模イベント等については、受動喫煙防止の観点から、主催者側と協議の上、必要に応じて主催者による仮設の喫煙場所の設置が認められています。公園内に常設の喫煙場所は設置されておりません。横浜市の取組について見解を伺います。今後は、違反者に過料が科せられますが、対象となる公園数、取締り体制、過料の徴収方法を伺います。

次に、川崎駅周辺総合整備計画案の策定及び京浜急行大師線連続立体交差事業2期区間の踏切対策について伺います。これまでもまちづくり局と建設緑政局との連携の必要性に触れてきました。特に、既に深刻な課題とされている京急川崎(大)第2踏切をボトルネックとした国道409号線の渋滞問題については、京急大師線2期区間の事業中止が決定されて以降、次善策の検討が急務であり、1月のまちづくり委員会にて、その方向性等が示さ

れ、沿線・近隣町内会へ説明が速やかになされたことは評価いたします。しかしながら、整備計画案と踏切対策の意見募集や説明会等の期間がほとんど重複しながら、説明会の開催日、場所が異なることは地域住民にとり、混乱が想定され、現に町内会長らから指摘があったとおりです。この点について、両局が連携して合同で行うことを検討しなかったのか伺います。

あわせて、おののちに実施することによる地域住民らへの負担について、事前に指摘されながら、各局のスケジュールのとおり実施することとした理由を担当の藤倉副市長に伺います。

整備計画案についてです。川崎駅は本市の玄関口、顔となる駅であるとともに、県内有数のターミナル駅です。その周辺整備による評価は本市そのものへの評価に直結すると言っても過言ではありません。さらに、隣接する京急川崎駅は羽田空港に直結する路線を擁する駅であり、国際的視点も持った再開発、再編整備が求められます。そうした観点から、このたびの整備計画案の最大のテーマはどこにあるのか伺います。京急川崎駅周辺についてですが、今後、新設される予定の新アリーナや京急川崎駅西口地区における再開発エリアをにぎわい交流核としてゾーニングし、川崎駅から京急線の西側に沿って交流軸が示されていますが、地域資源軸である東海道や六郷の渡し場との交流軸による回遊性確保の動線は見られず、議会にて趣旨採択された京急川崎駅北口改札に関する検討の跡も見られません。地域住民から寄せられてきた要望や議会での議論がまるで皆無のごとく見受けられますが、見解を伺います。一方、川崎駅南側に目を向けますと、西口のラゾーナ川崎、ミューザ川崎と東口の川崎ルフロン、ラ・チッタデッラ周辺をにぎわい交流核とし、東西の各施設間に交流軸を設けていますが、当該施設の住民、事業者からは川崎駅南口改札の整備を求める声もあり、南口改札を将来的に視野に入れた川崎駅を中心とした回遊性向上の図案と捉えていいのか伺います。

続いて、渋滞対策についてです。京急川崎(大)第2踏切を中心に発生している渋滞問題は、朝夕のラッシュ時には、川崎区側は久根崎交差点付近、幸区側は堀川町交差点、休日などには幸町交番前交差点付近まで渋滞が発生している状況です。さらに、昨秋のみんなの川崎祭の折には、一時、遠藤町交差点まで渋滞が見られるなど、同踏切を中心に発生する渋滞対策は、日常、イベント開催時を問わず、その対応が問われています。今後の新アリーナ建設、京急川崎駅西口地区再開発が始まったとき、また、ボトルネックである踏切の除却に着手した際には一層の渋滞の発生が懸念されますが、現状の対策と今後の対応方針を伺います。あわせて、迂回経路の確保への考え方、事業者との意思疎通についても伺います。特に当該踏切周辺の住民らにとっては、新アリーナ建設、京急川崎駅西口地区再開発、そして、踏切対策と工事期間が今後十数年以上にわたります。あらゆる交通環境の課題、負荷をシミュレーションし、当該地区のみならず、迂回を促すことで生じる他地区への影響も考慮し、川崎区、幸区の川崎駅周辺の広い地域の安全確保策を地域住民らと共有すべきですが、周知について伺います。

次に、川崎港の物流促進の取組について伺います。現在、我が国においてはトラック運転手の人手不足など、物流分野の労働力不足が大きな課題となる中、国の施策として貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送、または船舶を利用した海上輸送へ転換するモーダルシフトを加速化させるための補助制度が創設されていると仄聞します。モーダルシフトの

役割が大きく期待されるRORO船による拠点港である川崎港でのRORO船の活用の効果を伺います。また、RORO船を活用するための貨物集荷にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、議案第1号、川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について伺います。今回設置される川崎市雨水対策検討委員会では、グリーンインフラや費用便益など幅広い分野の専門家を選定するとしています。激甚化する大規模水害対策の強化は喫緊の課題であり、本委員会の設置に対し一定の評価をいたします。ハード面、ソフト面を問わず、あらゆる点での対策が必要であり、専門的な知見を具体的に基本方針へ反映させるのか伺います。川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会は、委員定数が10人以内、任期は2年です。一方で、設置される委員会は委員定数8人以内、任期は委嘱日から令和9年度末までとされています。これらの違いと委嘱の日付について伺います。国、県との連携及び流域治水の推進についてです。委員には多摩川や鶴見川を管理する国や神奈川県職員も含まれています。市域を越えた広域的な連携が求められる中、本委員会を通じ、河川改修と本市の下水道整備をどのように整合させ、実効性のある流域治水を実現していくのか伺います。基本方針の策定スケジュールと市民への周知について伺います。策定に向けて全5回の審議が予定されています。策定過程において、実際に浸水被害への不安を抱えている市民の声や地域の実情をいかに吸い上げ、方針に反映させるのか伺います。あわせて、策定後の取組を伺います。本委員会は市長の附属機関ですが、本委員会に対する期待を伺います。また、令和元年東日本台風直後でなく、今このタイミングになった理由を伺います。

次に、議案第23号、川崎市基本計画の改定についてに関連して伺います。まず、区ごとのまちづくりについてです。第4期実施計画の方向性として、生活基盤の整備状況の見える化や各区の現状と課題、主な取組が示されています。しかし、各区の整備状況を示した政策的な意味や位置づけが分かりにくいことに加え、何を課題と捉えているのか、その抽出基準や根拠が必ずしも明確ではなく、記載内容や論点にばらつきが見られます。生活基盤の整備状況を見える化した目的と効果を伺います。課題設定が地域の実態や客観的な分析結果ではなく、行政内の一部の部署や担当職員の問題意識に依存したものではないかとの疑問を持ちます。本来であれば、人口、年齢、世帯構成、生活利便性、福祉・医療資源の分布など、客観的なデータに基づく地域アセスメントを行い、現状と課題を整理した上で、解決に向けた取組を位置づけるべきです。総合計画の改定に当たり、どのデータを用い、誰が市全体、区、地区等の単位で、どのような手法により分析を行ったのか、プロセスの詳細を伺います。あわせて、分析結果を踏まえ、各区の特性や差異をどう把握、評価し、俗人的な判断に陥ることなく計画に反映したのか、考えと整理手法を伺います。

基本計画及びかわさき教育プランでは、豊かな心と健やかな体の育成を基本理念とし、体力向上とスポーツに親しむ習慣の定着を重点施策としています。しかし、現場の実態を踏まえると、現在の施策運用には、計画目標と逆行する構造的な矛盾があると言わざるを得ません。まず、スポーツ嫌いを助長しかねない評価の在り方ですが、本来、スポーツ習慣の定着には動機づけが不可欠であるにもかかわらず、中学生になると、体力テストについて「嫌い」と回答する割合が「好き」を上回っています。数値によるAからEまでの画一的な判断を下されることで、自分は運動が苦手だという劣等感を植えつけかねない評価

方法は、目標に掲げる豊かな心やスポーツに親しむ習慣の定着を阻害しかねません。次に、データの信頼性とその活用です。現在、多くの学校現場では、生徒同士が計測を補助する形で体力テストが実施されています。そのため、実測データの精度には限界があるのが実情ですが、教育委員会としてどのように認識しているのか伺います。また、その不正確な数値に基づく判定を行う体力テストの意義を伺います。あわせて、実測データの精度改善に向けた検討が可能か伺います。

精度の低い数値による単純な判定から脱却し、民間活力も活用しながら、児童生徒一人一人に適したスポーツ種目や関わり方を還元することで、自らの可能性に気づき、運動を心から楽しめる川崎独自のフィードバック体制を構築すべきと考えます。市長及び教育長の見解と対応を伺います。

次に、議案第26号、川崎港コンテナターミナルガントリークレーン1、2号機更新工事請負契約の締結についてに関して、ガントリークレーン製作工事とコンテナターミナルについて伺います。コンテナターミナルの老朽化が懸念され、特にガントリークレーン1、2号機は開業当初から使用されており、このたび更新されることは川崎港コンテナターミナルの物流機能にとって大変重要なことでもあります。一方、港湾における人材確保も課題であり、関係者からの御意見、御要望に沿った更新を行うことも必要です。このたびのガントリークレーンの更新について、港湾関係者から寄せられた御意見、御要望と発注、製作への反映について伺います。

次に、議案第34号、等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について伺います。本市が事業者を支払う建設業務、維持管理業務に係るサービスの対価について、物価変更等に伴う改定を行うものです。改定前の635億円余からの改定額は819億円余と183億円余も増額する巨大案件です。内閣府の通達に基づく公的な建築費指数及び建設工事費デフレーターを用いた根拠のある指標を用いて算定したとのこと。令和7年第2回定例会でも2億円の増額をする改定議案が示されましたが、なぜ今このタイミングで増額が示されるのか、時期の理由と変更内容を伺います。また、インフレが今後も続く場合、契約変更議案が定例会ごとに提案されるのか伺います。あわせて、想定される総事業費を伺います。また、議案第35号、富士見公園再編整備事業の契約の変更については、これまでの物価変動への対応は物価指数を用いた方法で行われておりますが、本事業との対応の違いを伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 原典之 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは私から、ただいま自民党を代表されました野田議員の御質問にお答えいたします。

予算についての御質問でございますが、令和8年度予算につきましては、市税収入の着実な増収が見込まれる中、保育所運営費などの義務的経費の増や等々力緑地再編整備の進捗などによる投資的経費の増に的確に対応したことにより、当初予算として初めて9,000億円を超えたところでございます。今なお人口増加が続く本市におきましても、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換というかつてない局面を迎えることを想定しております。こうした状況においても、直面するあらゆる課題に継続的に取り組むとともに

に、本市が持続的な発展を遂げ、未来の川崎市民にも選ばれる都市であり続けたいという思いを込めて、予算を命名したものでございます。今回の予算編成におきましては、学校給食費の抜本的な負担軽減をはじめ、国の制度改正の動向がなかなか決まらなかったことなどの苦勞がございました。こうした状況におきましても、物価高騰により影響を受けている市民生活や企業活動にきめ細かく対応するとともに、安全・安心や子育てのしやすさなど、市民の皆様とお約束したマニフェストにしっかりと取り組める予算としたところでございます。また、私が市長に就任後、予算編成に当初から関わるようになって初めて減債基金からの新規借入れを行わずに収支均衡を達成できたことについて、大変感慨深く思っております。収支フレームにおきましては、令和9年度以降も市税収入は堅調に増加する一方、ふるさと納税による減収の拡大、物価高騰等の影響、社会保障関連経費や投資的経費の増加などにより一定の収支不足を見込んでいるところでございます。こうした状況に対しましては、施策の効率的、効果的な推進など、毎年度の予算において適切な対応を図るとともに、より強固な行財政基盤の構築に向けて、臨海部における大規模な土地利用の転換をはじめ、税源涵養に向けた取組などをしっかりと進めてまいります。

衆議院議員総選挙についての御質問でございますが、このたびの選挙結果につきましては、物価高騰対応などの経済対策や将来の成長に向けた戦略的な投資に対する国民の期待が示されたものと受け止めております。国、政府には、選挙戦を通じて寄せられた国民の声や現場を知る地方の実情に丁寧に向き合い、我が国全体の持続的な成長と地域の活力向上につながる政策を着実に推進していただくことを期待しております。

大都市制度改革についての御質問でございますが、地域における具体的な進め方等についてでございますが、大都市制度改革やそれに伴う住民意思の確認につきましては、各都市がそれぞれの事情に応じて検討し、取り組むものと認識しております。特別市の実現に向けましては、先月19日、第34次地方制度調査会が発足し、今月18日には、学識経験者で構成される第1回専門小委員会が開催され、大都市制度の在り方も含めた調査審議が開始されたところでございます。今後につきましては、同調査会の審議の状況に応じて、指定都市市長会等と連携しながら、特別市の必要性等について発信するとともに、引き続き、国や国会議員、経済界、関係団体など多くの関係者に対し、特別市の理解促進に向けた積極的な働きかけを行ってまいります。

障害者雇用についての御質問でございますが、本市では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者活躍推進計画を作成しており、誰もが職業等を通じて社会参加できる環境を整えることは大変重要であると認識しております。こうした中、法定雇用率の達成に向けましては、障害の有無にかかわらず、多様な人材が活躍できる誰もが働きやすい職場環境づくりを全庁横断的に推進することにより、障害者雇用の拡大につなげてまいります。

子ども・子育て施策についての御質問でございますが、子どもや子育て家庭に対する支援は、教育、福祉、保健、医療などの領域が幅広く関わることから、局を横断した連携が不可欠であり、それぞれの専門性を発揮しながら、着実に実施していくことが重要と考えております。今回の体制整備を契機として、こうした連携をより確かなものとし、子どもと家庭に必要な支援が切れ目なく届くよう、しっかりと取組を進めてまいります。

体育館等の空調設備についての御質問でございますが、民間活用事業の実施に当たりま

しては、市内事業者の育成及び市内経済の活性化を図ることは重要であることから、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢としている民間活用推進方針に基づき取組を進めているところでございます。事業者選定に当たりましては、市内事業者の積極的な参画を期待しており、暑熱対策が喫緊の課題となっていることから、児童生徒や地域の皆様に可能な限り早く利用していただけるよう、全庁を挙げて早期整備に取り組んでまいります。

営繕工事の入札不調についての御質問でございますが、入札不調による事業の遅延は、市民サービスや事業費に大きな影響を及ぼすことから、様々な対策に取り組んでいるところでございます。このたびの積算数量の見える化や概算直接工事費公表の試行実施につきましては、その効果が認められた場合には、公共建築物の工事における実施の拡大について検討を進めてまいります。

等々力緑地についての御質問でございますが、本市においては、多摩丘陵の豊かな自然や市を縦断する多摩川の水辺環境を軸に、まちなかへと緑をつなげ、市全域で生態系ネットワークを形成していくことが重要と考えております。そのため、人と緑が関わりながら、緑の多様な機能や効果を活用するとともに、新たな緑の価値を生み出すことによって、生態系を回復させ、生活の質や地域の課題解決を目指したまちづくりを進めてまいります。等々力緑地につきましては、これらを体現する都市における緑の拠点として、多摩川との連続性やまちに潤いを与えるような景観を創出し、多様な主体が関わりながら、魅力があふれ、本市の誇りとなる緑地を目指し、取組を着実に進めてまいります。

子どもの体力向上に向けた取組についての御質問でございますが、子どもたちには、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な人生を歩むため、発達段階に応じて体を動かすことや仲間とスポーツを楽しむことなど、子どもたち自身が主体的に考えながら、運動習慣の定着や生活習慣の改善に取り組んでほしいと考えております。体力テスト等で得られるデータを活用し、一人一人の状況に合わせ、より分かりやすくフィードバックすることで、子どもたちのやる気につながるよう対応していく必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長 原 典之 藤倉副市長。

〔副市長 藤倉茂起登壇〕

○副市長 藤倉茂起 川崎駅周辺総合整備計画及び京浜急行大師線連続立体交差事業についての御質問でございますが、川崎駅周辺総合整備計画の策定と京浜急行大師線連続立体交差事業2期区間の踏切対策につきましては、本年1月から、それぞれ地域への説明を実施しているところでございます。地域への説明につきましては、対象地域において適切に周知することや説明の機会を十分に設けることが重要であると考えておりますことから、それぞれの対象地域や説明趣旨等を勘案し、説明会を実施したところでございます。今後は、参加する地域の方々に配慮した説明会を開催するなど、関係局区でより緊密に連携した取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 全国体力・運動能力、運動習慣等調査についての御質問でございますが、子どもたちが生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培い、体力の向上に資するためには、体を動かす楽しさを知ることで、子どもたちが主体的に活動できるようになること

が大切であると考えております。子どもたちの運動習慣の定着や生活習慣の改善に向けて、体力や生活習慣等に関するデータを学校での指導や家庭での取組に活用するなど、意識醸成につなげていきたいと考えており、その効果的なフィードバック等につきましては、今後、他都市の先進事例等を調査してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 池之上健一登壇〕

○総務企画局長 池之上健一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎市職員人財ビジョン案等についての御質問でございますが、川崎プライドにつきましては、職員のこれまでの本市との関わり方等により、川崎への愛着等の度合いに差が生じている場合もあると認識していることから、在職年数等に応じて、川崎の魅力や強みを知る機会を設けてまいります。次に、職員人財ビジョン案との連携についてでございますが、川崎プライドの醸成につきましては、人材の確保につながる取組として重要であると考えておりますので、職員人財ビジョン第1期取組計画案では、新たな取組として、インターナルプロモーションを盛り込んでまいります。同ビジョン案では、人材確保の取組の中で、川崎市のブランディングを掲げており、就職希望者や職員へ魅力を発信することとしております。また、公務員におけるリファーマル採用につきましては、採用広報の一つの手段として考えており、現在、学生や転職者等に直接本市の魅力を伝えるかわさきナビゲーターの取組を進めているところでございます。次に、個を生かす人材戦略につきましては、職員個々の資質や特性の丁寧な把握と職員がその力を最大限に発揮できる環境づくりが重要と考えており、階層別研修に選択科目制の導入など、主体的な学びを支える環境を整えるとともに、職員の研修受講歴や人事評価の結果などを可視化し、複合的に連動させることで、適材適所の人事配置を進めてまいります。次に、管理職等のマネジメントにつきましては、職員との日々のコミュニケーションや人事評価制度を活用したフィードバックなどの取組が重要であると認識しており、引き続き、階層別研修等を実施するとともに、新たに多面フィードバックを導入することなどにより、職員一人一人がその力を最大限に発揮できる環境づくりを進めてまいります。

次に、障害者雇用についての御質問でございますが、令和7年6月1日現在の実雇用率が法定雇用率を下回ったことにつきましては、いわゆる障害者雇用促進法に定める地方公共団体の責務を考慮すると、より一層の取組を推進していかなければならないと認識しております。算定方法変更の影響についてでございますが、除外率の引下げにより実雇用率が低下し、法定雇用率の達成には新たに約50人の雇用が必要となったところでございますが、仮に除外率の引下げがなかった場合の実雇用率は2.86%と算定しているところでございます。障害者雇用に当たりましては、働きやすい職場環境づくりが重要であると認識しておりますが、現状では、障害特性と職務内容とのマッチングや会計年度任用職員の定着率などに課題があるものと捉えております。現在、各職場に1人ずつ配置する分散配置と1つの職場にまとめて配置する集合配置を行っておりますが、本人の希望やその特性に応じて相互に交流できる柔軟な働き方の導入とともに、就労支援機関と連携した定着支援や音声読み上げソフトの導入、職場の理解促進のための研修の実施などに取り組むことにより、障害者雇用の推進に努めてまいります。

次に、職員へのカスタマーハラスメント対策についての御質問でございますが、カスタ

マーハラスメントの行為者につきましては、いわゆる労働施策総合推進法では、当該事業主の行う事業に関係を有する者とされていることを踏まえ、川崎市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針案におきましても、職員が業務上関係する者として、その範囲を広く捉えており、市民を含む行政サービス利用者等のほか、市議会議員につきましても、その対象としているところでございます。また、カスハラにつきましては、同方針案では、職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されるものと定義しており、対象行為がカスハラに該当するか否かにつきましては、本定義に照らし、個別具体的な状況を踏まえながら、組織として適切に判断してまいります。カスハラに該当すると判断した場合には、要求の内容、要求を実現するための手段、態様等の状況に応じて、警告を行う、対応を中止するなど、組織として毅然と対応してまいります。また、カスハラが発生した場合には、職員に大きな精神的負担が生じることから、令和8年度に新設するカスハラ対策を推進する担当部署のほか、庁内関係部署や警察、弁護士との連携などにより、カスハラ対策を適切に推進してまいります。

次に、出資法人についての御質問でございますが、本市職員が主要出資法人等に再就職する場合の報酬額につきましては、川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針に基づき設定することとしており、その上限額は職員の定年引上げに伴い、60歳以降も本市で引き続き勤務する場合の給与水準を考慮し、令和6年度から新たに設定したところでございます。個々の再就職者の報酬額につきましては、その職位や業務内容、各法人の経営状況などを勘案して設定され、社会状況の変化等に伴い、上限額の範囲内で適宜見直しが行われるものと認識しております。今後も、市職員の給与水準や国、他都市の動向などを注視しながら、適切な上限額の設定に努めてまいります。次に、出資法人の役職員の選任、採用に当たりましては、法人の自主性、自立性を損なわないよう人的関与には十分留意する必要があると考えており、一方で、法人においては、職務権限や責任にふさわしい人材を官民間問わず広く求め、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含め、能力、知見を有する人材の積極的活用に必要なものと認識しております。

次に、かわさき市民放送株式会社、次期経営改善及び連携・活用に関する方針案についての御質問でございますが、初めに、収入の増加策等につきましては、積極的な営業活動により、放送枠やスポットCM等の販売を強化するほか、放送外の収益を確保し、営業収益の増加に向けた取組を進めていくと確認しているところでございます。また、本市の放送枠では、市政情報や地域安全、防災等の生活に役立つ情報など、きめ細やかでタイムリーな情報発信を行っており、これを維持する必要があると考えております。次に、認知度の向上等に向けた対策につきましては、生中継や公開収録、SNSを活用した情報発信など、市民の参加を促す取組を進めていくと確認しているところでございます。次に、イベントの開催等の推移につきましては、これまでも様々な場所で取材やイベント参加を積極的に行ってまいりましたが、市制100周年関係では、市内各所での取材等を多数実施したとの報告を受けております。また、スポーツ実況につきましては、川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダースのホームゲームを中継しており、川崎ブレイブサンダースの試合では、SNSやメールによる参加型プレゼント企画等の実施により、多くの反響があったと伺っております。

次に、災害時における放送体制等につきましては、本市との間で締結した災害情報等の放送に関する協定書に基づき、災害など市民生活に影響を与える事態が発生した場合または発生が予見される場合には、災害情報の提供などを行うこととしており、有事の際に備えているところでございます。次に、かわさきFMの顔づくりについてでございますが、コミュニティFMのパーソナリティにつきましては、放送事業の中核を担い、番組の顔、かわさきFMの顔として、イメージや認知度の向上などに大切な存在であると認識しております。令和7年度からは、新たに川崎フロンターレのOBや地域のアイドルなどが日替わりで登場する番組を始めており、引き続き、より親しみが湧き、かわさきFMの魅力が伝わる取組を進めていくと確認しているところでございます。今後も、地域社会に密着した市民が主人公のコミュニティFMとして、本市の豊かなまちづくり、市民生活の安心・安全に貢献するというミッションのさらなる推進に向け、法人と連携しながら取り組んでまいります。

次に、総合計画改定案についての御質問でございますが、初めに、生活基盤の整備状況等を示したいいわゆる区マップにつきましては、政策体系別の取組に位置づけた道路、公園、福祉施設などの身近な生活基盤の整備等について、分かりやすく可視化することを目的に作成したもので、これにより、計画期間中に各区において進められる主な整備内容を確認できるようになり、政策体系別の取組をより身近なものとして認識していただける効果があるものと考えております。次に、各区のまちづくりの方向性の作成プロセス等につきましては、本市を取り巻く環境変化等のほか、各区における高齢化率や外国人住民人口などの人口動態、公園緑地などの整備状況、区民アンケートの結果など、様々なデータを必要に応じて活用しながら、各区役所内で議論を重ね、総務企画局と調整を図ってきたところでございます。こうした検討を踏まえ、各区のまちづくりの方向性における現状と課題を選定するとともに、これに対応する形で、各区が地域課題の解決に向けて主体的に進める計画期間中の主な取組を整理したものでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 財政局長。

〔財政局長 齋藤禎尚登壇〕

○財政局長 齋藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、予算についての御質問でございますが、収支フレーム改定素案につきましては、令和7年度当初予算を基本に、歳入、歳出の見通しを算出したところでございます。その後、令和8年度予算の調整を行う中で、歳入は、堅調な経済状況などから市税等が増となり、歳出は、保育事業における公定価格の改定率が見込みを下回ったことや、国の補正予算の活用により投資的経費の一部を令和7年度に前倒ししたことなどから、収支不足額が縮減したものでございます。投資的経費につきましては、国の単価表等を基に所要額を計上するとともに、労務単価や資材単価の上昇につきましても、変動率を織り込んでいることから、予算不足による事業遅延等を一定程度防止できているものと考えております。財政調整基金につきましては、年度途中の臨時的な財政需要や当初予算における収支不足に的確に対応するため、一定の残高の確保が必要と考えております。そのため、今後4年間におきましては、社会経済環境の変化や国の動向等に対応できるよう、収支フレームでお示ししている161億円を目安として考えているところでございます。

次に、ふるさと納税についての御質問でございますが、令和8年度のふるさと納税によ

る市税減収額は172億円を見込んでおり、減収は年々拡大し、本市財政への影響を強く懸念しているところでございます。こうした状況を踏まえ、制度創設の趣旨に沿った見直しについて、引き続き国に要請するとともに、収支フレームにおいては、戦略的に寄附受入額の拡大に取り組むこととし、令和11年度における100億円を目標値として設定したところでございます。この目標の達成に向け、新たに寄附財源担当を設置し、専任の課長級を置くなど体制を強化することとしており、市場分析や中長期的な戦略検討を踏まえた新たな返礼品の開拓や事業者の拡大、効果的な広報などにしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、被仮放免者等への対応状況についての御質問でございますが、出入国管理及び難民認定法に基づき、收容令書または退去強制令書の発付を受けて收容されている被收容者につきましては、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により、收容を一時的に解除することが相当と認められた場合、被仮放免者として一時的に收容が解かれ、自宅等で生活することが可能となります。被仮放免者や失効者等の情報につきましては、平成24年7月以降、出入国在留管理庁から各市区町村宛てに、本人同意が得られた方の国籍、地域、氏名、性別、生年月日、住居等の情報の通知が始まりましたが、通知開始前の情報は本市に提供されていないことに加え、現在の通知についても、前月に仮放免または失効となった対象者の情報が毎月1回、郵送書面により行われているという状況であり、市内に居住する被仮放免者等の人数を正確に把握することは、現状として困難であるものと考えております。被仮放免者等への対応につきましては、仮放免の際に、住民サービスの詳しい内容を知りたい場合は、各市区町村に直接問合せを行う旨のお知らせが本人宛てに手交されておりますので、本市といたしましては、国際交流センターのワンストップセンターやかわさき多文化共生プラザなどの外国人相談窓口にお問い合わせいただくことで、必要な情報の提供などを行っておりますが、被仮放免者等の実態を把握できていないことが課題と考えております。国からの情報提供につきましては、本年1月に国が決定した外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策において、令和8年度中を目途に、出入国在留管理庁が把握する被仮放免者等の情報の市区町村に対するプッシュ型での提供を開始する旨が記載されており、このことにより、市内に居住する被仮放免者等の正確な人数等の把握につながるものと考えております。今後につきましては、国の動向を注視するとともに、関係機関等と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、川崎市路上喫煙の防止に関する条例についての御質問でございますが、路上喫煙の防止に向けた巡回指導体制につきましては、現在、客引き行為等防止指導員との兼務で路上喫煙防止指導員を17名配置しており、重点区域を中心に2人1組で市内を巡回、立哨し、路上喫煙者への注意、指導を行っているところでございます。しかしながら、依然として一定数の路上喫煙者は存在しており、市民の皆様から寄せられる巡回場所や頻度、時間帯等に対する意見要望や指導員の配置状況等を踏まえながら、柔軟な対応を行っているところでございます。過料につきましては、重点区域内において路上喫煙者を発見した場合、まず、喫煙行為をやめるよう指導員から注意、指導を行い、これに従わない悪質な違

反者には罰則を適用し、2,000円の過料を徴収してありまして、条例を施行した平成18年4月から令和8年2月までの実績は、合計で39件となっております。以上でございます。

○議長 原 典之 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

都市農業振興施策についての御質問でございますが、令和8年度における農業費の予算につきましては1億8,779万6,000円を計上してありまして、令和7年度の予算額1億9,633万7,000円と比較して854万1,000円の減となっております。主な理由といたしましては、農業用施設や農業技術支援センターの改修など施設関連事業費の減や、新規就農者育成総合対策事業補助金を農業者のニーズに即した規模としたことによる減などによるものでございます。

次期川崎市農業振興計画案におきましては、農業経営の高度化及び農地の減少抑制を目的とした施策を、計画期間の当初4年間における重点施策として新たに2つの事業に取り込むこととしております。具体的には、農業経営高度化支援事業費として1,767万2,000円の予算を計上してありまして、JAセレサ川崎と連携して、市内の全ての農業者を対象とした専門家等による伴走型の経営相談支援や、農業者のニーズに合わせて見直した補助事業による支援を通じて、認定農業者数の増加を目指してまいります。また、農地貸借奨励事業費として510万円の予算を計上してありまして、農地減少の抑制を目的に、新規就農者等へ農地貸借を促す奨励制度や長期間耕作されていない農地を整地するための支援制度を新設し、市街化調整区域における農地貸借面積の増加を目指し、農地を将来にわたって確保してまいります。農業技術支援センターの老朽化対策につきましては、同センターは果樹に特化した技術指導等を目的として、昭和47年にフルーツパークとして開所され、平成20年には、野菜、花の技術指導や土壌分析等の機能を加え、本市における農業技術支援の中核拠点として運営してきたところでございます。開所から半世紀以上使用している管理棟におきましては、経年劣化が著しく、現在、老朽化対策を含めた機能更新について、庁内における検討を進めているところでございまして、新年度においては、関係機関や民間事業者等からも幅広く御意見をいただきながら、引き続き検討を進めてまいります。

農業分野における職員の専門性につきましては、次期計画案の検討と併せて、都市農業の課題及び本市の農業者のニーズ等を踏まえた技術支援など、農業支援の在り方の中で検討を進めているところでございます。今後につきましても、次期計画案の着実な推進に向けて、効率的、効果的な農業支援体制について関係局と協議してまいります。国際園芸博覧会における本市の花・緑出展につきましては、自然と都市が共に成長する持続可能な川崎らしい未来の姿を表現する予定で、現在、関係局において準備を進めているところでございます。同博覧会における本市農業の情報発信につきましては、JAセレサ川崎や農業者などの意向を確認しながら、川崎らしい都市農業の魅力を発信する機会の創出を目指し、引き続き関係局等と調整を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例についての御質問でございますが、巡回指導

体制につきましては、生活環境保全対策業務員を2名配置しており、散乱防止重点区域を中心に巡回するとともに、散乱ごみの状況調査を行っているところでございます。しかしながら、巡回指導だけでは効果が限定的であることから、毎月、主要駅周辺で実施しているキャンペーンなどの普及啓発との両輪で効果的に実施するよう努めているところでございます。過料につきましては、巡回中にポイ捨て行為を発見した場合には注意、指導を行い、それでも従わない悪質な場合には、必要な手続を行った上で2,000円の過料に処することとしております。これまでは、ポイ捨て行為者に条例の趣旨を十分に説明することで、捨てた物を拾うなどその行為を改めていることから、罰則を適用していないところでございます。以上でございます。

○議長 原典之 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、眼科検診についての御質問でございますが、目の疾患につきましては、広く市民に対して基礎的な知識や予防の啓発を行うことが重要であるため、市医師会の啓発活動への支援等を行っております。また、40歳以上の方につきましては、緑内障の有病率が加齢に伴って上昇するなど、取組の強化が必要であると考えられることから、関係団体と意見交換を重ねているところでございまして、現在、次年度に発送予定の一部公費負担のある各種検診リーフレットに、公費対象外ではあるものの目の検診における疾患の早期発見の重要性についての掲載を検討しているところでございます。今後につきましては、市民からの問合せの状況や取組の効果について眼科医療機関の御意見を伺いながら、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

次に、北庁舎の市立看護大学・大学院の活用についての御質問でございますが、北庁舎につきましては、本庁舎の整備に伴い新たな活用方法を検討する必要が生じたため、利用を希望する施設、機能の中から、必要性、効率性を踏まえ、休日急患診療所等と看護大学大学院及び看護大学講義室として活用することとされたものでございます。また、フロアの活用につきましては、今後、関係局と協議調整を行いながら詳細な検討を進めていくこととなりますが、現時点において、看護大学・大学院としての利用を想定しているのは3階と4階の2フロアで、利用可能な床面積は現在の大学院キャンパスの1.3倍程度となっております。そのため、北庁舎における新たな学科等の整備につきましては、一定の精査が必要と考えているところでございます。一方で、人生100年時代を迎えるに当たり、これまで以上に生きがい、社会参加、健康づくり、介護予防等の取組は重要となり、これらの取組は、人と人とのつながりの促進、さらには地域の魅力の向上にも寄与するものと考えておりますことから、これらの一翼を担う人材の確保と育成も重要と認識しているところでございます。今後につきましては、まずは3年課程の博士後期課程が完成年度となる令和9年度までの間、計画どおり適切に履行できるよう注力しつつ、大学設置の趣旨を踏まえ、関係機関、関係団体等の連携の下、高度人材の養成、教育環境の向上に向けた取組を進めるとともに、地域包括ケアシステムに資する人材の養成に努めてまいります。

次に、残骨灰についての御質問でございますが、本市では、これまで故人の尊厳や御遺族の心情への配慮から残骨灰の売却を実施しておりませんでした。他都市の動向を踏まえるとともに、御遺族の心情等にも配慮しながら、慎重に検討を進めてまいりました。全

国的に残骨灰による収益を葬祭場の維持管理や利便性の向上等に活用している都市が増えている状況を踏まえ、今年度の市民アンケートにおいて、売却実施への御意見を伺ったところ、賛成が約7割という結果であったことから、資源の有効活用の観点からも方針転換を図ったところでございます。残骨灰の取扱いにつきましては、関係法令においては明確に定められておりませんが、昭和14年の大審院判決で、所有権は葬祭場を運営する地方公共団体に属するとされているところでございます。また、厚生労働省から、残骨灰は宗教的感情の対象として扱われる限りにおいては、廃棄物処理法における廃棄物に該当しない旨が通知されているところでございます。残骨灰につきましては、有害物質が含まれることから、関係法令を遵守して除去、処理し、その結果について報告することを売却の条件としてまいります。また、売却の入札に際しましては、原則として市内中小企業であることを参加条件とし、競争性が確保されない場合には、地域要件や企業規模を拡大して実施することを想定しております。入札が不調となった場合につきましては、仕様等を見直した上で、改めて発注してまいります。身寄りのない方等の御遺骨につきましては、福祉事務所で収骨を行うなど、適切に対応した上で、残骨灰は他の方と同様に取り扱ってまいります。なお、処理済みの残骨灰につきましては、関係法令を遵守しつつ、適切に処理すべきものと考えております。

次に、終活情報登録事業についての御質問でございますが、令和6年4月から本格実施している未来あんしんサポート事業につきましては、葬儀、埋葬等を行える親族がいない高齢者等を対象に、生前の見守りのほか、逝去後の葬儀、埋葬、各種届出の死後事務、遺言書に基づく遺言執行等、多岐にわたる支援を行う一方で、公正証書遺言を契約前に作成いただくなど、利用開始までに一定の期間や手続が必要となることや、預託金の御用意が難しく契約に至らない事例も一定数あると伺っております。終活情報登録事業につきましては、独り暮らし高齢者等が増加する中、未来あんしんサポート事業の対象とならない方にも事前に情報登録を行っていただくことで、緊急時や本人の逝去後など、自ら意思表示ができない場合にも、必要な情報提供を可能とし、本人の不安軽減や関係者の支援を行うことで、終活支援のさらなる充実を図るものでございます。本事業につきましては、無料での実施を想定しており、緊急連絡先のほか、かかりつけ医等の医療情報、葬儀、埋葬等に関する意向など、緊急時や逝去後に必要な項目を基本とし、登録対象者や利用条件と併せて、先行する他都市の事例等も参考にしながら効果的な項目について検討してまいります。事業開始に向けましては、手続に当たっては、個人情報の取扱いに留意しながら、窓口での手続に加え、登録者の利便性に配慮する必要があるとあり、また、広く市民に本事業を知っていただき、多くの方の御利用につながるよう、効果的な実施手法を検討してまいります。なお、利用者が希望する情報や本人が意思表示できない場合に必要となる情報について、幅広く登録いただき、関係者に対して情報提供できる仕組みが重要であることから、ペットの飼育状況などの生活に関わる情報の取扱いにつきましても、関係機関等と意見交換を行いながら、利用しやすい制度となるよう検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 原 典之 野田議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思っておりますので、御了承を願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後0時59分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも55人」と報告〕

○副議長 堀添 健 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、自民党の代表質問に対する答弁を願います。こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、妊婦のための支援給付についての御質問でございますが、申請手続きにつきましては、妊娠届出及び出産後の赤ちゃん訪問の面談時において、妊婦支援給付金の申請案内をお渡しし、オンラインによる申請を受け付けているところでございます。支給までに要する期間につきましては、申請を受理した後、おおむね2か月程度要しているところでございまして、手続等について、これまで特段の御意見はいただいておりますが、適切に実施できているものと考えております。今後の取組につきましては、対象となる妊産婦の負担を考慮し、「かわさき子育てアプリ すくすく」からマイナンバーカードを活用した申請を促進することにより、迅速な支給を行ってまいります。また、本給付については、現金での給付により妊産婦に対する経済的支援を実施しているところでございますが、子育て世代に選ばれるまちを目指す上では、本市の実情に応じた子育て支援を総合的に進めていくことが重要と考えており、第3期こども・若者の未来応援プラン案におきましても、ライフステージごとの支援策について市民の皆様に分かりやすい形でお伝えするものとして、かわさき子育て応援パッケージをお示したところでございます。今後も、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない相談支援体制の構築等、子育て世帯の抱える不安感や負担感を踏まえ、子育て支援を一層進めてまいりたいと存じます。

次に、ベビーシッターについての御質問でございますが、ベビーシッターの利用状況につきましては、全国的に利用実態やニーズの把握、分析が課題となっており、本市においても把握している状況ではございませんが、令和5年度に実施した川崎市子ども・子育て支援に関する利用ニーズ調査において、利用ニーズが前回調査に比して増加していることを確認しております。国の新たな総合経済対策では、ベビーシッターを子育て家庭のサポート役になり得る存在と位置づけており、本市におきましても一定のニーズがあるものと認識しているところでございます。利用料補助につきましては、市独自の助成は実施しておりませんが、国においてベビーシッター利用に対する支援策の検討が進められていることから、国や近隣自治体の動向を注視してまいりたいと存じます。安全と質の確保につきましては、本市としても重要な課題と認識しておりますので、ベビーシッターを対象とした研修をより多くの方が受講できるよう、平日に加え土曜日も含めて年4回実施しております。また、事業者の指導監督等実績などの情報につきましては、子ども・子育て支援情報公表システムのここdeサーチに掲載しているところでございまして、今後も引き続き安全で質の高い保育の提供に努めてまいります。

次に、教育委員会等との連携についての御質問でございますが、令和8年4月に児童家庭支援・虐待対策室内に新設する地域支援担当につきましては、令和6年施行の改正児童福祉法に基づき児童育成支援拠点事業などを新たに実施するとともに、学校や関係機関において把握された福祉的な支援が必要な子どもを適切につなげるための連携や支援方法を検討する役割を担っていくものと考えております。一方、局の企画主幹である企画課につきましては、子ども施策全体の企画、調整等を所管しており、教育委員会等との連携における現状把握や課題の論点整理など、関係部局を横断した調整等の役割を担うものでございます。

現状の課題と今回の組織改正でございますが、母子保健や保育等の情報を把握しているこども未来局と、学校現場において日常的に子どもの状況を把握している教育委員会との間で、支援に必要な情報の共有等が十分に図られていないことが課題であると認識しているところでございまして、今回の組織改正は、このような現状を踏まえ、子どもの成長段階に応じて必要な支援を切れ目なく届けられるよう、こども未来局と教育委員会との適切な連携による効果的な支援体制の構築を目指すものでございます。組織改正による効果でございますが、福祉部門で把握している情報に加え、学校での子どもの様子等、幅広い情報を組み合わせることで、専門職による多角的なアセスメントが可能となり、より早期に各家庭の状況に合った対応につなげられるものと考えております。教育委員会との情報共有等でございますが、まずは教育・福祉分野双方において、相談業務等の課題整理を改めて行うとともに、子どもや家庭への福祉的な支援に必要な情報を精査し、個人情報観点も含め、法令に沿った情報共有のルールや運用方法など、個々の子ども、家庭の状況に合った適切な支援が行えるよう、検討を進めてまいりたいと存じます。健康福祉局との連携でございますが、障害や医療に関わる情報などにつきましても、子どもや家庭の状況を多角的に把握し、支援につなげていく上で重要であることから、状況に応じて、関係局区と必要な情報を引き続き共有するなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、民法等の改正に係る周知についての御質問でございますが、民法等の改正においては、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに親権等に関するルールが見直され、その内容を正しく理解することは、父母が離婚した後も子どもの利益を確保する観点から重要であると考えております。周知につきましては、国が作成したリーフレット等の市ホームページへの掲載や、各区役所及び母子・父子福祉センター「サン・ライヴ」等での配架を行うとともに、ひとり親家庭サポートガイドブックにおいて民法等改正に関するコラムを掲載するなど、様々な方法で実施しているところでございます。また、来年度から離婚前後の子育て世帯を対象とした離婚前後親子支援事業において、民法等改正に特化した法律講座を実施することにより、さらなる周知を図ってまいります。引き続き、国の動向等を踏まえ、必要な情報が適切に届くよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、営繕工事の入札不調の抑制に向けた取組についての御質問でございますが、営繕工事における入札不調の発生による公共施設の整備の遅延や増額につきましては、本市

においても大きな課題であると認識しているところでございまして、このたび積算数量の見える化や概算直接工事費の公表の試行実施に着手したところでございます。具体的には、積算数量の見える化として、入札時に配付する工事内訳書における一式項目の根拠資料を公表することにより、入札参加者が公表資料を参考に数量を算出することが可能となり、積算の効率化や精度の向上が図られ、事業者の負担が軽減されることにより、応札意欲が促されることを期待しているところでございます。工事価格の一部である直接工事費の概算額の公表につきましては、1回目の通常の入札で不調となった工事に対し、2回目には概算の直接工事費を公表することで不調の抑制につなげ、事業の遅延による市民サービスへの影響を回避するものでございまして、併せてダンピングや高止まりを抑制し適正な競争を維持するために、公表に当たっては直接工事費の上位4桁目を切り上げた概算額とすることで、予定価格の正確な推測を防ぐ工夫をしたものでございます。

次に、鷺沼駅前地区市街地再開発事業についての御質問でございますが、再開発組合から市への報告につきましては、工事費の上昇等による影響を踏まえ、令和8年度に特定業務代行者等と工事費のさらなる精査を行った上で権利変換計画を作成し、令和8年度内に権利変換計画の認可を受けるスケジュールが示されたところでございます。次に、本市の検証体制につきましては、コストマネジメントに関するコンサルタントを活用するとともに、複数の専門家に助言等を受けながら、工事費高騰による影響について検証を進めていくことを想定しております。また、検証に当たりましては、資材価格や労務費などの変動は工種や時期によっても異なることから、工事内容や事業スケジュールなどを踏まえつつ、他地区の再開発事業における工事費の動向等の視点から検証していくことを想定しております。次に、再開発事業の事業費につきましては、様々な要因による工事費高騰の影響についても精査を行った上で、事業費を改めて算出するものと伺っており、市による物価高騰の影響についての検証結果と併せて、令和8年の秋頃を目途に議会等へ報告してまいります。

次に、事業のスケジュールにつきましては、当初、権利変換計画の認可は令和7年度末頃を予定しておりましたが、工事費の精査や関係権利者の合意形成等に時間を要することから、認可の予定を令和8年度末頃に変更するものでございます。次に、令和8年度の先行工事につきましては、インフラの切り回し工事を行うほか、権利変換手続を行う前に、権利者の協力を得て駅前の飲食店等の解体工事を行い、先行可能な工事を進めることで事業全体のスケジュールに遅れが生じないよう事業を推進していくと伺っております。事業スケジュールにつきましては、安全かつ円滑な交通の確保や周辺環境に十分配慮しながら、今後も組合において検討を深度化していく必要があることから、本市におきましても、適切かつ着実に工事が進むよう、引き続き、組合に対して指導、要望を行ってまいります。次に、令和8年度の鷺沼駅前地区再開発等事業費につきましては、再開発事業等に関する様々な広報に加え、駅周辺の公共空間を活用したイベント開催に要する委託費のほか、再開発区域外も含めたエリアの価値向上に向けた取組の検討等に要する委託費を計上しているところでございます。本委託事業につきましては、工事による市民生活への影響が大きく、完成までに長い期間を要することから、より多くの方に事業について御理解をいただき、にぎわいの継続的な創出を図ることを目的として実施するものでございます。引き続き丁寧な周知に努めるとともに、周辺の公共空間や工事に伴い変化する余白のスペース等

を活用することで、さらなる地域価値の向上に取り組んでまいります。

次に、川崎駅周辺総合整備計画案についての御質問でございますが、同計画案につきましては、本市の玄関口である川崎駅周辺地区において、首都圏における地理的優位性を生かしつつ、社会状況の変化等を踏まえ、本市の玄関口にふさわしい多様な魅力と活力にあふれたまちづくりを推進するため、多様な都市機能集積とまち全体の回遊性の向上をはじめ、計画改定に当たっての6つの視点をお示しし、同計画案を取りまとめたところでございます。次に、京急川崎駅周辺地区における回遊性につきましては、駅東西のにぎわい創出や回遊性向上に寄与する取組に向け、地区全体の地域資源を活用していくことは重要と認識していることから、同計画案において、交流軸に加え、多摩川連携軸、旧東海道などの地域資源軸を位置づけており、ハード、ソフト両面から様々な検討を進め、駅、まち、道、川が一体となった回遊性の強化に向けた取組を推進してまいります。また、同計画案に、京急川崎駅東西の回遊性強化に関する調査検討を位置づけており、引き続き、事業者、地元との丁寧な意見交換や情報共有、調整を図ってまいります。

次に、J R川崎駅南口改札につきましては、これまでの地域からの要望等を踏まえつつ、駅周辺のまちづくりの状況として、テレワークやオフピーク通勤などの働き方の多様化による交通量の平準化が図られつつあることから、引き続き、駅の乗降客数など駅周辺の流れや動向を的確に把握しながら、J R東日本と継続的に意見交換を行ってまいります。次に、渋滞対策につきましては、これまで関係局が緊急渋滞対策の取組として、京浜急行電鉄株式会社と連携し、踏切前の道路線形の改良と踏切遮断機のスリム化等の対策を行ったことにより、渋滞の緩和が図られたところでございますが、建築工事等に着手した際には、工事用車両の運行が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化について事業者へ指導を行うなど、細街路への通過交通の抑制も含めて、関係局と連携して取り組んでまいります。事業者との意思疎通につきましては、本市と事業者である株式会社ディー・エヌ・エーと京浜急行電鉄株式会社による定期的な連絡会を設置し、事業の進捗等の可視化や地元対応など、連携した取組を推進してまいります。次に、地域住民への周知につきましては、工事施工者が決定したタイミングなど、節目の機会を捉えて、工事期間中の環境保全対策等の周知方法について事業者等と協議するとともに、関係局区と連携しながら、事業の進捗状況等について、地域の方々へ共有してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、等々力緑地再編整備事業についての御質問でございますが、等々力緑地の都市計画決定区域の事業認可区域外につきましては、面積が13.5ヘクタールでございますが、このうちの0.6ヘクタールは、本事業において公園として整備を行うものであり、残りの12.9ヘクタールにつきましては、住宅、工業団地のほか、企業等のグラウンドが存在している区域でございますが、事業化する時期は未定となっております。また、当該区域につきましては、再編整備実施計画において、将来的に事業化を検討するエリアと位置づけ、令和4年2月に公表しているところでございます。今後につきましては、現在進めている再編整備事業を着実に推進することが重要と考えており、当該区域の事業化に当たりましては、関係地権者等も多数いることから、慎重な検討が必要と考えております。

次に、等々力緑地につきましては、昭和30年代から砂利採掘場跡地などにおいて、スポーツ施設を中心に段階的に整備してきたことから、公園緑地としての景観の調和や一体性が不足していたと考えております。こうした中、本事業においては、まさに潤いを与えるような景観の創出や緑と水の連続性の確保による魅力的、快適にするための景観演出等を進めることなどを位置づけているところでございまして、緑地全体を事業区域として再編整備を行うことにより、一体的な景観形成などを図り、利用者へのサービス向上や多様なニーズに応じた新たな公園の魅力向上が期待できると考えております。次に、建築物等の景観誘導につきましては、公園施設として周辺の自然環境との調和を積極的に図ることや、周辺地域や歩行者等からの見え方に配慮し、外構、低層部のデザインを工夫することなどが重要と考えております。また、事業者が行うイベント等につきましては、事業契約書で定める自主事業として、事業者が企画、提案するものでございまして、等々力緑地の魅力をより一層向上させ、多様なニーズ等に対応することを目的に、音楽やスポーツ、子どもが楽しめる体験型イベント等をこれまで行ってまいりました。一部のイベント等においては課題が見られたことから、事業者と、等々力緑地が公の施設であることの共通認識を持ち、安全性や景観など近隣への影響を考慮し、引き続き、適切に審査、承諾してまいります。次に、景観アドバイザーからの助言でございますが、公園全体のコンセプトのほか、動線・ゾーニング計画、自由提案施設について、よりよい景観形成に向けて、色彩等を工夫するよう御意見をいただいたところでございます。

次に、公園における原則禁煙化についての御質問でございますが、初めに、喫煙可能スペースの設置場所につきましては、受動喫煙を軽減させるため、他の公園利用者の動線から離れていること、常駐管理者の監視が届く範囲内であること、近隣の住居への影響が少ないこと等の要件を考慮し、各公園の常駐管理者と協議の上、決定しております。次に、喫煙可能スペースの周知方法につきましては、現地の公園において案内看板を設置しており、表示に当たっては、英語でスモークングエリアと表記するとともに、ピクトグラムも使用するなど、誰でも分かりやすいものとなるよう工夫をしているところでございます。次に、喫煙場所等についての意見要望につきましては、喫煙者からは、喫煙できる場所が明確になり、利用しやすいという声がある一方で、場所が分かりづらく、案内看板を増やしてほしいなどといった御意見が、また、公園利用者からは、夜は暗く、人通りも少ないので喫煙可能スペースの防犯面が不安などの御意見等をいただいているところでございます。

次に、公園の原則禁煙化に至った経緯につきましては、条例改正前は公園内の喫煙については利用者のマナーとして配慮するようお願いしておりましたが、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等に対応する必要性が生じたため、市内6公園において禁煙化を試行的に実施した後、方針案を策定し、その後、パブリックコメントにより広く意見を聴取した上で、条例の改正を行い、公園の原則禁煙化に至ったものでございます。次に、横浜市の実績につきましては、方針策定に至った詳細な背景等については把握しておりませんが、本市の実績においては、試行実施やパブリックコメントを通じて、喫煙者、非喫煙者の双方から分煙を望む声があったことから、常駐管理者のいる公園では、喫煙可能スペースの管理、美観の維持が可能であると考え、設置できるものとしたところでございます。次に、過料の徴収につきましては、対象となる

公園は約1,200ある都市公園となっております。現在、市内に5名配置した公園巡回指導員が巡回指導を行っております。本年4月からの過料の適用に当たりましては、日々の巡回指導の中で、公園内での喫煙行為が注意、指導によっても改善されず、常態化するという悪質な場合に徴収することとし、徴収事務に当たっては2名以上の職員で慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、川崎駅周辺総合整備計画及び京浜急行大師線連続立体交差事業についての御質問でございますが、川崎駅周辺総合整備計画につきましては、意見募集の期間を本年1月28日から2月27日まで、説明会の開催を2月10日及び15日とし、京浜急行大師線連続立体交差事業2期区間の踏切対策につきましては、アンケートの期間を1月26日から2月15日まで、説明会の開催を2月4日及び8日とし、それぞれ取り組んでいるところでございます。説明会につきましては、それぞれの対象地域や説明趣旨等を勘案し、個別に開催したところでございますが、地元の町内会・自治会から開催日や場所に配慮することを望む御意見もいただいたことから、今後、地域の方々に説明する際には、関係局区で連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての御質問でございますが、近年、気候変動の影響により全国的に局地的豪雨が発生し、これまでの経験や予測を超える自然災害が多発しており、こうした激甚化、頻発化する水害への対策が必要となっております。このため、気候変動の影響による将来の降雨量の増加を考慮した上で、ハードとソフトの一体的な雨水対策を推進できるよう、流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策、甚大な被害を軽減させるためのリスクの周知等の視点を踏まえ、仮称川崎市雨水対策基本方針の策定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、川崎市雨水対策検討委員会につきましては、雨水対策に関する基本方針の策定を目的として必要な事項に関し、調査審議を行うものでありますが、川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会は民間活用事業に応募する事業者等を選定、評価、審査するためのものであり、目的や所掌事項等が異なるものでございます。また、委嘱につきましては、委員の選定や就任に向けた調整などを行いながら、設置後速やかに進めてまいります。次に、流域治水につきましては、国、県、関係自治体ほか、あらゆる関係者と進めている多摩川水系流域治水プロジェクト等において、流域全体で水害を軽減させるため、河川や下水道の整備、ハザードマップの周知等に協働して取り組んでいるところでございます。本委員会の審議に当たりましても、現在の流域治水の取組状況を共有しながら、気候変動の影響を踏まえ、流域治水等の雨水対策に関する基本方針について検討してまいりたいと考えております。次に、策定スケジュールにつきましては、本市からの諮問後、令和8年8月頃に第1回を開催し、5回の審議を経て、令和9年7月を目途に答申案を取りまとめいただく予定でございます。その後、本委員会から答申を得た上で、令和9年度中に基本方針を策定してまいりたいと考えております。また、市民への周知につきましては、本委員会での審議や本市での基本方針の検討状況等を踏まえ、適切な時期に行ってまいりたいと考えております。

次に、市民意見等につきましては、市民との協働の機会や様々な周知啓発活動の場などを通じてお伺いし、本委員会における審議においても市民意見等を踏まえた専門的な知見に基づく議論をしていただけるように適宜共有するとともに、答申後に取りまとめる基本

方針案についてパブリックコメント等を通じて意見聴取を行いながら策定してまいりたいと考えております。次に、策定後の取組につきましては、基本方針を踏まえ、多様な主体との連携により、河川改修や浸水軽減に向けた取組など、ハードとソフトの一体的な雨水対策を推進してまいりたいと考えております。次に、本委員会につきましては、今後の雨水対策については市民の生命や財産を守ることを目的とした安全・安心に係る重要な事項であることから、附属機関で行うことにより、幅広い分野の専門的な視点を有する有識者等に中立的な立場で御審議いただくことを期待しているところでございます。次に、本委員会設置の経緯につきましては、近年、気候変動の影響により、短時間に局地的な大雨が発生するなど、これまでの経験や予測を超える自然災害が全国的に多発しており、本市におきましても、これらへの対応が重要な課題でございますことから、このたびの総合計画見直しの機会を捉え、基本方針の策定を第4期実施計画に位置づけたものでございます。

次に、等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更についての御質問でございますが、初めに、本事業における契約金額につきましては、事業契約書の定めに基づき、物価変動や設計変更の対応など、サービス対価支払額の改定ができるものでございまして、物価変動の対応につきましては、物価指数を用いた改定のほか、建設業務においては、予期することができない急激なインフレーション等により対価が著しく不相当と認められた場合などがございます。今回の改定につきましては、事業者が工事着手前の建設業務等に関する初回改定を求めたものでございます。改定内容につきましては、全施設を対象とした物価指数による改定と旧川崎市市民ミュージアム解体工事の金額精査完了に伴うインフレスライドによる改定、アスベスト除去等、設計変更の対応に加え、維持管理運営業務について物価指数による対価の改定を行うものでございます。今後につきましては、定期的に行う物価指数による改定のほか、建設業務については、工事費の金額精査が完了した場合やインフレスライド等による改定、設計変更等の対応が必要となった場合に改定するものでございまして、各施設の整備の進捗に合わせて、必要に応じ段階的に契約金額の改定を行う予定としております。次に、本事業の想定事業費につきましては、これまでの整備内容見直しによる事業費削減見込みと物価指数や割賦金利等の動向を考慮し、当面は令和7年1月の本市想定額で据え置いているところでございます。次に、富士見公園再編整備事業の物価変動への対応につきましては、建築工事と比べ物価上昇が緩やかな土木と造園工事が多いことや、令和5年4月に工事着手し、資材や人員を早期に確保できたことなどから、等々力緑地再編整備事業と異なり、物価指数を用いた改定方法のみで対応したところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 港湾局長。

〔港湾局長 森 賢一登壇〕

○港湾局長 森 賢一 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、RORO船の活用についての御質問でございますが、RORO船は、貨物を積載したトラックやトレーラーが自走によって乗り降りできる貨物船でございまして、トラックドライバーの時間外労働規制への対策として注目されている輸送手段でございます。川崎港での効果についてでございますが、川崎港では、北海道から九州までRORO船で結ばれており、臨海部に立地する冷凍冷蔵倉庫を利用している荷主などがRORO船を活用することで、陸上長距離輸送による運転手の長時間労働の軽減や人手不足の緩和、多数

の車両を一括輸送することによる輸送手段の効率化、陸上輸送から海上輸送への転換による環境負荷の低減、災害時等における代替輸送手段が確保できることなどが期待されるものでございます。次に、貨物集荷の取組についてでございますが、これまでも荷主等へのヒアリング時にRORO船を活用した輸送手段への転換を提案するなど、マッチング支援を実施しているところでございます。また、昨年には、川崎港において新たにRORO船を利用した食品の輸送が開始されたところでございます。今後も、戦略的な貨物集荷を進めるためには、船舶の大型化に対応した埠頭の再編や冷凍冷蔵倉庫群との連携、RORO船の活用ターゲットを絞ったポートセールスの実施等が必要と認識しております。これらを踏まえ、令和8年度からの取組といたしましては、船会社や荷主等との意見交換を行った上で、陸上長距離輸送の実態など国内物流の現状分析や海上輸送への転換における課題の抽出を行い、必要となる環境整備等を検討し、貨物集荷に取り組んでまいります。

次に、ガントリークレーンの更新についての御質問でございますが、発注、製作に向けましては、本市と利用者である港湾関係者で構成するコンテナ荷役機械等整備検討会議を令和6年度に立ち上げ、これまで3回の会議を開催し、意見要望をいただいたところでございます。主な要望等といたしましては、運転室の移動方式やコンテナの揺れを抑制する仕様に関するもの等ございました。また、施工中の安全対策についての意見もあったところでございます。これらの意見要望は、荷役作業における効率化のほか、安定稼働を確保する上で重要な意見と捉える一方で、過剰性能とならないよう、利用者と協議を重ねた結果をクレーンの発注仕様に反映したところでございます。また、入札につきましては、総合評価落札方式の簡易型を採用し、施工計画における安全対策や材料の品質管理等を評価項目に加えたところでございます。引き続き、港湾関係者の要望等を踏まえながら、川崎港コンテナターミナルにおける適正な物流機能の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 玉井一彦登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 玉井一彦 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

G X戦略地域制度等についての御質問でございますが、国において新たに創設されたG X型の新産業集積を目指すG X戦略地域制度につきましては、本制度の活用により国策と連動した川崎臨海部の大規模土地利用転換の実現が期待できることから、その選定獲得に向け、本市とJFEホールディングス株式会社及び民間事業者主体の川崎臨海部G X戦略推進コンソーシアムとの連名で公募に申請したところでございます。本市が選定獲得を目指すコンビナート等再生型では、コンビナート跡地の活用による産業クラスター形成が主眼となっております。このため、本コンソーシアムにつきましては、川崎臨海部でG X関連事業の社会実装を目指す企業のほか、大規模土地利用転換の先鞭と位置づけた南渡田地区の新産業拠点形成に関わるステークホルダーを中心に設立されたもので、本市もオブザーバーとして参加しているところでございます。また、本市におきましては、令和3年度にカーボンニュートラル社会の実現に向けた川崎臨海部の産業の将来構想として川崎カーボンニュートラルコンビナート構想を策定し、その実現に向けて、企業間連携による先進的なプロジェクトの創出、推進を図ってまいりました。川崎カーボンニュートラルコン

ビナート形成推進協議会につきましては、臨海部立地企業やカーボンニュートラルに必要な技術を有する企業、金融機関といった多様な主体の98者が参画しており、同構想の実現に向けて、様々な専門的な検討、議論等を行っているところでございます。

次に、同構想に関わる取組といたしましては、液化水素サプライチェーンの商用化実証やKawasaki Circular Design Parkにおける業種横断の廃プラスチックの循環実証などの具体的なプロジェクトが進行中であり、同協議会は、企業間連携のプラットフォームとして重要な役割を果たしているところでございます。川崎臨海部がGX戦略地域に選定された後には、川崎臨海部GX戦略推進コンソーシアムは、同協議会と連携を図りつつ、南渡田地区におけるプロジェクトを中心に取組を進めていくことを想定しております。なお、北九州GX推進コンソーシアムにつきましては、公表されている情報によりますと、カーボンニュートラルの実現と地域産業のグリーン成長を目指し、世界的な動きをいち早く捉え、大きな投資を呼び込み、地域産業の成長につなげることを目的として、企業、学術機関、行政、金融機関など約400者が参加する組織となっております。次に、GX戦略地域制度を踏まえた本市の今後の取組の方向性につきましては、個別企業の技術開発のみならず、需要家の確保も含めた持続的なサプライチェーンの構築や地域経済へのインパクト、国内外の学術機関との提携によるイノベーションの社会実装等が求められておりますので、市内企業やスタートアップ企業、エコシステム形成の核となるアカデミア等との連携を進め、多様なステークホルダーの参画によるGX関連の新事業の創出を目指すこととしております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 病院局長。

〔病院局長 森 有作登壇〕

○病院局長 森 有作 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

カスタマーハラスメントについての御質問でございますが、市立病院におけるいわゆるカスハラの状態につきましては、今年度当初に実施した全庁調査では、令和6年度分として、川崎病院35件、井田病院49件、計84件でございました。また、多摩病院につきましては、別途行った調査の結果、15件との報告を受けております。直営2病院における主な事例といたしましては、脅迫的な発言等により相手を怖がらせるような行為を取るなどの威嚇・脅迫型や正当な理由なく権威を振りかざし要求を通そうとする権威型が多く、病棟における暴言、暴力や外来、医療安全管理の相談窓口、会計窓口等における暴言が多い状況でございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、カスタマーハラスメントについての御質問でございますが、学校現場における状況につきましては、昨年5月に実施した調査では、令和6年度において市立学校で84件となっております。主な事例といたしましては、電話や面談等での長時間拘束型、脅迫的な発言等により相手を怖がらせるような行為を取るなどの威嚇・脅迫型、侮辱的な発言をするなどの暴言型、度重なるクレームなどのリピート型が多くなっており、それぞれの類型が重複した事例なども生じているところでございます。

次に、高等学校等就学支援金についての御質問でございますが、現在、文部科学省が公

表している令和8年度予算案によりますと、高等学校等就学支援金の拡充につきましては、申請世帯の所得制限が撤廃されるとともに、公立高等学校の支給上限額は変わらないものの、私立高等学校の支給上限額が増額される見込みとなっております。次に、制度の周知につきましては、県から制度の概要は示されているものの、詳細な事務手続に関する通知は届いていないことから、引き続き、県からの情報収集に努め、市立高等学校の生徒及び保護者等に向けて、適切な周知を図ってまいります。次に、費用負担につきましては、国が4分の3、公立高等学校の設置者等である県が4分の1となっており、本市も高等学校の設置者であることから、文部科学省に問い合わせたところ、市町村の負担はないと伺っているところでございます。また、今般の制度拡充におきましては、公立高等学校の支給上限額に変更がないため、学校運営費への影響はないものと考えております。次に、条例改正につきましては、これまでの仕組みに変更がないことから、必要ないものと考えております。

次に、学校給食費等についての御質問でございますが、初めに、令和9年度以降の対応につきましては、昨年末に国から発出された三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応についてにおきまして、今後、令和9年度予算編成、税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることや、毎年、給食費に関する調査を実施し、適切な基準額を設定していくことなどが示されておりますので、本市といたしましては、保護者及び自治体に負担が生じないよう、学校給食法の改正も含む完全無償化の制度構築について、引き続き、国に働きかけてまいります。次に、今回の国の施策は、完全な無償化ではなく、あくまで学校給食費の抜本的な負担軽減であるとされ、給食費負担軽減交付金の不足分については、引き続き、学校給食法等に基づき、保護者負担とすることが可能とされているところでございます。一方で、令和8年度につきましては、物価高騰等に対応するためのいわゆる重点支援地方交付金が措置されることから、不足分については、これを活用し、小学校及び特別支援学校小学部の保護者には負担を求めないこととしたものでございまして、これは制度的な無償化ではないと考えております。保護者へは、令和8年度予算が確定した後、中学校と特別支援学校の幼稚部、中学部及び高等部における保護者負担据え置きの内容と併せて、4月頃、正式に通知する予定でございます。次に、実施回数に応じた給食費の負担につきましては、小学校及び特別支援学校小学部については、実施回数にかかわらず、保護者負担は発生いたしません。中学校等については、引き続き、食材料費は保護者負担とし、1食当たりの単価は据え置いた上で、回数に応じて給食費を御負担いただくこととなります。

次に、体育館等の空調設備についての御質問でございますが、初めに、整備工事の調整につきましては、整備年次計画を立てる段階で、他の工事との重複を極力回避し、やむを得ず工事が重複する場合は、影響が少ない工事と同年度に実施することとしております。また、突発的な工事が発生した場合には、関係者間で緊密な連携を図ってまいります。次に、整備年次計画の考え方につきましては、整備方針案におきまして、他の工事との重複を極力回避した上で、特定の地域に整備が集中しないよう、地域バランス等に配慮し、条件が同等の学校については、より多くの児童生徒に良好な教育環境を早期に提供できるよう、児童生徒数等を考慮するものとして整理しております。次に、概算事業費の財源につきましては、国庫補助金、市債、一般財源を見込んでおり、そのうち国庫補助金は約49億

円でございます。次に、エネルギー源についてでございますが、都市ガスの本管、供給管の増径による支障につきましては、増径が必要となる範囲によって、費用や工期に著しい影響が出る場合を想定しております。また、LPガスの使用量の増加による支障につきましては、LPガスの貯蔵量を増加させる必要がある場合には、その規模によって保管庫と建物との離隔距離等の規制が発生するため、それらの対応等により費用や工期に著しい影響が出る場合を想定しております。次に、地域経済の活性化につきましては、要求水準書案の基本方針に位置づけることや事業者選定時に市内事業者の積極的な活用を評価するなど、市内事業者の参画の促進に向けて検討してまいります。

次に、給食室の空調設備についての御質問でございますが、給食室への空調設備の整備につきましては、工事期間が課題でございましたが、今年度は、小学校2校において、短い工期で設置できるタイプを試験的に設置し、一定の効果が確認できたところでございます。今後につきましては、令和8年度に未設置校への事前調査を実施し、給食提供への影響を最小限とするため、短い工期で設置できる空調設備の令和9年度中の整備完了を目指して取り組んでまいります。

次に、川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針案についての御質問でございますが、本方針案は、変化の激しい時代に柔軟に対応しながら、市立学校における教育DXを進めていくための基本的な考え方と方向性を整理し、学校と教育委員会事務局が共有するために策定したものでございます。本方針案における子どもの学びにつきましては、これまで進めてきたかわさきGIGAスクール構想を継続し、指導主事の学校訪問による実態把握と学校のニーズに即した伴走支援を行う中で、好事例の創出と共有をはじめとする取組を引き続き行い、自分たちで考え、解決していく学びの実現を目指してまいります。教職員の業務効率化につきましては、各校種の代表者と教育委員会事務局で構成する情報化推進協議会等で課題の検討を行いながら、クラウドツールの活用や端末及びネットワークの統合などにより、場所にとらわれないロケーションフリーな環境の整備等を進めてまいります。

次に、ネットワーク統合につきましては、文部科学省が示しているガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策の強化を図りながら進めてまいります。教職員に過度の負担が生じないように、一度の認証で複数のシステムの利用が可能となるシングルサインオンを実現するための環境整備なども併せて検討してまいります。次に、データ連携・活用につきましては、現時点では、学習系と校務系のネットワークが分離されていることから、スムーズなデータ連携が困難でございますが、必要な情報セキュリティ対策を実施した上でネットワークを統合することにより、安全・安心なデータ連携が容易になり、教育データの利活用が行いやすくなるものと考えております。次に、業務環境の整備につきましては、本方針案では、クラウド型校務支援システムの導入により、職員室以外でも校務が行えるロケーションフリーな環境を構築することとしております。なお、環境構築後の在宅での業務の在り方につきましては、教職員の働き方・仕事の進め方改革の取組と併せて検討を進めてまいります。次に、教育DXの方向性につきましては、デジタル技術の急速な進展に伴い、学校教育はICT環境を整備する教育の情報化の段階から、技術を基盤として教育そのものを変革する教育DXの段階へと新たな局面を迎えていると認識しております。今後につきましては、これまで整備してきたICT環境にクラウドサービスや生成

A I、データの利活用などを組み合わせることで、子どもたちの学びと教職員の働き方をよりよい形に変えていく取組を進めてまいります。

次に、橘樹官衙遺跡群についての御質問でございますが、今年度策定予定の史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画では、第1期計画で進めてきた史跡の整備、活用のさらなる拡充を図ることとしており、昨年度オープンした橘樹歴史公園についても、活用事業を積極的に実施してまいります。地域と密着した事業といたしましては、今年度、新たに近隣の小学校3校の児童が参加する古代のボードゲーム、「かりうち」体験や、地元の千年町会による同公園での自主防災訓練、影向寺及び影向寺重要文化財・史跡保存会と連携した影向寺縁日でのイベント等を実施したところでございます。地域の方々をはじめ、歴史ファン以外の方々や若い世代にも、史跡の価値、保存、整備の必要性への理解や地域の文化財への愛着を深めていただくことが重要と考えておりますので、今後も活用事業に積極的に取り組み、史跡のさらなる魅力向上と情報発信に努めてまいります。次に、シャトルバスの運行につきましては、周辺の狭隘な道路事情、駐車スペースの確保、交通安全対策を含む地域住民の生活環境への影響等の課題があるものと認識しておりますが、イベント開催時等におけるアクセスの向上に努めてまいります。

次に、改正民法の施行に向けた対応についての御質問でございますが、文部科学省から示されている改正民法に係る解説資料におきましては、離婚後の親権や親子交流をめぐる対応については、学校には保護者間の協議の内容の是非を判断する権限がないことから、保護者が事前に協議を行い、学校にあらかじめ申し出た内容を基に対応することが基本となっておりますが、保護者間で協議中である場合など、学校での判断や対応が難しいケースも想定されるところでございます。これまでも、学校現場での判断等が難しい場合には、各区教育担当において各学校からの相談を受け、支援に当たるとともに、より困難な事案については、教育委員会事務局に配置しているスクールローヤーに相談する体制としているところでございますので、改正民法の施行後の対応におきましても、こうした体制を生かして学校現場の支援に取り組んでまいります。

次に、学校と地域の連携体制等についての御質問でございますが、教育委員会では、国の示す地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりに取り組んでおり、これらの取組を進める上では、多くの保護者や地域の方の御協力が欠かせない一方で、一部の方へ役割が集中し、負担が生じている実態があり、学校を取り巻く環境の変化や課題が複雑化、多様化する中、学校と地域との連携体制を将来にわたって安定的に確保していくためには、課題があるものと認識しております。こうした課題の解決を目指す必要があるとともに、新たな教育プランに位置づけるかわさき探究2.0の実践に当たりましても、学校と地域との連携、協働が重要であることから、円滑な連携体制の確保に取り組んでまいります。現在、教育委員会事務局の各部署が所管する各種会議をはじめ、ボランティア等に御協力いただいている方々の役割やスキル等の情報を集約し、各学校とも共有できる仕組みを検討しているところでございまして、検討の進捗に応じて、重複している役割の整理等につきましても進めてまいりたいと考えております。次に、地域教育会議とコミュニティスクールにつきましては、地域教育会議は地域の主体的な教育活動や地域学校協働活動を企画運営する役割を担っており、コミュニティスクールは学校運営や必要な支援等について地域や保護者に協議いただく役割を担っているところでございます。一方、地域の方か

らは役割等の違いが分かりづらいとの声もいただいておりますことから、法的位置づけの違いや具体的な活動事例等を踏まえた分かりやすい資料を作成し、地域教育会議や学校運営協議会等において丁寧に説明しているところでございます。また、地域による活動の差につきましては、各地域の実情に合わせて、それぞれ特色ある活動がなされていると評価する一方、子どもを取り巻く環境の変化や担い手の減少に伴う負担感の増加に課題を感じている地域もあり、事務局職員が継続して地域の会議等に出向き、好事例や各学校の課題等を共有するなど、取組の活性化に向け、引き続き取り組んでまいります。次に、学校と地域の橋渡し役につきましては、現在、44中学校区において、地域教育コーディネーターを委嘱しており、同コーディネーターは、学校運営協議会の委員として、学校と地域の連携をはじめ、学校教育の充実を図る学校支援活動や放課後等の体験活動などを推進する重要な役割を担っており、引き続き、全中学校区への配置に向け取り組んでまいります。また、これまで分かれていた地域教育会議とコミュニティスクールの所掌を次年度から地域教育推進室に一本化することにより、効率的な執行体制とし、学校と地域とのさらなる連携を推進してまいります。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査についての御質問でございますが、本調査は、スポーツ庁が全国的な子どもの体力の状況を把握、分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、各教育委員会においても、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することなどを目的として、平成20年度から行っているものでございます。調査に当たりましては、種目によっては児童生徒が測定する役割を担う場合もございますが、教員の指導の下、実施しており、それぞれの測定については適切に行われていると考えております。今後も、実施目的に沿った活用ができるよう、本調査を適切に実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 山川浩己登壇〕

○選挙管理委員会事務局長 山川浩己 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、衆議院選挙における開票についての御質問でございますが、今回の選挙の開票につきましては、適切に開票作業が行われた区もありますが、全市的な視点で捉えますと、複数の区において投票数の再点検を行う必要が生じたことなどにより、開票結果を皆様にお届けするのが遅くなり、迅速性に課題があったと考えているところでございます。多摩区につきましては、開票に至る前の投票所における投票者数が正しく集計されず、本来の投票者数よりも少ない数で計上されたことにより、開票において集計した投票数が投票者数を上回る状況が生じることとなったものでございます。また、宮前区につきましては、大きなトラブルはありませんでしたが、投票の効力の審査や得票数の集計作業などを中心に全体的に時間を要し、開票作業が遅延したものでございます。

次に、選挙の適正な事務執行についての御質問でございますが、川崎区及び麻生区において、不在者投票の投函漏れにより有権者の貴重な投票、合わせて32票が開票結果へ反映できなかったこと、また多摩区においては、投票者数の計上誤りがあり、投票者数及び投票率の訂正が生じたことにつきましては、選挙は民主主義の根幹を支える極めて重要な制

度でございますので、いずれもあってはならない重大なミスであると考えております。このような事案が生じたことについて、その責任を大変重く受け止めるとともに、選挙管理委員会への信頼を大きく損なう事態となったことにつきまして、全ての市民、有権者の皆様及び関係者の皆様に深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今後に向けましては、選挙に携わる初任者をはじめ、全ての従事者が誤りなく事務が行えるような視点で各区選挙管理委員会とともに対策を講じ、再発防止の徹底を図り、今後の選挙事務を適正かつ着実に執行していくことで信頼回復に努めてまいります。

次に、期日前投票所の混雑対策についての御質問でございますが、今回の選挙におきましては、各区で差はございますが、特に期日前投票期間最終日の土曜日とその前日の金曜日を中心に大変混雑し、到着から受付までに最大約45分お待たせした期日前投票所が複数あり、待機列が区役所等の庁舎外にまで及んだ状況も生じたところでございます。近年の期日前投票を御利用いただく方の増加への対応や、このたびの選挙における投票所入場整理券のお届け時期などを勘案し、受付の増設や選挙人の動線の工夫などによる混雑対策を実施してきたところですが、今後につきましては、各区役所等の構造や期日前投票所の設置状況に応じたさらなる受付の増設や選挙人の動線の見直しに加え、引き続き、期日前投票所の増設の検討などについて、各区選挙管理委員会とともに取り組んでまいります。

次に、ポスター掲示場についての御質問でございますが、ポスター掲示場につきましては、公職選挙法施行令において投票区の選挙人の数等に応じた設置数が定められており、その具体的な設置場所につきましては、各区の選挙管理委員会が選挙人の動線、投票区域内の人口密度や掲示箇所の分布状況、設置する掲示板の大きさに応じた設置スペースなど様々な状況を勘案した上でより適切な場所に移設するよう努めているところでございます。選挙管理委員会といたしましても、京浜急行大師線港町駅前の大規模マンション付近へのポスター掲示場の設置は、選挙人の動線等から見て効果的であると考えており、移設に向けた検討を行ってきたところでございまして、令和9年執行の統一地方選挙に向け、今後、川崎区選挙管理委員会とともに、関係者の御理解が得られるよう取り組んでまいります。また、本市におきましては、投票区ごとに法定された数のポスター掲示場を設置しておりますが、その設置場所については、より多くの選挙人の目に触れやすい効果的な場所を選定するよう、地域の実情に通じた区選挙管理委員会と連携し、取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 野田議員。

〔野田雅之登壇〕

○40番 野田雅之 それではまず、意見要望を申し上げます。学校体育館等空調設備整備について申し上げます。これまでも幾度も議論を重ねてきました。熱源についての考え方の違いは否めませんが、早期整備の必要性については共有されています。今後、示された方針に沿って事業が進捗することが大事であります。体育館の使用に一定の制約がかかりますので、施設開放利用者の調整には十分に配慮するよう求めておきます。また、発注規模が大きい事業となります。昨今、事業費増を招いている案件が散見されていますので、設計段階から細心の注意を払うよう、担当各部局には求めておきます。

それでは、再質問をいたします。財政調整基金についてです。本市として財政調整基金残高をどの程度維持すべきかの質問に対し、今後4年間で161億円を目安に考えているとの

ことでありました。一方で、収支フレーム改定案における減債基金の新規借入予定額は、令和9年度は26億円、令和10年度は133億円、令和11年度は41億円を見込んでおり、事令和10年度を見ると、財政調整基金の残高目標としては不足しているように思いますが、見解を伺います。

○副議長 堀添 健 財政局長。

○財政局長 斎藤 禎尚 財政運営についての御質問でございますが、収支フレームにおきましては、退職手当や投資的経費の増により、特に令和10年度に収支不足が拡大すると見込んでおります。現時点では、令和8年度と同様の財源対策を講じて、なお不足する額については、減債基金からの新規借入れによる対応を想定しておりますが、財政調整基金の残高をしっかりと確保するとともに、各年度の予算において適切に対応することで、可能な限り、減債基金からの新規借入れに依存しないよう、財政健全化に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 野田議員。

○40番 野田雅之 あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○副議長 堀添 健 48番、木庭理香子議員。

[木庭理香子登壇、拍手]

○48番 木庭理香子 私は、みらい川崎市議会議員団を代表し、令和8年第1回定例会に提案されました諸議案及び市政一般について質問いたします。

突然の衆議院解散総選挙に伴い、本市においても新年度予算編成及び昨年12月に成立した国補正予算の事務執行等、物価高対策と並行して選挙事務にも当たらなければならなかったため、市職員には大きな負担増になったとの声を伺っております。選挙管理委員会事務局をはじめ、区役所等で選挙事務に携わった全ての関係者に感謝いたします。さて、国における新年度予算案の年度内成立の見通しが不明瞭な中、国政の不確実性が自治体予算並びに市内経済活動に影響することがないよう注視しなければなりません。また、昨今の急激な物価高騰や少子高齢化、災害リスクの増大など市民生活を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な予算編成は極めて重要と考えます。新年度予算案は、現在の私たちの生活を支えると同時に、次世代への責任でもあります。私たちみらい川崎市議会議員団は、安心と成長を両立するための川崎市の実現を目指し、以下質問してまいります。

初めに、令和8年度施政方針について伺います。まず、3、分野別の重点施策についてです。安心して暮らせる地域の仕組みをつくる取組として地域包括ケアの取組を挙げ、高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中で、社会的孤立を防ぐため、これまで行政や地域が保有してきた多様な情報を分析し、掛け合わせることで、見守りを必要とする高齢者一人一人をしっかりと把握するとありますが、内容について具体的に伺います。また、その結果を生かし、町内会・自治会をはじめとした小地域での見守り活動や通いの場を創出し、つながる機会や異変に気づく機会を増やすことで必要な方へのきめ細やかな個別支援につなげ、全ての高齢者を取り残すことがない地域づくりを進めるとのことですが、昨今、町内会・自治会加入率は低迷を続ける中、市としてどのように関わり、協働の仕組みづくりに取り組むのか、具体的に伺います。

さらに、高齢者の多様な居住ニーズへの対応や民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援に加え、新たな仕組みを検討するとのことですが、内容及びスケジュー

ールについて具体的に伺います。

次に、令和8年度川崎市予算案について伺います。令和8年度当初予算案は、一般会計で約9,378億円、前年度比5%、約451億円の増となり、3年連続の増となるとともに、過去最大となっています。歳入では、市税収入が約4,272億円、前年度比5.5%、約224億円の増となり、5年連続過去最大を見込んでいます。他都市と比較しても堅調な様子が見えませんが、個人市民税は、令和7年度当初予算では、定額減税の反動増により163億円の増を見込んでいたのに対し、令和8年度当初予算では150億円もの増を見込んでいます。要因と今後の見通しを伺います。次に、予算と収支フレームについてです。令和7年度当初予算では、物価高騰等の影響により歳出全体では約349億円の増となったため、収支不足見込額として92億円を見込んでいました。現時点での見通しを伺います。また、令和8年度予算案では、平成26年度以来12年ぶりに当初予算時点での減債基金新規借入れを計上せず収支均衡が図られました。減債基金からの借入れではなく、財政調整基金を活用した理由について伺います。

さらに、令和7年度末時点の財政調整基金残高見込みは141億円となっています。本市としての適正規模と目指すべき基金残高及び今後の積立方針について、見解と対応を伺います。この部分については他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

次に、市債についてです。市債残高は年々拡大しており、令和8年度予算を反映すると過去最大の約1兆1,900億円に上ります。金利上昇の影響及び今後の見通しについて伺います。あわせて、減債基金をはじめとする基金運用益についても伺います。次に、ふるさと納税についてです。我が会派は、これまでもポータルサイトの拡充や返礼品の充実など、寄附受入額の拡大とともに、ふるさと納税を活用したNPO支援の仕組みの創設等を繰り返し提案してきました。令和7年第1回定例会の答弁では、既存制度との整合性の整理や本市財源の拡大に資する取組になるかを含め、関係局と協議を進めるとのことでしたが、その後の検討状況を伺います。

また、令和8年度予算にて、ふるさと納税を活用した市認定法人、条例指定NPO法人の活動を支援するための特定非営利活動法人補助金2,000万円が計上されています。金額の根拠と内訳、補助スキームと想定される効果を具体的に伺います。さらに、本補助金が活用されるよう、該当NPO法人を含めて着実な周知が必要と考えますが、対応を伺います。

あわせて、昨年末に令和8年度税制改正の大綱が閣議決定され、年収1億円以上の高額所得者を対象とした特例控除の上限額の引下げ等の見直しが行われることとなりました。ふるさと納税による減収額の減少、高額返礼品の取扱い等、本市への影響を伺います。

次に、令和8年度主な組織改正について伺います。初めに、総務企画局に新設される共創推進室についてです。2月9日総務委員会での川崎における官民連携のさらなる推進に向けた取組等についての報告の中で、官民連携の総合窓口として、共創推進室が新設されることの説明がありました。資料では、機能として、官民連携に関する相談の総合受付、コーディネート機能が示されており、各局区横断的な調整を行うことから、本市の事業を一通り把握しているなど適正な人材配置が必要です。人材育成の観点を含め、本市の見解と対応を伺います。次に、関連して官民連携についてです。自治体における公平性の観点から、官民連携においては、固定化された民間事業者だけでなく、幅広い民間事業者の参画が肝要です。見解と今後の取組を伺います。また、民間事業者の機密情報の取扱い等につ

いては一定の理解はするものの、議会として正しく審議をするため、議会への情報提供は必要です。見解と対応を伺います。次に、コンプライアンス推進・行政情報管理部に新設されるカスタマーハラスメント対策担当についてです。昨年9月、中原区役所では2日間で計919回電話がかけられるなど、業務妨害により、神奈川県警中原署が偽計業務妨害容疑で82歳男性を逮捕した事案が発生したことから、対策を講じることは急務です。カスタマーハラスメント案件が増える中、配置する職員の職位が課長級でなく担当係長としていますが、新設に当たり期待する役割及び具体的な業務内容について伺います。また、本来であれば、市職員のメンタルヘルス及び負担軽減を図るためにも恒常的な取組が求められますが、令和9年3月31日までの時限的応援体制とした理由及び今後の組織運営の考え方について伺います。次に、健康福祉局に新設される危機管理・災害福祉についてです。厚生労働省では、災害時における福祉支援体制の構築を一層推進するため、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインを策定し、市区町村や関係団体等に対して周知を図っています。既に神奈川県では、令和7年4月から地域福祉課内に災害福祉グループが設置されていますが、新設に当たり期待する役割について伺います。また、関連して、令和6年1月に発生した能登半島地震では、死者、行方不明者594名のうち、災害関連死364名であり、本市においても災害福祉の観点で適切な対策が求められます。本市の特色に応じながら、新設した組織の中でどのように進めていくのか、具体的に伺います。

次に、川崎市総合計画改定案について伺います。初めに、パブリックコメントについてです。2月5日の総務委員会で同改定案の報告がありましたが、パブリックコメントの結果について当初は十分な説明がなく、我が会派の委員の指摘により、急遽、詳細について説明が行われる事態となりました。市民から寄せられた貴重な意見であり、丁寧な報告をすべきだったと考えますが、反省点と今後の対応を伺います。パブリックコメントでは、市民説明会が全市で1回のみであったことに対して、全区で開催すべき、数回開催すべきなど、市民からは行政と一層の対話を求める声が寄せられました。行政からの一方的な情報発信ではなく、対話を重視した双方向の意見聴取がより効果的であったと考えます。今後の改善点について伺います。新しい総合計画では、市民に分かりやすくするため、ページ数を削減し、内容を簡潔にしています。10年前の総合計画策定時と比較すると、パブリックコメント数は78人230件から56人133件と減少しています。今後はより積極的に新しい総合計画を認知してもらえよう工夫すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、計画期間の主な取組に位置づけられている主なアウトプットについてです。本改定案では、24の事務事業において新しくアウトプットの項目が追記されています。従前の計画では、アウトプットよりもアウトカムに主眼が置かれていましたが、本改定案では追記されたおのおのアウトプットの項目がどのような効果を発揮するのか伺います。次に、各区のまちづくりの方向性についてです。令和7年第4回定例会では、各区のまちづくりの方向性について、各区の特徴や特色を積極的に記載するよう内容の充実を求めました。一定の加筆修正が図られたものの、区ごとに偏りがあり、とりわけ中原区と多摩区は改定素案からの変更がほとんどありません。素案から成案の策定に当たり、企画調整課と区役所の間でどのように調整してきたのか、具体的に伺います。

次に、川崎市行財政改革第4期プログラム案について伺います。まず、プログラム案の策定の趣旨についてです。我が会派は、これまで策定過程から繰り返し議論してきました。

市長が提唱する「最幸のまち かわさき」の実現を下支えするための行財政改革ですが、急激な社会経済状況の変化としながらも、内容は第1期プログラムから変わらず、最適化、再構築、効率化という改革よりも管理型の表現となっており、「最幸のまち」という理念との接続が曖昧です。市長が4期目の再選を経てチャレンジングな公約を掲げているところは評価するところですが、同プログラム案に示されている全ての事業について見直しの必要性を検討する必要があるとの取組を、市長のリーダーシップの下、どのように発揮するのか伺います。

次に、パブリックコメントについてです。2月5日の総務委員会では、パブリックコメントの結果と同プログラム案の報告がありました。意見件数は僅か13通33件であり、意見反映区分Aはゼロ件です。これでは形式的募集であり、市民協働とは到底言えません。今後は、より積極的に募集、広報周知に努めるなど工夫すべきと考えます。見解と対応を伺います。次に、同プログラム案の内容についてです。素案が示されたさきの定例会において、我が会派は、第3期プログラムと比較して前例踏襲的であること、それぞれの課題分析はなされているが、課題解決に向けて取り組む主体や解決策が全く示されていないことを修正すべきであると指摘してきました。委員会でも同様の質問をしましたが、明確な回答はいまだ返ってきていません。同プログラム案は今後4年間にわたる行政計画であることから、取り組むべき解決策等が明確に示されなければ、絵に描いた餅になってしまいます。改めて、見解と対応を具体的に伺います。

次に、各改革課題についてです。これまでの議会質疑を通じて、経年にわたり本市の弱点として、民間活用の管理監督体制の課題、個人情報や公文書等の情報管理、部局横断的な連携体制の構築、本庁と区役所の連携に関する課題、市職員の人材育成とコンプライアンスの遵守など、具体的な事例を示し改善を求めてきました。一部において加筆修正されたことは評価しますが、理解が総務企画局内だけでとどまっては意味がありません。所管部署へどのように展開していくのか伺います。また、確保すべき経営資源として、素案の段階から、人、物、金、情報、時間にAIなどの先進技術の活用が加えられましたが、職員不足や採用倍率が低下する中、BPR——組織全体の業務改革が不十分なまま形だけのシステム導入では、現場負担増及び事務ミスリスク、デジタル人材不足につながります。行政組織改革とDX推進の同時進行に向けどのように取り組むのか、具体的に伺います。さらに、人材育成の分野においては、2月6日に示された川崎市職員人財ビジョン案の内容が全く不十分です。行政改革マネジメント室は職員配置を所管していますが、人事部との連携が不足していたことは明白です。人材戦略の抜本的な改革を人事部と共に行うべきですが、見解と対応を伺います。

次に、今後の財政運営の基本的な考え方改定案について伺います。収支フレームにおける財源対策では、令和11年度まで一定の収支不足が見込まれるものの、令和8年度については補正予算の活用で支障を及ぼすことがない範囲で、残高を一定程度確保した上で財政調整基金を活用し、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡を図ったとしています。令和7年度の財政調整基金残高については82億円増の141億円となっています。82億円増額できた要因について具体的に伺います。また、令和8年度以降の財政調整基金の残高見込みは、毎年度20億円の活用による減と25億円の積立てによる増を見込んでいます。令和9年度から令和11年度についても毎年度20億円の活用を想定していますが、可能な限

り減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡を図るために、どのような運用を図っていくのか、見解と対応について伺います。さらに、計画的に進める大規模投資的経費についてですが、投資的事業における総事業費が未定としている取組については、現時点で想定されるスケジュールに基づき、仮の事業費を反映しているとのこと。堤根処理センターの整備は令和7年度から、新たなミュージアムの整備は令和8年度からが事業期間となっています。この間、所管局とどのような調整を行ってきたのか、見解と対応を伺います。

次に、川崎市職員人財ビジョン案について伺います。2月6日の総務委員会において、今後12年間に及ぶ市職員の人材育成に係る方針が示されました。我が会派はこれまで、市職員の人材育成こそ本市が抱える最大の課題であることから、多くの職員から聞き取り調査を行った上で、当日の委員会質疑に臨みました。質疑を通して明らかになったことは、本ビジョン案では、既存の川崎市人材育成基本方針から文言は更新されていましたが、具体策や変更点が明確になっておらず、市長が新たな任期を迎え、チャレンジングな公約等を掲げる中、それをローリングする市職員の人材育成や組織改革が追いついておらず、今後12年間で展望することが困難な計画内容でした。当日、総務委員会のインターネット中継を聞いていた市職員からも、人事部の答弁に対する失望の声が上がっています。総務委員会では、局長から、修正した上で改めて議会へ報告するとのことでしたが、対応を伺います。

議会に示される前に、本ビジョン案の報告を担当副市長は総務企画局から受けていると考えます。本市を取り巻く環境が大きく変化する中、人材育成に係る計画は、行政、民間を問わず、熱量や変革といった気概がなければ空虚なものになってしまうことは明らかです。なぜ現行の基本方針から変更点が乏しい本ビジョン案を了承したのか、担当の加藤副市長に理由を伺います。

本ビジョン案では、人材育成、人事評価、人事配置、職場環境、人材確保の5つの体系から構成されています。委員会では、これらの体系が有機的にリンクしているのかただしましたが、現行の人事評価等を改定するなど大きな変更点がなかったため、全く体系的になっていないことが判明しました。まず、人材育成についてです。階層別研修やOJTなどが挙げられています。我が会派のヒアリング調査では、階層別研修やeラーニングについては、日々の業務が多忙で研修を受けている暇がない、人事部からの研修や通知など取組は十分届いているので取捨選択してほしいなどの声が上がっていました。委員会では、業務多忙な部署の職員が主体的な学びを行うための対策、対応はどのように考えられているのかただしたところ、明確な回答はありませんでした。改めて伺います。また、研修に前向きな職員ほど、研修を受けたり学んでも意味がない、報われないという声が多々存在します。それは、研修とその後のポストやキャリアが連動していないことが課題と考えますが、本ビジョン案では明確になっていません。具体的にすべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、人事評価制度についてです。本ビジョン案では、能力、実績に基づく人事管理、任用及び給与に適切に反映することにより、職員のやる気や働きがいを引き出すとの記載があることから委員会でもただしたところ、具体的な答弁は返ってこず、逆に昇給については限界があるとの回答でした。本ビジョン案策定に当たり、東急株式会社や味の素、NE

Cといったグローバル企業と意見交換を行っているにもかかわらず、本市の人事評価に大きな変更点が見られないのであれば、何のために意見交換を行ったのか疑問です。現在の相対評価だけでなく、一部絶対評価を取り入れることや、減点主義から成果主義を検討することを委員会で提案しました。見解と対応を伺います。また、現行の人事評価制度で散見される本庁と区役所の不公平感の払拭も重要です。長年課題認識を持っている改革派の区長は、本庁と区役所の目標設定等、不均衡の目標設定に疑義を唱えてきましたが、人事部は聞き入れていません。具体的には、本庁の企画立案系の職員に利点があり、区役所の窓口対応などルーチンワークを行う業務への評価が変わらないことです。不公平感が生じない人事評価制度を構築すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、人事配置についてです。我が会派は長年にわたり、人事部長及び課長、職員配置を担う部署の管理職は、区役所や出先機関など現場を体験したことがある職員でなければ、市職員に寄り添った納得感ある人事を行うことは困難であると指摘してきました。本庁と区役所、出先機関のジョブローテーションです。若い頃から現場を知ることによって市民感覚を養うことや、管理職になった場合は組織を俯瞰して見る力を醸成できます。本ビジョン案に位置づけることを提案します。見解と対応を伺います。次に、職場環境についてです。我が会派の調査では、若手職員がますます離職しているとの声があったことから、委員会で質疑しました。驚くべきことに、令和元年の93人から令和6年は162人と年々増加傾向であるとのこと。今年度の状況を伺います。離職することは個人の自由ですが、離職に関する分析を行っているかただしたところ、離職理由はヒアリングしているが、分析や対策は行っていないとのことでした。分析がなされていない中で本ビジョン案が掲げる魅力ある職場やあるべき職員像を示しても、市職員全体に響きません。改めて、若手職員の離職については的確に分析することを求めます。見解と対応を伺います。我が会派の強い意向により、新たな総合計画では議論を軸とした行政運営が盛り込まれました。日常的にディスカッションやコミュニケーションなど、職員間の会話を主体とした組織文化を定着させることです。しかしながら、本ビジョン案ではそのことが示されていません。総務企画局内の企画調整部門と人事部の連携が発揮されているのか疑問です。管理職が部下に対し日頃からコミュニケーション、いわゆる声かけを行っている部署では、事務ミスも少なく、心理的安全性への配慮が良好です。本ビジョン案に盛り込むべきと考えます。対応を伺います。

次に、人材確保についてです。全部門において、採用倍率の低下は市職員の量と質に係ることからも喫緊の課題です。とりわけ技術職の確保が重要です。他都市では、技術職において受験の年齢要件を22歳から20歳に引き下げ、大学2年生や高等専門学校卒、短大卒の現役生に機会を設けるなど、民間企業だけでなく、就職活動の早期化に積極的にチャレンジしている自治体も散見されます。本ビジョン案では、職種ごとに戦略的な試験制度に見直すとのことですが、いつまでにどのような取組を行うのか、具体的に伺います。

次に、次期出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案の策定について伺います。2月5日の総務委員会にて、次期方針案の報告がありました。総合計画や行財政プログラムと並び、今後4年間にわたる出資法人の経営等に係る行政計画です。次期方針案では策定に向けた考え方において、基本的な考え方は継続するとしています。これについて我が会派は強い違和感を覚えるとともに、内容が前例踏襲的であり、次期4年間にわたる計画

であるにもかかわらず、出資法人が抱える構造改革に全く踏み込んでいない点を委員会で質疑しましたが、行政改革マネジメント室からはゼロ回答でした。新しい総合計画や次期行財政改革プログラムでは、急激な社会情勢の変化を前提に行政計画が策定されているのに対し、なぜ出資法人に係る次期方針案では継続が前提となっているのか、具体的に伺います。

総務委員会では、出資法人を活用すべきパートナーと考えるのであれば、各法人が抱える給与問題、とりわけ市退職職員とプロパー職員の給与が同一労働同一賃金になっていない点などを指摘し、なぜ課題解決に向けて取り組んでいないのかただしたのに対し、課題は認識している、自主財源の中で各法人が考えることという趣旨の答弁でした。これでは問題の先送りであり、給与体系に偏在がある場合、法人内におけるモチベーションの格差や人材育成に影響が生じることは明らかです。課題を放置せず、法人側と協議を重ね、具体的な実行に移すことが本来の次期方針案のあるべき姿と考えます。見解と対応を伺います。次に、各法人における指標、目標の設定についてです。次期方針案では、取組期間中における目標変更の可能性を認めています。これについては一定の理解をするものの、従前の方針と比較し、下方修正されている指標もあり、これでは外部要因を理由に未達を正当化し、経営責任が曖昧となる可能性が強く懸念されます。また、実施していて当然と思われるコンプライアンスに係る指標についても再び復活するなど、次期方針案における指標、目標は深化しているとは言い難い内容となっています。目標未達時の経営責任等の明確化及び成果責任をどのように担保するのか伺います。次に、出資法人の整理、統合についてです。川崎市土地開発公社や川崎・横浜公害保健センターが廃止予定となっていますが、これは従前の方針での決定事項であり、新たな取組ではありません。次期方針案では戦略的な存廃に踏み込んでいないことから、現在の形式的な検証を継続するのではなく、外部有識者の意見や客観的指標を活用した上で具体的に整理すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎市役所北庁舎の本格活用について伺います。2月9日総務委員会にて、北庁舎を補修し、主に川崎・幸休日急患診療所等と看護大学大学院及び看護大学講義室として活用されることが示され、補修費等は設備更新に約20億円、内装改装に約5億円、設計管理に約2億円、消費税として約3億円、合計約30億円との説明がありました。初めに、北庁舎の建て替えの検討についてです。我が会派は一貫して、新庁舎完成後も川崎御幸ビルの年間約1億6,000万円の賃借料がかかり続ける課題を指摘してきました。また、平成29年第4回定例会での我が会派の代表質問では、第4庁舎については、御幸ビルの本庁機能を収容できる可能性があり、御幸ビルとの賃貸借契約が満了するタイミングなども見計らいながら検討するとの答弁を得ています。我が会派は、令和6年6月に北庁舎を視察し、体育館部分の雨漏りなど様々な課題を確認しましたが、とりわけ地下の漏水については深刻でした。長年にわたる漏水によって、壁や床の腐食やカビの発生等は深刻化しており、漏水でたまった水をマンパワーで排水を行っていたことから、抜本的な改善が必要と考えます。また、地下に機械室もあるため、上階に移設するなど浸水対策も検討すべきですが、現状の北庁舎の維持費について伺います。また、北庁舎を補修した場合と建て替えた場合の想定される維持費をそれぞれ詳細に伺います。さらに、北庁舎補修費等については、北庁舎の地下の漏水等の状況及び労働会館の教訓を踏まえると、約30億円で工事が完了す

るのか疑問であり、建て替えを検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。また、建て替えを選択した場合の建物の規模、集約の可能性、概算等、具体的に伺います。

次に、特別市について市長に伺います。待望の第34次地方制度調査会が1月19日に発足しました。今後、市町村の人手不足を踏まえ、国、都道府県、市町村の役割分担の見直し及び大都市制度の在り方が議題になると認識しております。特に大都市制度については、特別市の法制化及び政令市の大阪市を廃止する、いわゆる大阪都構想の法制化という地方分権のベクトルが正反対のテーマが議論となる見込みです。特別市については、既に昨年11月に、指定都市市長会による多様な大都市制度実現プロジェクト報告書の中で法制化案まで示されています。そこで、協議が行われる有識者による専門小委員会にどのように特別市の法制化を働きかけていくのか、その戦略を伺います。次に、課題についてです。特別市の認知度の向上の取組についてはさきの議会でもいただきましたが、積極的な広報の実施を今後どのように行っていくのか、内容を具体的に伺います。また、土木や建築に精通する技術職の不足が指摘されています。特別市を目指す上でも喫緊の課題と認識します。人材確保の在り方について伺います。

次に、友好都市との記念行事等について市長に伺います。初めに、国内友好都市の那覇市についてです。本市と那覇市は、平成8年5月20日に友好都市提携を締結し、本年30周年を迎えます。この節目をどのように捉えているのか伺います。また、例えば議場にて沖縄のかりゆしウエアを着用するなど、議会も一体となった取組は重要と考えます。節目を迎えるに当たり、市民への広報も含め、全市的な機運の醸成に向け今後どのような取組を進めていくのか、具体的に伺います。さらに、川崎沖縄県人会や川崎沖縄芸能研究会をはじめとした関係団体との協力連携について、見解と今後の取組を伺います。

次に、海外姉妹友好都市の韓国・富川市についてです。本市と富川市は、平成8年10月21日に友好都市提携を締結し、本年30周年を迎えます。こちらについてもどのように取組を進めていくのか、市民への広報を含め伺います。また、昭和52年6月23日、8都市の中で最初に姉妹友好都市提携を締結したクロアチア・リエカ市とは、来年提携50周年を迎えます。改めて、姉妹友好都市との交流や関係性、市民への周知及び周年記念行事の在り方や方法等について、見解と対応を伺います。

次に、川崎市農業振興計画案について伺います。平成28年の計画策定以降の農地、農業者の減少や気候変動、農業資材の高騰、新技術の導入など社会経済環境の変化を的確に捉え取組を進めるため、新計画を策定し課題に対応していくとのことです。本計画案には、豊かな「農」ある暮らしを次世代へと基本目標を設定していますが、農業収入は前計画においても課題認識がありながら、策定から10年経過しても、なお、農業収入200万円未満が7割を占めるなど改善が進んでいません。また、本計画案には、世帯内に後継者がいるとする農業者が5割を占めるものの、農業以外で就労し、安定した収入がある後継者に継承することをちゅうちょする農業者も多いと仄聞します。特に農業振興地域では、農業以外の活用ができないことから副収入も見込めず、後継者不足が深刻な地域もあります。本計画案では、この課題解決策の一つとして、認定農業者の増加に向けた取組や新規就農希望者に向けた支援、担い手不足農地と新規就農希望者のマッチングを掲げていますが、具体策及び課題について伺います。また、農業収入向上や担い手不足改善には、後継者が将来に展望を抱けるような、例えば農家レストランや農産物加工品等の販売拠点となる施設整

備など、新たな取組への支援も重要です。特に観光農業を掲げながら、観光に資するトイレやレストラン、駐車場や販売店など施設が何もない岡上地区について、これまで会派として対応を求めてきましたが、今後の取組を伺います。さらに、早野地区は、東名高速道路にもアクセスしやすい利点がありながら、耕作放棄地となった複数の農地が産廃施設や工場等に違反転用されるケースが散見されるなど課題もあります。今後の取組について伺います。

次に、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会のガバナンスについて伺います。昨年の第3回定例会以降、同法人が定款変更前に外貨建て社債を購入していたという不適切な事務執行や、新規事業である高齢者向けアプリ開発が、法人所管部署である地域包括ケア推進室や同法人の理事会、評議員会に十分な説明なく進められてきた実態を取り上げ、同法人の適正な運営と健全な経営確保を求めてきました。まず、これまでの質疑を通して、同法人は公益性の高い社会福祉法人としては異例の外貨建て社債や永久劣後債など、様々な金融資産を保有していることが明らかになりました。定款変更前に購入していたという不適切な事務執行や、それを修正するために定款の附則を用いて遡及適用しようとした実態は、健康福祉局からも厳しく指摘されたところでした。定款変更等の事務手続について、直近の理事会等ではどのように協議され、結論を出したのか伺います。また、当局へのヒアリング調査によると、同法人では副会長らに十分な合意形成が図られることなく、会長及び常務理事の判断により、外貨建て社債は既に売却されたとのことでした。こちらについても理事会等を形骸化する独善的な行為と考えますが、事実関係と売却理由について伺います。さらに、令和7年第3回定例会で健康福祉局長は、市社協は本市のパートナーであり、法人に派遣している本市職員と報告、連絡、相談をより一層密にし、連携強化を図るとの答弁でしたが、今回の金融資産の売却は事前に報告があったのか伺います。

今回の金融資産の売買で明らかになったことは、同法人の資産運用は常務理事の職務権限になっているとはいえ、90万ドル——約1億4,000万円弱の巨額の資産を会長と常務理事の独断で扱うことが可能であるということです。仮に業務上の不正等が生じた場合には、透明性や安全性が毀損される可能性があります。財政援助団体として、本市から毎年約20億円の補助金等が支出されていることから、一部の管理職に巨額の資産運用を任せるとは危険であると考えます。会長及び常務理事の決裁だけでなく、事前に理事会等に諮ることを明文化するなど、事後報告ではなく、十分な合意形成を経た上で進めるべきです。法人所管部署である健康福祉局の見解と対応を伺います。我が会派の調査によると、ある理事から外貨建て社債の購入の経緯について、書面で、市社協から外貨建て購入について監査法人に問いかけたのかと質問したのに対し、法人総務部長が、令和6年11月18日の監事会の際に、本会から会計監査人へ、外貨建て債券を購入する考えがあることを伝えましたとの回答だったとのことですが、この回答は誤りではないでしょうか。なぜならば、市社協は令和6年11月1日に遡り定款を変更しようとして試みたからです。実際は、11月18日の段階では既に外貨建て社債は送金済みではなかったのかと推測されます。来年度、健康福祉局は同法人へ監査を行うとのことですので、現段階においても誤った報告が理事会に行われているのであれば、同法人の内部統制、コンプライアンスに係ることからも、事実確認のため、起案書等の文書をチェックすべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、高齢者向けアプリの開発についてです。こちらについても、法人事務局が理事会

等に十分な説明を行わず、議論を経ぬまま進められた結果、事業執行が紛糾しているとのこと。直近の理事会等ではどのような結論になったのか伺います。また、アプリ開発事業者との契約については、法人副会長ですら、法人事務局から事前に契約書等の情報提供がなかったとのこと。法人事務局による独善的な事務執行が明らかとなりましたが、法人からアプリ開発事業者への事務及び予算執行状況を伺います。さらに、社会福祉法人が事業を実施した際に生じた損失については、社会福祉法において、理事、監事、もしくは会計監査人または評議員は、生じた損害を賠償する責任を負うと規定されています。本件において事業が中断した場合に生じた損失及び責任は誰がどのように取るのか、明確に伺います。

次に、学校の朝の居場所づくりについて伺います。これについては市長の施政方針説明でも触れられており、本予算においても重点施策に位置づけられています。初めに、体制整備についてです。令和8年度からモデル実施として各区1校での展開が検討されており、地域の協力を得ながら実施するとの方向性が示されていますが、事業を継続していく上では安定的な運営体制の構築が必要です。将来的な全市展開も見据えた体制を整備し構築していくのか、見解と対応を具体的に伺います。次に、教育的効果についてです。本施策は、単なる預かりではなく、教育活動とどのように接続させていくかが重要です。特に朝の時間は生活リズムや情緒の安定、1時間目への円滑な接続など教育的効果が見込める時間帯でもあります。そこで、単に居場所の確保だけでなく、こうした付加価値を持たせる内容とするのか伺います。また、その教育的効果をどのように検証していくのか、見解と対応を伺います。次に、安全の確保対策についてです。安全確保の観点から、利用児童の事前登録の仕組みや緊急時の連絡体制、責任所在の明確化、事故発生時の補償体制の整備などについて、あらかじめ整備しておくことが不可欠です。見解と対応を伺います。また、万が一に備え保険加入も必要と考えますが、負担の所在も含め、見解と対応を伺います。次に、関連して、朝食提供の可能性についてです。品川区では、朝の居場所づくりと朝食支援を通し、児童の健やかな成長を支援することを目的に朝食提供の取組が一部学校で始まっています。本市において実施する場合、食品衛生管理、アレルギー対応、財源確保などの課題が想定されますが、どのような課題があるのか伺います。また、今後の方向性について見解を伺います。

次に、二十歳を祝うつどいについて伺います。これまで特別支援学校等を卒業し、二十歳を迎えた障害のある方やその御家族、関係者が一堂に集まり開催されていた二十歳を祝う会が昨年で終了し、今後は真の共生社会実現に向け、二十歳を祝うつどいに参加を促すとしたことから、我が会派は、受入れ体制の強化、当事者や家族に対する事前の詳細な説明や必要な配慮等について事前の準備を求めました。昨年の祝う会の参加者は136名でしたが、令和8年のつどいにおける支援の申込みは例年より15件の増だったとのこと。さらなる参加促進の取組について見解と対応を伺います。次に、アリーナの工事に伴い、令和9年は等々力陸上競技場で開催するとしています。会場変更は30年ぶりとなる上、初の屋外開催のため、他都市事例や本競技場でのイベント開催ノウハウなど、情報収集や綿密な事前準備が不可欠です。見解と対応を具体的に伺います。また、スタジアムの構造上、晴れ着での来場者の安全確保、寒さ及び汚れ対策、荒天時の対応が必要となりますが、見解と対応を伺います。

次に、夢見ヶ崎動物公園再整備計画案について伺います。開園から70年以上が経過し、施設の老朽化やニーズの変化等への対応が必要となることから、再整備に向けた設計に着手することです。初めに、再整備についてです。飼育種数については、第5期工事期間終了予定の2035年には46種で、将来的には34種プラスアルファとのことですが、工事終了時の46種の想定内容によっては再整備が不要となる獣舎が出てくると考えます。想定内容を具体的に伺います。次に、管理運営手法についてです。飼育業務や動物園エリアの施設維持管理については行政主導型を維持するとし、プログラムの実施、広報啓発業務、駐車場運営は民間活用することです。アニマルウェルフェア等の観点から直営での維持を求めてきたため、その判断を評価します。一方、民間パートナーとの協働で命を感じるプログラムを拡充することです。学校教育と連動、連携したプログラムの開発や、出前授業等を近隣にとどまらず北部エリアでも実施するなど、活用の在り方について見解と対応を伺います。また、市北部地域での知名度はゼロに等しい状況です。動物園への来園機会の創出のため、全市にわたる効果的な広報啓発活動をどのように民間と連携して進めていくのか、具体的に伺います。

次に、交通アクセスについてです。我が会派は、これまでも本公園に至る交通アクセスの課題を繰り返し指摘し、駐車場の増設、コミュニティ交通の創設、既存バス路線の延伸、駅からのルート明確化等、アクセスの改善を求めてきましたが、平日の大型バスの駐車スペースの確保を含め、現状及び今後の取組の検討状況を具体的に伺います。次に、寄附についてです。我が会派は、これまでも動物サポーター制度の導入を実現し、札幌市円山動物園で導入されている自動販売機型の寄附や獣舎改修等園内の維持管理に関するクラウドファンディングの導入を提案してきました。本計画においても、付加的な官民連携の手法について効果的に実施することですが、具体的な内容及びスケジュールを伺います。次に、飲食物等、物販についてです。これまでも我が会派は、主に家族連れが集まる公園に必要な機能及び財源確保策の一環として、物販施設の重要性を指摘してきましたが、本計画には記述がありません。旧売店エリアは情報発信エリアとして改修されるとのことですが、市民からの要望もあるため、飲食や物販機能を導入すべきと考えます。検討状況を伺います。

次に、GX戦略地域制度について伺います。国における新たな制度として、令和7年12月にGXに関する新技術の社会実装を切り口に、産業用地としての土地整備、産業インフラ等を備えた拠点整備などを支援対象として、GX戦略地域制度が新たに創設されました。本市は、川崎臨海部における大規模土地利用転換の大きな前進に向け、GX戦略地域への選定を目指すとしています。国が選定を行う類型が4つ示されており、本市はコンビナート等再生型を選定し、公募、申請するとしています。初めに、公募申請についてです。申請については、民間事業者と連名で行うことも可とされていますが、申請に向け、JFEホールディングス株式会社等との対応状況について伺います。また、GX戦略地域の公募には、多くの都市が申請することが想定されます。2月13日が締切りとなっていましたが、申請数及び他都市の動向について伺います。次に、国の事業規模についてです。総務委員会では、国の予算規模として、令和8年度30億円との報告がありましたが、制度全体の予算規模は示されませんでした。30億円の具体的な用途について伺います。また、今後どのようなタイミングで本制度における投資規模が示されるのか、見解を伺います。次に、今

後の取組についてです。国の選定プロセスは、令和8年春頃の有望地域選定後、事業計画書の洗練等が求められるとしています。有望地域選定後、本市における具体的な取組について伺います。また、GX戦略地域の決定は夏頃とのことですが、今後の議会報告や補正予算確保に向けた取組について、見解と対応を伺います。

次に、防災・減災対策について伺います。初めに、本市における地震被害想定調査についてです。昨年3月に、神奈川県は、前回の地震被害想定調査から10年が経過したことから、熊本地震等この間に発生した大規模地震の教訓や課題を踏まえ、2か年をかけて地震被害想定調査報告書を取りまとめたほか、同年12月には、国の首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいても、被害想定と対策について報告書が示されています。本市においては、川崎市総合計画改定案において、令和8年度に地震被害想定調査を実施するとし、令和9年度には調査結果を反映させ、かわさき強靱化計画及び備蓄計画の改定を行うとしています。国、県の取組を踏まえた取組概要と今後のスケジュールについて伺います。令和8年度予算では調査実施の委託費等で7,404万円余が計上されています。単年度での実施を想定していますが、過去の実績を見ると、複数年をかけた取りまとめた経緯があります。どのように実現するのか、見解と対応を伺います。また、総合計画の記載では、この新たな地震被害想定調査の結果を踏まえて公助の範囲を整理し、各計画に反映するとしています。取組の詳細を伺います。さらに、地域防災計画の改定についても見解と対応を伺います。

加えて、市長の施政方針では、震災直後における避難行動要支援者などの安否確認や救命救護等を円滑に行うため、平時から地域や企業等との情報共有や連携強化を図るともしています。地震や水害など様々な災害が想定される中でどのように体制づくりを進めていくのか、具体的に伺います。

次に、高層マンションに向けた物資搬送のトライアル訓練についてです。我が会派は令和6年度の武蔵小杉駅周辺高層マンション住民の避難行動等に関する調査の結果や、令和7年2月の中原区ぼうさい講演会でのマンション管理組合の方から課題提起された在宅での避難後の公助の在り方及び余震の影響による低層階共用部分の事実上の避難所化について、行政として支援物資受援体制等をどのように構築するのか取組を求めてきました。その結果、実現された今回の訓練ですが、実施内容、目的、抽出された課題と改善策について伺います。

特に周辺住民への物資供給については、個人住宅と中規模マンションでは引き渡す物資の量にも違いがあるほか、ほかの避難所区域や居住者以外からの需要に対して、対象者の明文化や表記が必要となるなど、受付での課題も明らかとなりました。支援拠点づくりに向けたルールづくりと周知について、見解と対応を伺います。また、高層マンションによって避難所が異なることから、おのおの避難所運営において、今回のトライアル訓練のような支援拠点づくりが不可欠です。好事例の横展開を行い、今後を見据えた取組を進めるべきと考えますが、見解と対応を伺います。次に、仮設トイレの課題についてです。令和8年1月29日に、危機管理本部は川崎市災害時のトイレ対策方針案に関するパブリックコメントの実施結果を公表しました。パブコメには、子ども用の小さい便座、棚やコートかけのフック、ごみ箱、サニタリーボックスの設置要望や、トイレのテントに関する不安の声も寄せられていました。市は、安全で衛生的なトイレ環境を確保する旨回答していま

すが、考え方の区分はC、今後の方針を進めていく上で参考とするものにとどめています。そこで、各避難所トイレに1か所はベビーキープや子ども用便座を整備すべきと考えますが、見解と対応を伺います。次に、避難所における多様性への配慮についてです。避難所で提供される備蓄食はあくまでも通常の食事が摂取可能な人向けであり、液体ミルクの備蓄は進展しましたが、離乳食や嚥下食は備蓄されていません。これらについても、必要とする方が安心して避難生活を送れるよう備蓄計画を進めるべきと考えますが、見解と対応を伺います。また、大人用の段ボールベッドやコットの備蓄はある一方、赤ちゃん用はありません。これらも最近では販売され、備蓄を進める自治体も増えていることから、本市においても検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。さらに、高齢者や障害者を対象とした保健師等による巡回支援は行われますが、子どもをターゲットとした支援は行われていません。そこで、避難所における子どもの居場所づくりとともに、子どもに関わる職種の人材を確保するなど、保護体制の構築を図るべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、上下水道料金の改定について伺います。2月2日、学識経験者、団体推薦、公募市民から構成される川崎市上下水道事業経営審議委員会は、上下水道局から諮問のあった上下水道事業の料金制度等の在り方について提言を取りまとめ、答申を行いました。答申では、受益者負担の公平性の確保と安定経営を両立する制度に向け、口径別料金制への移行など5つの見直しに加え、必要な改定率を水道料金で36%、下水道使用料で37%の値上げを求める内容となっています。まず、将来の財政収支のシミュレーションについてです。試算に当たり、財政収支見通しに反映する物価上昇率、企業債借入利率、賃金上昇等は、物価高騰等の近年の事業環境を踏まえ、中長期の経済財政に関する試算、内閣府に示されている成長移行ケースをベースとしたとのこと。第6回検討部会の摘録には、委員から、物価上昇の前提について問われ、上下水道局職員が、昨今の事業環境の変化を踏まえた物価上昇を反映していると回答しており、成長移行ケースを用いた試算について当局が設定したものと推察されますが、見解と成長移行ケースを用いた経緯について伺います。また、部会の委員から指摘はなかったのか伺います。さらに、令和8年度からの川崎市上下水道事業中期計画の財政収支見通しにおいても成長移行ケースを用いています。過去の同計画における試算方法について伺います。

あわせて、2月に示された今後の財政運営の基本的な考え方改定案では、収支フレームの算定に当たり、過去投影ケースを基本にして、参考として成長移行ケースや高成長実現ケースを掲載しています。過去投影ケースを基本としている根拠と過去の実績、他都市の状況、全庁的な共有の課題、取組について、財政局長に伺います。加えて、参考資料には、会計は別としても、企業会計における主な大規模投資的事業について掲載されています。試算のベースが異なることは一体的な行政・財政運営にとり好ましくありませんが、見解と対応を担当副市長(129ページに「財政局長」と訂正)に伺います。

その上で、令和9年度以降、過去投影ケースと成長移行ケースでは、名目GDP成長率、消費者物価上昇率ともに大きな乖離があります。答申における必要な改定率が独り歩きしないよう、過去投影ケースについても試算し公表すべきですが、元財政局長である上下水道事業管理者に、見解と対応を伺います。次に、料金、使用料と算定期間の考え方についてです。提言によると、令和9年4月に改定を行うものとし、算定期間は令和9年度から

令和11年度までの3年間とすべきとしています。改定に向けた今後の取組とスケジュールについて伺います。また、議会及び議員への報告の在り方について伺います。さらに、提言では、低廉な生活用水・排水への配慮とのバランスも考慮すべきとしています。改定率どおりに値上げした場合、家計への影響が大きいと、どのようなことを考慮して具体的な検討を行うのか、見解と対応を伺います。あわせて、今後検討される改定率について、導入に当たり激変緩和措置を講じるべきですが、見解と対応を伺います。

加えて、積極財政を掲げる政府の施策により、引き続き物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充など対応が図られた場合には、料金・使用料改定と併せ、市民の暮らしに直結する水道料金基本料の減額など、新たなメニューについても検討すべきですが、見解と対応を伺います。

次に、料金・使用料改定のサイクルについてです。今回の算定期間が、上下水道事業計画の改定時期と一致していますが、今後の改定時期の考え方について伺います。次に、周知についてです。2月10日の環境委員会報告では、主に家庭用の口径13・20・25ミリの件数が構成割合で99%超となるなど、ほとんどの市民に影響を及ぼす料金、使用料の改定であることから、市民の理解醸成が不可欠です。委員会答弁では、これまでの周知の取組について自負している旨の発言がありましたが、いまだに市民に届いていないのが現状です。分かりやすい広報の作成や料金請求時の案内、イベント時等での市民説明会、出前講座の実施など、丁寧かつ積極的な対応を求めますが、見解と対応を伺います。次に、水道利用加入金についてです。本市では、他都市制度と異なり、過去の建設投資に要した額の一部を、新規の水道利用者にも負担させる趣旨で徴収しており、令和6年度決算で12.5億円の収入となるなど一定の財源となっています。しかしながら、金額及び経常収益に占める割合も3.9%となるなど、減収傾向となっています。今後の将来見通しについて伺います。また、提言では、単価について、料金改定と併せ再算定を行うべきとしています。現在の減価償却費に充てる本市独自の制度から大幅な値上げとなり、現状でも他都市に比べ、金額的に高く設定されているなどの課題も指摘されています。見解と今後の対応について伺います。さらに、制度の在り方について提言では、廃止することは、その減収分を水道料金で賄わなければならないと、さらに料金値上げを招き、現実的ではないとしています。しかしながら、近隣他都市では、東京都は既に廃止し、横浜市でも令和17年を目途に抜本的な検討が図られるなど、本市が選ばれ続ける都市実現のための障壁の一つになりかねません。前述の減収見通しや単価の検討も踏まえ、将来的な廃止に向けた考え方等を整理するなど、必要な検討を行うべきですが、見解と対応を伺います。

次に、学校施設への包括管理委託導入に係る実施方針案について伺います。改めて、実施方針案が示されましたが、さきの定例会でも質疑した懸念点が払拭されていません。まず、包括管理事業の契約形態についてです。我が会派は、全市一括方式ではなく、地域を分けて導入する分割方式を求めてきました。これに対し教育委員会事務局は、分割方式にすると、各地域の選定事業者による企画提案内容に当初から差が生じたとしても、提案内容や仕様書に沿って業務を実施するので、低い提案内容の事業者に提案水準を上げる要求はできないとの見解です。民間活用を行う上で、包括管理事業者間での競争、改善が図られない仕組みには強い違和感があります。再度分割方式を求めますが、見解と対応を求めます。次に、教育委員会事務局のモニタリング体制の強化についてです。中長期的な維持

管理水準の向上を目的に、厳正なモニタリングを通じて包括管理事業者の業務遂行状況を確認し、必要に応じて改善を要求することで維持管理水準の向上を目指としています。案件については、単年度で1件が10万円以下の小破修繕工事が約1,200件、400万円以下の軽易工事が約800件程度とのことですが、教育委員会事務局のモニタリングで、仕様書の事前確認の対象を100万円以上の工事とした根拠と想定件数について伺います。

また、仕様書の確認をはじめ、見積り依頼、施工判断、発注、施工、次いで完了検査・報告、さらには包括管理事業者の年次モニタリングを行うとしており、教育委員会事務局のモニタリングの業務は、質、量とも多岐にわたります。モニタリングの強化と方法について具体的に伺います。さらに、教育委員会事務局のモニタリング人員体制について具体的に伺います。あわせて、発注及びモニタリング業務に係るそれぞれの担当職員の配置予定数を具体的に伺います。加えて、包括管理全市展開後の職員人件費及びサウンディング調査の結果を踏まえ試算したマネジメント比2.5億円の合計、従来の職員人件費との比較において所要額の増減について伺います。(129ページに「従来の直営での学校施設維持管理及び修繕発注業務に係る年間の人件費と新制度発足後の関連人件費及びマネジメント費の比較について具体的に伺います」と訂正)次に、包括管理事業者による工事等の再委託、事業者選定についてです。包括管理事業者が1者に見積り依頼を行い、これを参考に3者見積りを行い、その上で事業者及び工事金額を決定することです。この業者選定が成り立つのは、手続に公務員が関わることで、手続の正当性が最低限担保されると理解しています。この一連の手続を、今後は全て民間の包括管理事業者に担わせることとなります。そこでまず、包括管理事業者が見積り依頼を行う1者をどのように選定し、さらに3者見積りの事業者をどのように選定するのか、それぞれの選定基準と選定方法について具体的に伺います。また、顔見知りの関係である事業者間においても、そもそも合理的な見積額及び適切な工事価格であるとの判断を包括管理事業者に任せることに強い危惧を覚えます。原資は公金であることを踏まえると、適切な業者選定及び工事価格の妥当性を教育委員会事務局は包括管理事業者に対しどのように担保するのか、その判断基準と方法について伺います。また、これらの点も全てモニタリングの対象となるのか伺います。

次に、不登校対策について伺います。初めに、不登校児童生徒の状況調査についてです。不登校児童生徒数は本市でも年々増加しており、その要因や背景は多様化、複雑化しているため、市は令和7年第1回定例会にて、長期欠席の傾向にある児童生徒の状態をきめ細かく把握しながら効果的な支援策を検証し、施策の展開につなげるとし、対象範囲を従来の年間で30日以上欠席した児童生徒に加え、欠席が長期化する可能性のある児童生徒や別室指導を利用している児童生徒等にも広げ、状況把握を行ったとのこと。検証により判明した傾向と課題について伺います。また、課題に対する改善策について具体的に伺います。さらに、これら調査の中で、教育課程や心理学を学ぶ学生を活用した本市独自施策であるゆうゆう広場ゆうゆうサポーターは時給1,200円であり、一般的な最低賃金以下であることが分かりました。さらに、メンタルフレンドは1日2,000円となっており、これでは定着は難しいと考えます。令和8年度予算案では、不登校対策推進事業費として約1億4,653万円計上していますが、昨今、教職員の担い手不足が課題となる本市において、こうした学生に川崎市で教員を目指し定着してもらうことは有効と考えることから、報酬を最低賃金以上に引き上げるべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、校内教育支援センターについてです。これまで別室登校として運営していたものを校内教育支援センターとし、支援員を配置するモデル校を8校から28校に拡充することです。選定基準及び支援員の全校配置に向けた今後の計画について伺います。また、各区の小中学校2校ずつを選定し、ボランティアスタッフと委託スタッフをそれぞれ配置することですが、民間委託での人材募集においてどのように質を担保しながら確保するのか伺います。次に、ゆうゆう広場についてです。これまでゆうゆう広場みゆきで実施してきた学習支援を、今後はICT教材を活用した伴走型の学習サポートとし、たかつ、あさおに拡充していくことですが、支援拡充の内容や施設の工夫について具体的に伺います。また、今後は家庭訪問支援を充実させることですが、具体的な内容と期待される効果を伺います。次に、保護者支援についてです。我が会派が繰り返し要望してきた保護者支援については、保護者向けのピアサポートを導入することです。具体的な内容と期待する効果を伺います。また、福岡市では、不登校を経験した保護者が研修を受けてピアサポートを提供する事業が行われており、効果を上げています。本市でも参考とすることを提案しますが、見解と対応を伺います。さらに、必要な方に情報が届いていない状況が散見される中、保護者向けの不登校支援に関するパンフレットを全家庭に配付することですが、配付時期や通学していない児童生徒の家庭への配付方法について伺います。

次に、未来を育む学校サポートプログラム案について伺います。我が会派は、教員の働き方改革の大きな課題の一つである時間外在校時間等の縮減について、文科省の示した学校業務の3分類に沿った教員の1日のモデル案を示し、学校ごとに時間の縮減を具体的に検討するように提案してきました。その結果、勤務時間内で全ての活動を収めること及び教育の質を高めることが両立する手法を検討することを前提に、教員の1日のモデルを小学校、中学校それぞれ2ケースずつ示すに至りました。いずれも通常期の勤務の終了時間は17時以前となっています。まず、ケース作成に当たり、教員の時間外対応の大きな要因である保護者対応及び部活動指導への対策の考え方を伺います。次に、既にこのモデルケースに沿った教員の働き方が実現できている学校があると仄聞します。4月の新年度からモデルケースに沿った学校運営の見直しの検討状況について伺います。また、教育委員会事務局の働きかけの在り方を伺います。次に、改正給特法の附則では、令和11年度までに1か月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが盛り込まれました。この実現に向け、モデルケースの活用の在り方を含めた今後の取組について伺います。次に、部活動指導者の確保についてです。我が会派は、これまでも公益財団法人川崎市スポーツ協会との連携を求めてきました。川崎市行財政改革推進委員会の審議においても、スポーツ協会としても、部活動の地域展開に関して主体的に関わっていくことを検討している、可能な限り市内の指導者を活用しながら部活動の支援を行っていきたいと回答しています。そこで、対応協議の経過を伺います。また、具体的なモデル地区及びモデル校の設定について、見解と対応を伺います。さらに、積極的な部活動指導者の育成・供給計画策定を検討することについて、見解と対応を伺います。

次に、川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針案について伺います。初めに、本方針の目的についてです。学力向上、個別最適な学びの深化、不登校支援、教員の業務負担軽減など学校が進める様々な取組がある中で、教育DXの具体的な目標と成果指標を

どのように設定しているのか伺います。次に、教育データの取扱いについてです。教育DXが進むことで、学習履歴や評価情報、行動ログなど、これまで以上に多様で機微性の高い個人情報蓄積されます。資料には、セキュリティ強化やガイドライン整備の記載がありますが、教育データの保存、利用、管理についての記載がありません。その基準及び責任体制をどのように構築するのか伺います。次に、データの公開・共有範囲についてです。ダッシュボードで学習状況調査などの結果を確認できるようにするとありますが、想定では、教員と児童生徒のみが確認できる仕組みとなっており、家庭で確認できず、有効活用に課題があると考えます。福岡市では、子どもの学びの様子を可視化する目的で、保護者も確認できる仕組みを検討しているとのこと。家庭との連携をどのように位置づけているのか、見解と対応を伺います。また、福岡市同様、本市においても、保護者まで範囲を広げることに、見解と対応を伺います。

次に、学校給食物資購入費及び学校給食給付事業費について伺います。国は、令和8年度から小学校及び特別支援学校小学部を対象に、学校給食費の抜本的な負担軽減事業を開始し、給食費負担軽減交付金が創設されます。令和8年度における本市の学校給食費は月額5,900円としており、一方で、国の給食費負担軽減交付金は月額5,200円となっています。そのため月額700円の不足分が発生し、本来、保護者に負担を求めるところですが、現状は、令和8年度に限り、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することで保護者負担を求めないと判断したとのこと。まずは、来年度から始まる学校給食費の抜本的な負担軽減事業の制度及び、令和8年度は国の交付金を活用し、保護者負担を求めないことについて周知し、理解を求めるときと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、国の給食費負担軽減交付金のみでは月額700円分の不足が生じている現状を踏まえると、令和9年度以降、同様の財源措置が確保されない場合、本市としてどのような対応を想定しているのか伺います。この部分については他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

次に、物価高騰が続く中で、給食の量や品目数、栄養価の確保、さらには地産地消の取組など給食の質の確保が重要と考えます。単なる負担軽減や給食費無償化という言葉だけを独り歩きさせることがないように、あくまでも教育の一環として、学校給食の質を維持向上させていくための具体的な取組について、見解と対応を伺います。

次に、指定管理者制度について伺います。昨年9月の決算審査特別委員会文教分科会において、我が会派議員が、指定管理期間内で物価や賃金上昇の影響を考慮した人件費の在り方等について質疑しました。指定管理者業務では、一般に委託料のうち人件費の割合が高いとされていますが、本市の状況について具体的に伺います。また、公契約制度に基づく特定業務委託契約作業報酬下限額が適用されるものと思われそうですが、5年前と比較しての下限額上昇割合を伺います。さらに、単年度ごとの人件費について、実際にかかった費用をどのように確認し精査しているのか伺います。加えて、利用料金等による収益がなく、人件費の割合が高いわくわくプラザ事業を担う指定管理者からは、応募時や協定締結時に想定できなかった急激な物価高騰や賃金の上昇に耐え切れず、安定的な職員確保も困難な状況にあり、現場は疲弊していると切実な声も仄聞します。このような実態をどのように捉えているのか伺います。次に、協定におけるリスク分担についてです。物価変動リスク等の考え方、協議の実態及び協議により適用に至った事例があれば伺います。また、横浜

市をはじめ、賃金水準スライド方式を導入している自治体もある中で、本市の見解と今後の対応について伺います。さらに、例えば市長公約の学校の朝の居場所づくり等の新規事業を指定管理期間中に新たな業務として委託する場合、どのように協議し、対応を講じるのか伺います。

次に、第51回衆議院議員総選挙について伺います。今回の突如の総選挙は、1月23日の衆議院の解散、27日公示、2月8日投開票という戦後最短スケジュールで実施されました。選挙管理委員会及び事務局、選挙事務に携わっていただいた市職員、市民の皆様の御対応に心より感謝を申し上げます。まず、期日前投票についてです。解散から公示までが4日と極めて短く、投票所入場整理券の到着も投票日直前となり、整理券を持たずに期日前投票が行えることが有権者に理解されていない状況や、投票日の降雪予報などにより、各区役所等の期日前投票所には長蛇の列ができたことと伺います。期日前投票所における各区の混雑状況と要因について、具体的に伺います。次に、開票についてです。2月8日の開票作業は区により確定時間が異なっています。各区それぞれの確定時間と差異が生じた要因について具体的に伺います。また、多摩区では投票者数が10名分少なく集計されていたことが後日発覚し、麻生区、川崎区においては、不在者投票事務の作業ミスにより麻生区30票、川崎区2票が持ち帰り票として処理されてしまい、有効な投票として開票結果に反映されないという重大な事態となりました。今回の作業は本市職員と会計年度任用職員が担当したとのことですが、不在者投票用紙入りの封筒を開く方法が各区で対応が異なるほか、確認作業の不徹底など、基本的な作業自体の課題がもろもろ判明しました。有権者が投じた貴重な32票が無駄になるというゆゆしき事態であり、許されることではありません。今回のミスを教訓に、今後は他都市や各区で情報共有するなどし、市内各区での作業の手順を効率的かつ正確な方式に統一し、徹底した再発防止することが必須と考えます。見解と具体的な対応を伺います。

次に、議案第5号、川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について伺います。等々力陸上競技場では、環境整備の資金に充てる目的で、平成21年12月に整備基金を設置し寄附を募ってきました。寄附は、ホームスタジアムとしている川崎フロンターレが主体となりファンイベント等も活用した結果、約1億2,000万円寄せられ、そこから平成26年度にメインスタンドの改築費用として3,000万円活用したものの、令和7年12月末現在約9,000万円の残高があるとのこと。今後は等々力緑地内にある他施設の老朽化や防災対策の必要性など様々な課題が顕在化していることから、基金使途目的をこれら施設に拡大するとの提案がなされました。これまで寄せられた寄附金については、スタジアム整備のみに活用するとのことですが、その周知方法について具体的に伺います。また、今後は、毎年度の基金積立見込額を3,000万円としていますが、寄附先の使途範囲が拡大されることにより、寄附者の思いが反映しにくくなるため、寄附先をどのようにひもづけるかは重要です。ふるさと納税やクラウドファンディングなど様々な手法が考えられますが、具体的に伺います。一方で、使途範囲が拡大されたことによるメリットを生かし、ほかのスポーツのファン等への広報等、取組について伺います。さらに、我が会派はこれまで寄附者へのインセンティブとして芳名板の設置を提案してきましたが、改めて見解と対応を伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問をいたします。(拍手)

○副議長 堀添 健 木庭議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思いま

すので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時44分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも52人」と報告〕

○副議長 堀添 健 休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思っております。

お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、ただいまのところ、午後5時を過ぎることが予想されますので、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 堀添 健 それでは引き続き、みらいの代表質問を行いたいと思っておりますが、ここでみらいの木庭議員から発言の申出がありましたので発言を願います。48番、木庭理香子議員。

○48番 木庭理香子 先ほどの質問において、2か所訂正をさせていただきます。初めに、上下水道料金の改定についての質問の中で、今後の財政運営の基本的な考え方改定案において試算ベースが異なるについての見解と対応の答弁を担当副市長に求めましたが、財政局長に訂正をさせていただきます。

次に、学校施設への包括管理委託導入に係る実施方針案の質問の中で、包括管理全市展開後の職員人件費及びサウンディング調査の結果を踏まえ試算したマネジメント比2.5億円の合計、従来の職員人件費との比較において所要額の増減について伺うとしましたが、従来の直営での学校施設維持管理及び修繕発注業務に係る年間の人件費と新制度発足後の関連人件費及びマネジメント費の比較について具体的に伺いますと訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長 堀添 健 それでは引き続き、みらいの代表質問に対する答弁を願います。市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいまみらいを代表されました木庭議員の御質問にお答えいたします。

行財政改革第4期プログラム案についての御質問でございますが、第4期プログラムの策定に当たりましては、昨年度から、私を本部長とする行財政改革推進本部会議を通じて、全ての事業を改めて確認し、真に取り組むべき事業は何かを検証するよう各局長等に指示し、庁内での議論を重ね、精査した上で、さらなる経営資源の確保に向けて、今般、案としてお示ししたところでございます。物価高騰やデジタル化の進展など本市を取り巻く環境は大きく変化しており、取り組むべき課題は多様化、複雑化してきていることから、行

財政改革の推進に当たっては、日常的にディスカッションが行われる組織文化を定着させ、質の高い行政サービスを安定的に提供していくとともに、効率的、効果的な行財政運営を推進し、改革を通じて生み出した経営資源を将来に向けた取組に投資することで、選ばれ続ける都市の実現を目指してまいります。

特別市についての御質問でございますが、特別市の実現に向けましては、先月19日、第34次地方制度調査会が発足し、今月18日には学識経験者で構成される第1回専門小委員会が開催され、大都市制度の在り方も含めた調査審議が開始されたところでございます。本市におきましては、これまでシンポジウムへの登壇や個別説明などを通じて、学識経験者への説明の機会を設けるなど様々な取組を進めてきたところでございます。今後につきましては、同調査会の審議の状況に応じて、指定都市市長会等と連携しながら特別市の必要性等について発信するとともに、引き続き、国、国会議員、経済界、関係団体など多くの関係者に対して、特別市の理解促進に向けた積極的な働きかけを行ってまいります。次に、広報についてでございますが、昨年実施の市民アンケートの結果では、世代等により認知度が異なっていることから、幅広い市民に伝わる工夫が必要であると認識しております。こうした中、若年層に対しては、親しみやすいアニメーション動画を活用するとともに、出前説明会やイベント出展等の機会を捉えて、市民参加型のクイズ形式による取組を実施するなど、特別市への理解促進に向けて積極的に取り組んでまいります。次に、人材確保についてでございますが、全国的な人手不足の中、本市におきましても、特に技術職の確保に課題があると認識しており、採用試験の複数回実施による受験機会の拡充など人事委員会とも連携しながらその取組を強化してまいります。

国内友好都市の那覇市との交流についての御質問でございますが、令和8年度は、友好都市提携30周年という大きな節目を迎えることから、これを契機として両市の友好の絆をより一層深めてまいりたいと考えており、本市主催の記念式典に加え、沖縄出身者の本市発展への関わりや那覇市との交流の歴史、沖縄の文化などに市民の皆様が楽しみながら触れていただけるイベントのほか、市内における各種行事等と連携した企画などを検討しているところでございます。引き続き、川崎沖縄県人会をはじめとする関係団体の皆様と緊密に連携を図りながら、節目の年を市民の皆様と共に盛り上げてまいりたいと存じます。

海外の姉妹友好都市との交流についての御質問でございますが、初めに、本市と韓国・富川市は、平成8年の友好都市提携以来、これまで行政、文化、スポーツなど幅広い分野で交流を行ってまいりました。友好都市提携30周年に伴う取組につきましては、市民の皆様と同市をより一層身近に感じていただけるよう、本年1月から市立図書館において写真や関連書籍等の巡回展示を開始したところでございます。今後も同市としっかりと意思疎通を図りながら、記念の年として取組を進めてまいります。次に、姉妹友好都市との交流等についてでございますが、各都市との長年の関係性を基盤とし、周年事業等の機会を生かして市民への周知を図り、交流を進めることは重要と考えております。一方、これまでの文化的交流を中心とした姉妹友好都市の関係にとどまらず、経済分野を中心に海外他都市との関係構築について積極的に取り組んでいくことが必要と認識しており、双方の社会課題解決や成長につながる関係づくりを今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 加藤副市長。

〔副市長 加藤順一登壇〕

○副市長 加藤順一 川崎市職員人財ビジョン案についての御質問でございますが、同ビジョン案では「最幸のまち かわさき」の実現に向けまして、職員の目指すべき姿等を明確にした上で、組織にとって最大の財産である職員を人財として捉え、個を生かす人材戦略など3つの変革の柱を掲げており、具体的な取組につきましては、総務委員会での質疑を踏まえて、深度化を進めた川崎市職員人財ビジョン第1期取組計画案でお示ししてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 白鳥滋之登壇〕

○上下水道事業管理者 白鳥滋之 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

上下水道料金等についての御質問でございますが、初めに、財政収支シミュレーションにおける成長移行ケースの採用についてでございますが、上下水道事業経営審議委員会の検討部会におきましては、事務局からは、過去投影ケース、成長移行ケースの両方のパターンをお示しし御議論いただいたところでございますが、上下水道事業は料金等を原資とした独立採算による経営が前提であることから、安定経営の観点を重視し、過去投影ケースより各種係数が高く、財政支出の増額に寄与するシナリオである成長移行ケースが各委員からの異論等もない中で採用されたところでございます。次に、過去の中期計画における物価上昇率等の反映についてでございますが、令和4年度を計画開始年度とする現中期計画の財政収支見通しにおいては、物価上昇率等は反映しておりませんでした。現在策定中の中期計画におきましては、この間の物価、賃金、金利等の上昇を踏まえ、料金制度等の在り方の検討と併せて、これらを財政収支見通しに反映したものでございます。次に、過去投影ケースについてでございますが、今後、具体的な料金改定案を検討するに当たりましては、財政収支シミュレーションのパターンを含め様々な要素を勘案し、安定経営と市民負担とのバランスをしっかりと考慮するとともに、公表の在り方についても検討してまいります。次に、今後のスケジュールについてでございますが、経営審議委員会から答申でいただきましたとおり、令和9年4月の料金改定に向けて取組を進めるものとし、令和8年9月開催の市議会定例会に、川崎市水道条例、川崎市下水道条例の改正条例議案を上程することを想定しております。また、議会の皆様には、6月開催の定例会前に、このたびの答申を踏まえた料金改定の方向性等について御報告し、御意見をいただきたいと考えております。

次に、低廉な生活用水・排水への配慮についてでございますが、具体的な改定案を検討する中で、企業債の充当率や確保すべき資金残高等、様々な要素を勘案するとともに、段階的な改定を行うなどの激変緩和措置についても検討してまいりたいと考えております。次に、料金改定のサイクルについてでございますが、このたびの答申においても、料金改定の必要性は、事業計画の見直しのタイミングなどを捉え、定期的に検証していくべきであるとの提言をいただいておりますとおり、今後も中期計画策定の機会を捉え、検証を行い、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。次に、広報についてでございますが、これまでも最も重要な課題の一つとして力を入れて取り組んでおりまして、広報紙、ウェブサイト、SNSを通じた広報に加えて、各種のイベントにおいて市民の皆様との対話を実施するとともに、団体からの求めに応じて出前講座も行ったところでございます。

今後も料金等の改定に向けましては、市民の皆様にご納得いただくことが何よりも重要であると考えておりますので、さらに力を入れて伝わる広報に努めてまいります。次に、水道利用加入金についてでございますが、加入金収入は昭和63年度の約35億円のピーク時から現在はその3分の1程度まで減少しており、今後も大きな伸びは期待できないものと考えております。また、加入金の単価につきましては、答申を踏まえ再算定を行いまして、料金改定の方向性と併せて議会に御報告してまいりますとともに、将来的な方向性につきましては、中期計画の策定に併せて実施する料金改定の必要性の検証の中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 総務企画局長。

〔総務企画局長 池之上健一登壇〕

○総務企画局長 池之上健一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、官民連携についての御質問でございますが、本年4月に新設する共創推進室における取組の推進に当たりましては、同室の職員が各局等の事業内容や課題等を横断的に把握するとともに、民間事業者の考え方を理解しながら調整していくことが重要であると認識しており、適切な職員配置とともに、各局等とのコミュニケーションによる情報収集や室内勉強会の実施など一つ一つの業務を積み重ねながら、職員のスキル向上を図ることで組織力の向上に努めてまいります。また、民間の多岐にわたるアイデア、ノウハウ等をあらゆる施策分野において最大限に活用し、社会課題の解決や新たな価値の創出を図ってまいりたいと考えており、専用ウェブサイトの運用や民間事業者が集まる様々な場を活用しての広報の実施など、効果的な情報発信を行いながら、幅広い民間提案を募るなど、市内外を問わず多くの民間事業者との連携により、取組を進めてまいります。次に、議会への情報提供につきましては、議会での議論を行っていただく上で重要であると認識しておりますので、民間事業者の知的財産の保護に努めながら適切に行ってまいります。

次に、カスタマーハラスメント対策についての御質問でございますが、組織整備に当たりましては、本年3月に策定予定の川崎市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針に基づき、対面録音で使用するICレコーダーの購入をはじめ、職員のカスハラに関する対応力向上等を目的とした研修の実施や、予防や対応に関する具体的な検討、全庁的な調整、カスハラ対応等に関する庁内からの相談などの業務を担うため、本年4月にコンプライアンス推進・行政情報管理部にカスタマーハラスメント対策担当係長を配置することとしたものであり、その取組状況を検証した上で、改めてその後の執行体制について検討してまいります。

次に、総合計画改定案についての御質問でございますが、初めに、パブリックコメント手続につきましては、改定プロセスにおける市民参加の観点から重要な取組であり、その結果についても、より丁寧に説明するべきものであったと認識しております。今後は、市民の皆様からいただいた御意見や、その対応結果等について丁寧に議会へ報告してまいります。次に、市民意見聴取の手法についてでございますが、市民説明会につきましては中原区のみで開催いたしましたが、より多くの方々に御参加いただけるよう、オンラインでの質疑応答や視聴が可能な仕組みを整えるとともに、希望する団体等には職員が出向き、計画の内容を説明する出前説明会を計24回実施したところでございます。一方で、市民との対話を通じた意見聴取の在り方につきましては、時期に応じて見直していく必要がある

と考えており、今後も従来の手法にとらわれることなく、効果的な方法を検討してまいります。次に、総合計画の周知につきましては、改定後におきましても、より多くの市民の皆様には計画を御覧いただくことが重要であると考えておりますので、オンラインで閲覧しやすいデジタルブックでの提供に加え、引き続き、市LINE公式アカウントやSNSなど様々なメディアを活用しながら周知に努めてまいります。

次に、計画期間の主な取組につきましては、これまでも事務事業を束ねる施策の成果指標を原則としてアウトカムとする一方、事務事業は具体的なアウトプットを中心にお示ししてまいりました。この間、予算編成作業と連携した調整を進め、改定案では一部の事務事業の主なアウトプットを追記または具体化したところがございますが、事務事業が生み出すアウトプットを着実に積み上げることで各施策の目標達成につなげてまいります。次に、各区のまちづくりの方向性につきましては、議会からの御意見を踏まえ、記載の充実を図ることについて区長連絡会議を通じて認識合わせを行い、各区において地域の実態や特性を改めて精査し、議論を重ねながら、必要な見直しを行ったところでございます。

次に、行財政改革第4期プログラム案についての御質問でございますが、パブリックコメントの実施に当たりましては、市ホームページや市政だよりによる情報提供に加え、市民説明会を実施し、説明機会の確保に努めてまいりましたが、いただいた御意見の件数を踏まえ、行財政改革というテーマの専門性をより市民に分かりやすく説明する必要性を感じたところでございます。今後はSNSをはじめ、様々なツールを活用した周知を行うとともに、行財政改革の意義や内容への理解を深めていただく工夫など、市民に関心を持ってもらえるよう取り組んでまいりたいと考えております。次に、第4期プログラムの内容につきましては、各改革課題において、計画期間における取組の方向性や具体的な取組内容、到達目標等を記載しているところでございますが、計画期間中におきましても、各改革課題が抱える個別の事情等を踏まえながら調整を進め、毎年度の目標設定や取組評価において記載の充実を図り、議会への報告をはじめ広く公表することで、緊張感を持って取り組んでまいります。改革課題の取組に当たりましては、部署間の一層の連携や厳格な進捗管理が重要であるとの認識の下、関係局等が一体となって取組を進めることができるよう調整してきたところでございますが、今後は組織運営の高度化等に向けて、管理職を中心に問題意識を共有し、急速に変化する社会環境に的確に対応しながら、着実かつ継続的に進めていくことが必要となりますので、日常的にディスカッションが行われる組織文化の醸成など、好事例の横展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革におけるDXの推進につきましては、業務全体の効率化を図ることが重要であると認識しており、ヒアリング等による現場職員の視点や実態の把握、業務フローの可視化等を通じた業務プロセス改革を実施した上で、適時適切にデジタル技術の活用を進め、市民の利便性の向上と、職員の負担軽減の両立に資する効率的な執行体制の構築に努めてまいります。次に、職員配置につきましては、社会環境の変化へ柔軟に対応できる人材の育成に努めるとともに、課題解決を図るための最適な組織や取組手法について検討を進めるため、各局等との意見交換を活性化させ、関係所管が一体となって課題認識を共有した上で、簡素で効率的、効果的かつ機動的な執行体制の構築を進めてまいります。

次に、川崎市職員人財ビジョン案についての御質問でございますが、初めに、職員人財ビジョン案につきましては、12年間の中長期的な方向性をお示したものでございますが、

総務委員会での質疑を踏まえて、改めて来月の委員会で報告してまいります。次に、多忙な職員への対応についてでございますが、階層別研修では必修科目を精査するほか、eラーニング研修では、スマートフォンなどにも対応する新たなシステムを導入し、受講機会の拡大を図るとともに、現行科目を整理するなど、職員の状況に合わせて柔軟に受講できる環境を整えてまいります。次に、研修受講後のキャリア形成につきましては、職員個々の能力や強みを最大限に引き出し、組織力の向上につなげていくことは重要と認識しておりますので、職員の研修受講歴をはじめ、知識や能力、経験等を可視化し、人材育成、人事評価、人事配置等と連動させていく仕組みを構築してまいります。

次に、人事評価制度につきましては、これまで能力評価における加点制度の導入など、職員のやる気や働きがいの向上につながるよう見直しを進めてきたところでございます。人件費への影響などを考慮すると、最終評価を絶対評価とする取扱いは難しいものと認識しておりますが、民間企業などの取組を参考に、業績や能力をより適切に評価する仕組みについて、第1期取組計画の4年間において検討してまいります。次に、評価の公平性についてでございますが、管理職の最終評価につきましては、任命権者ごとに相対化しており、その結果として評価に偏りが生じていることは課題の一つであると認識しておりますので、今後は多様な職務内容やその貢献度を踏まえたモチベーションの向上につながる制度運用の在り方について検討してまいります。次に、人事配置についてでございますが、若手職員が様々な職務分野を経験することは、人事行政等に携わる上で重要であると考えており、人事異動実施要領では、30歳未満の職員は原則として本庁や区役所等といった異なる組織への異動を行うこととしております。職員人財ビジョン案におきましても、職員の意識、意欲の向上に向けた人事管理の推進を位置づけており、引き続き、職員本人が多様な経験と広い視野を獲得するために、本庁や区役所等との間で人事異動を行ってまいります。

次に、令和7年度に自己都合により退職した一般職の30代の職員は、本年1月末時点で49名となっております。次に、職員の離職についてでございますが、近年の若手職員の離職者の増加は深刻な状況にあると認識しており、令和6年度に実施した転職者へのヒアリング調査では、転居や親族の体調不良等の家庭の事情や、ほかにやりたいことがあったなどを主な離職理由として把握したところでございます。こうしたことから、ジョブリターン制度を創設するとともに、庁内公募の応募条件や異動対象基準を見直すなどの取組を進めており、引き続き、人材確保や離職防止につなげてまいります。次に、職員間のコミュニケーション等につきましては、人材確保や育成の観点からも、職員が安心して発言できる良好な職場環境づくりが不可欠であると認識しており、第1期取組計画案では、議論を軸とした行政運営などを位置づけ、取組を推進してまいります。

次に、次期出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案についての御質問でございますが、次期方針の策定に当たりましては、毎年度の取組評価等を通じて、顕在化した課題を踏まえ、整理、対応を進めてきたことから、基本的な考え方の枠組みとしては、現方針を継続していくものと捉えておりますが、この間の物価、人件費等の高騰をはじめ、人手不足への対応や、デジタル化の進展に伴う取組等を必要な視点として明示し、各法人の方針に反映するよう調整してきたところでございます。次に、法人職員の給与につきましては、職位や業務内容、能力、実績、また、民間企業等の給与水準も踏まえるとともに、

法人の経営状況を勘案して設定されるものでございますが、給与増額に当たりましては、市と法人で連携し、業務効率化、経営健全化の取組などを実施した上で検討していく必要があるものと認識しております。次に、指標、目標値の設定に当たりましては、取組の成果等を評価する視点や目的との合理性、実現性について、法人を取り巻く状況を含め、ヒアリング等を通じて確認しております。目標未達時の経営責任等につきましては法人内で役員の業績を評価しており、本市といたしましては、毎年度の取組評価の際に改善を促しているところでございます。次に、出資法人の整理統合についてでございますが、附属機関である行財政改革推進委員会からは、経営状況が芳しくない法人の存廃に関する意見もございましたが、引き続き必要な役割があることを確認したことから、こうした法人につきましては、今回の方針策定に当たり、市と連携した経営健全化の取組や個別計画を策定することなどを位置づけたところでございます。今後も、法人の存続意義や経営健全化の取組状況などを分析、検証していくことを前提として、引き続き、その存廃も含めた確認を行ってまいります。

次に、北庁舎についての御質問でございますが、令和6年度の維持管理費につきましては年間約9,500万円となっており、本格活用に向けて補修等を行う場合と同規模での建て替えを行う場合との比較では維持管理費に大きな差はないものと捉えておりますが、この間の人件費等の高騰の状況を考慮すると、増額の可能性があるものと考えております。次に、建て替えの検討についてでございますが、令和4年度実施の劣化調査委託では、今後100年以上使用できるという結果を得たため、既存の建物を活用し、劣化部位の修繕等により対応することとしたところでございます。また、建て替えを選択した場合についてでございますが、延べ床面積8,000平方メートル程度とする場合には、全ての移転候補の集約が可能となり、その際の工事費等は現時点の試算で約81億円となっております。

次に、水道料金等への重点支援地方交付金の活用についての御質問でございますが、当該交付金につきましては、国において、食料品加算の創設など特に活用すべきメニューが示されることが通例であることから、今後さらなる交付金の拡充が示された場合には、その趣旨や配分額、社会経済情勢、事業の効果等、様々な要素を総合的に判断しながら活用事業を検討してまいります。

次に、指定管理者制度についての御質問でございますが、指定管理料に占める人件費につきましては、令和8年2月1日現在、200施設のうち、こども文化センターや老人いこいの家など社会福祉施設において、その割合が比較的高い傾向となっております。次に、特定業務委託契約の作業報酬下限額につきましては、令和2年度が1,056円、令和7年度が1,226円となっており、約16%上昇しております。次に、単年度ごとの人件費につきましては、所管課における年度評価の際に指定管理者から提出される事業収支報告書等により、当初予算と決算との整合性などについて確認しているところでございます。次に、物価変動につきましては、協定書において、指定管理者とのリスク分担を定め適切に対応しているものと認識しておりますが、引き続き関係局との情報共有に努めてまいります。次に、物価変動によるリスク分担についてでございますが、平成29年2月改定の事業者選定等に関する手引きには、予測不可能な物価、金利の変動により事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるを得ない場合は協議することを追記しましたが、これに基づき締結した協定で適用した事例はございません。次に、賃金スライド方式につきまし

ては、人材確保に当たって効果的なものと認識しておりますので、他都市の事例を調査研究するなど、導入の必要性について検討してまいります。次に、指定期間中の市の新規事業についてでございますが、協定書における指定管理業務以外の業務と認められる場合につきましては、別途予算措置の上、委託するなどの対応が必要になるものと認識しております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 斎藤禎尚登壇〕

○財政局長 斎藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、個人市民税についての御質問でございますが、令和8年度予算につきましては、高水準の賃上げを背景とした所得の増加などにより、前年度と比べ150億円の増と見込んだところでございます。今後につきましては、雇用・所得環境の改善などにより、一定の増収が期待される一方、ふるさと納税による減収の拡大や、いわゆる年収の壁の見直しによる影響なども想定されることから、引き続き、各年度の予算編成において的確に見込んでまいります。

次に、財政運営についての御質問でございますが、令和7年度の執行見込みにつきましては、市税収入は当初予算を上回ったことから、合計約85億円を増額補正したところでございますが、引き続き、物価高騰等による歳出への影響が懸念されることから、予算全体の執行状況を注視し、対応してまいります。令和8年度予算におきましては、補正予算の財源としての活用を支障を及ぼさない程度まで財政調整基金の残高を確保できたことから、20億円を活用したところでございます。

次に、市債等についての御質問でございますが、令和8年度予算におきましては、政策金利の引上げや、昨今の市債発行状況を踏まえ、公債利子を前年度から20億円増の128億円と見込んだところでございます。市債残高につきましては、今後の投資的経費の動向を踏まえ増加するものと推計しております。基金の運用につきましては、金利の上昇を踏まえ、基金運用益に係る一般会計への繰入金を前年度から5億円増の26億円と見込んだところでございます。今後も想定される政策金利の引上げなど、引き続き金融市場の動向を注視し、対応してまいります。

次に、ふるさと納税についての御質問でございますが、ふるさと納税を活用した特定非営利活動法人の支援制度につきましては、令和6年度から市民文化局と連携して、他都市事例の研究や制度の検討を進め、このたび令和8年度予算に計上したところでございます。令和8年度税制改正大綱におきましては、令和10年度分以後の個人住民税の特例控除額に新たに193万円の上限が設けられたところであり、本市では減収額が約1億円縮減するものと見込んでおります。また、本市の寄附受入額への影響につきましては、寄附額の高い返礼品を含め、寄附者の返礼品選択等に左右されることから、現時点では見通すことが難しい状況でございます。今後とも、ふるさと納税市場の動向を注視しながら対応について検討してまいります。

次に、収支フレームについての御質問でございますが、財政調整基金につきましては、令和6年度決算の実質収支のうち約64億円を積み立てるとともに、12月補正予算において、個人市民税の増額補正に伴い約24億円を積み立てたことなどにより、残高が増加したものでございます。今後も、国の補正予算等の積極的な活用による財源確保や効率的、効果的

な事務事業の執行等による経費の抑制などに取り組むとともに、財政調整基金の残高を確保した上で、財源対策として活用することにより、減債基金からの新規借入れに依存しない財政運営に努めてまいります。堤根処理センター及び新たなミュージアムの総事業費につきましては、精査中であることを所管局とも確認した上で、現時点で想定されているスケジュールを踏まえ、仮の事業費を収支フレームに反映したものでございます。

次に、収支見通しについての御質問でございますが、収支フレームにつきましては、持続可能な行財政基盤の構築に向けた財政運営の指針として、現行の制度を基本としながら、今後の歳入歳出の標準的な動向を見据えて作成しており、これまでも過去投影ケースを基本に作成しているところでございます。他の指定都市におきましても、複数の都市において財政見通しの前提条件として過去投影ケースをベースにしているところでございます。また、収支フレームの算定の前提条件などにつきましては、改定素案や改定案を公表する前段で全庁的な会議体の中で共有を図っているところでございます。特別会計や企業会計におきましても、必要に応じて経営計画の財政的な見通しを試算しているところであり、その目的や経営環境なども異なることから、それらを勘案した上で、前提条件や考え方を整理しているものと認識しております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税を活用した特定非営利活動法人補助金についての御質問でございますが、本補助金は、対象法人を本市の認定特定非営利活動法人及び条例指定特定非営利活動法人のうち参加を希望する法人とし、寄附者はその中から法人を選んで寄附するもので、各法人向け寄附額の7割を上限に、当該法人へ補助金を交付することを予定しております。予算額の根拠等につきましては、対象となる法人の公表されている過去の寄附額等を参考に各法人に対する寄附額を見込み、算出しております。想定している効果といたしましては、当該法人の財政基盤強化や、これまで市民活動支援に関心がなかった方にも対象法人の活動を知っていただく機会につながることを期待しているところでございます。対象となる法人への周知につきましては、郵送案内や個別相談の機会を通じて説明するなどしてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

次期川崎市農業振興計画案についての御質問でございますが、本市の持続可能な農業の実現に向けましては、担い手の育成、確保のために、農業収入の向上など農業経営の改善を支援し、農業者のニーズに応じて営農意欲の向上につなげる必要があると考えております。本市の農業経営支援における主な課題といたしましては、専門家による経営相談の対象者を認定農業者のみとしていること、農業者向けの補助事業が細分化されていること、農地の借受けに関する相談はあるものの、耕作可能な貸出農地が少ないことなどがございます。そのため、次期計画案では、令和8年度からの4年間、市内の全ての農業者に御利用いただける専門家等による伴走型の相談体制を構築し、営農継続に向けた農業経営基盤の安定化を図るとともに、農業者のニーズに合わせた補助事業の見直し、農地減少

の抑制を目的とした新規就農者等に農地貸借を促す奨励制度や、長期間耕作されていない農地を整地するための支援制度の新設を通じて、農業経営の改善、担い手の育成、確保に取り組むこととしております。岡上地区の取組につきましては、岡上営農団地管理組合所有の農業用施設の老朽化対策を含め、地域の活性化につながる取組としていくことが重要であると認識しており、同組合員に対して、地域における施設の在り方やその活用などについてヒアリングを実施しているところでございまして、その内容を取りまとめ、組合員による意見交換の場を設けるなど、同組合での検討が進むよう本市としても支援してまいります。早野地区におきましては、引き続き違反転用の防止に取り組むとともに、地区のニーズや特性等に合った新たな作物の栽培支援や、新規就農者や農業法人等への農地マッチングの推進など、農地の適正な利用を通じた同地区の活性化に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、高齢者が安心して暮らせる地域づくりについての御質問でございますが、高齢者の社会的孤立を防ぐための取組といたしましては、75歳以上の独り暮らし高齢者等に対して高齢者生活状況調査を実施しているところでございますが、今年度は当該調査で把握し切れなかった方に対して、医療機関受診情報等の本市が保有するデータを掛け合わせ、孤立リスクの高い方の把握を進めたところでございます。今後も継続的に見守りを必要とする高齢者一人一人の把握に努めてまいりたいと存じます。地域と協働した取組につきましては、多様な主体による通いの場の活動に対する伴走支援を行っております。こうした既存の活動支援に加えて、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等による住民ニーズの把握を通じた担い手の発掘と通いの場の創出や、地域団体や企業における地域活動の場や内容を充実させるための支援にも努めているところでございます。一層の地域づくりに向けて、地域住民や関係機関、団体、企業等と連携を図りながら、既存の活動の充実や新たな活動の創出にもつなげてまいりたいと存じます。

次に、災害福祉に係る新たな体制についての御質問でございますが、災害対策基本法等が令和7年5月に改正され、これまでの災害救助法では対象外であった在宅などで避難生活をしている高齢者や障害者の相談対応など福祉サービスの提供が追加されるとともに、災害派遣福祉チーム——DWA Tの活動範囲が避難所から在宅、車中泊に拡大されるなど、場所から人への支援に転換されました。このような中、災害時の要配慮者支援の取組をより促進するため、災害福祉担当を新設し、専門職である社会福祉職や保健師を配置することを予定しており、発災時の初動対応の強化をはじめ、在宅を含めた支援が必要な方たちが継続してサービスを受けられるよう、災害時を想定した平時からの対策の強化を図ってまいります。具体的には、福祉事業所等が災害時にサービスの提供が継続できるよう、実効性のあるBCPの作成支援など災害時の体制強化を図るとともに、DWA T等の外部から派遣される組織、団体が速やかに活動の展開ができるよう、受援体制の整備などを行ってまいります。

次に、川崎市社会福祉協議会についての御質問でございますが、当該法人に確認したところ、定款変更につきましては、理事会及び評議員会の決議が必要となるため、変更内容

を遡及して適用する旨の附則を削除することを昨年11月10日の理事会及び12月10日の評議員会において議案として諮ったと伺っております。それぞれの協議内容と結果につきましては、同理事会では、現在保有している外貨建て社債や事務局の事務手続についての御意見のほか、元の定款に戻すことなども含めて協議がなされ、出席者19名のうち、決議要件である過半数の15名の賛成により、議案のとおり承認されたとのことをごさしました。また、評議員会では、理事会と同様の議論がなされ、評議員総数の3分の2以上の賛成が要件となる中、総数33名のうち、出席者23名、賛成17名となり、要件を満たさず決議がされなかったことから、社会福祉法等の規定により、最終的に当該定款変更については認められなかったと伺っております。こうした理事会等での結果を踏まえ、外貨建て社債の売却につきましては、定款に基づかない不適切な期間ができる限り継続しないようにするため、会計監査人及び会長に確認した上で、理事会や評議員会における決議等を行わず、当該法人の規程に基づき、資金の運用の職務権限を有する常務理事の決裁により、当該法人の財務に適切な時期として12月12日に売却したと伺っております。

このことに関する本市への報告につきましては、評議員会の後に、定款変更に関する議案の否決及び外貨建て社債の売却を検討する旨の意向について所管部署に対して連絡がございましたが、売却の時期や手順等の詳細についての説明はございませんでした。なお、当該社債の購入につきましては、令和6年11月1日に施行された資金運用要綱との整合性を図るため、同日付に遡及した定款変更案に基づき、同年11月15日に外貨建て社債の購入のための法人口座を開設し、同日に資金を移動し、18日に会計監査人及び監事会からの了承後、19日に証券会社に当該社債の確保を依頼し、21日に購入を開始したとのことをごさしました。社会福祉法人が行う契約等につきましては、国通知により定款や規程等で自らが定め、公正、透明な方式を用いて行うこととされており、当該法人自らが適正な法人運営に向けた取組を進めることが重要であるため、適切な事務執行となるよう、本市といたしましても、引き続き必要な助言を行ってまいりたいと存じます。

当該法人の法人指導監査は令和8年度に予定しております。法人指導監査は、国の社会福祉法人監査指導要綱において、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的に実施することとされております。このことを踏まえ、定款変更等の必要な手続を経ずに外貨建て社債を購入するという事案が明らかになったことについて、本市といたしましても、法人所轄庁として、法人内で必要な手続を行うよう指導したところでございますが、次回の法人指導監査におきまして、国ガイドラインの内容に加え、外貨建て社債の購入に関わる法人内の意思決定プロセスや会計手続を個別に確認し、必要な助言指導等を実施してまいります。

高齢者向けアプリ「なな日和」につきましては、12月15日・19日の午前及び午後の計3回にわたって、理事、監事及び評議員向けに開発検討状況、住民にとっての必要性、ビジネスとしての可能性などについての説明会を行い、同月25日の理事会で審議した結果、出席者17名のうち10名の反対により、令和8年1月から3月の開発検討及び4月以降の本格実施は行わないという結論になったと伺っております。当該法人と事業者における契約事務につきましては、規程に基づき契約を締結しておりますが、契約内容等については、理事会や評議員会等での詳細な説明は行っていないとのことをごさします。また、当該アプ

り開発に要した費用につきましては、開発事業者に対して、令和6年度は新規事業企画策定支援費として1,056万円、令和7年度は12月までの研究開発費として5,720万円を支出し、このほか広告代理店に対して、広告関係市場調査費として、今年度に201万3,000円の支出を見込んでいます。役員等の社会福祉法人に対する損害賠償責任につきましては、社会福祉法第45条の20第1項において、理事、監事もしくは会計監査人または評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定されています。そのため社会福祉法人は、任務懈怠や違反があった理事、監事、もしくは会計監査人または評議員に対して、生じた損害に対する賠償請求を行うことの是非について、法人自らが判断し、決定するものと認識しております。

次に、避難行動要支援者等に対する取組についての御質問でございますが、現在、本市におきましては、避難行動要支援者の安否や避難支援者の有無等を把握するため、個別避難計画の作成を進めているところでございます。しかしながら、作成支援している事業所の負担が大きいことや対象者の増加もあることから計画の作成が進まず、避難行動要支援者の情報を網羅的に把握することが困難な状況となっております。そのような状況に対応するため、次年度以降の主な取組としまして、個別避難計画の作成の負担軽減に向けた作成手法等を検討するとともに、災害時の円滑な安否確認に向け、日頃からつながりがある地域住民や介護福祉事業所等に対し、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有方法や発災時の対応を調整するなど、迅速な安否情報の共有が行える体制づくりを検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

二十歳を祝うつどいについての御質問でございますが、今年度の開催に当たりましては、特別支援学校や障害者の関係団体から御意見をいただきながら、優先席の増設や思いやりスペースの設置とともに、案内状や関係団体を通じた周知など配慮が必要となる方への丁寧な対応に努めてまいりました。今後につきましても、関係局や関係団体等と連携しながら、より多くの方に御参加いただけるよう必要となる対応を行うとともに、周知等に努めてまいります。令和9年の開催につきましては、会場が変更となることから、運営に当たり検討を要する事項が多く、事前の準備は重要であると考えておりますので、等々力陸上競技場で行事を開催した実績がある事業者等へのヒアリングを行うとともに、他都市の事例等も研究しながら準備を進めてまいりたいと存じます。また、晴れ着での来場者の安全確保、防寒や汚れなどの対策、荒天時の対応につきましては、会場変更や屋外開催等により、これまでとは異なる状況があるものと認識しており、開催場所の運営事業者や関係機関等と協議調整を行い、関係局とも連携しながら、より安全な運営方法や必要となる対策等について検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

住宅・居住環境の整備についての御質問でございますが、高齢者や障害者等が住宅を借りやすくするため、居住支援協議会における議論を引き続き積み重ねながら、相談窓口の

機能強化に取り組むなど、民間賃貸住宅を活用した居住支援の充実にに向けた取組を進めてまいります。また、この居住支援の充実にに向けた取組の一つである新たな仕組みにつきましては、家主等の不安を軽減し、入居を拒まない住宅を増やすことが重要であることから、不動産関係や居住支援に取り組む事業者へのヒアリング等を行い、家主等が抱く様々な不安や課題の分析を深めつつ、今後スケジュールをお示ししながら、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向け、行政が積極的に関与する新たな支援の仕組みについて検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、夢見ヶ崎動物公園再整備計画案についての御質問でございますが、獣舎につきましては、動物種の特徴を考慮しつつ汎用性を持たせるような施設計画を検討し、死亡等による飼育種の変化や、新規に導入する種にも対応できるように整備してまいります。次に、命を感じるプログラムの拡充につきましては、民間パートナーのノウハウの活用が重要だと考えており、ボランティアや企業などとも協働しながら、今後、北部エリアも含む全市向けの出前授業などのプログラムについて検討してまいります。次に、効果的な広報・啓発活動につきましては、SNSの活用やイベントの機会等を捉えた周知、川崎国際生田緑地ゴルフ場と連携した動物イラスト入りゴルフボールの販売等を実施してきたところでございます。今後につきましては、民間のノウハウやアイデアを活用し、各種情報誌への掲載、他施設との連携など、動物公園の知名度や注目度の向上が一層図られるよう取組を進めてまいります。

次に、アクセス対応につきましては、ホームページやアクセス動画による丁寧な案内とともに、新川崎駅から動物公園へ向かう跨線橋にイラストを掲示するなど工夫を進めてまいりました。今後は、動物公園に向かうワクワク感を感じていただけるような仕掛けなどについて検討してまいります。また、平日の大型バスの駐車スペースにつきましては、現在は2台の駐車が可能でございますが、今後、民間活用による駐車場運営を予定していることから、市民ニーズに的確に応えられるよう、状況等を踏まえながら検討してまいります。次に、寄附につきましては、今年度の動物園まつり開催時に500円以上募金をしていただいた方に缶バッジを差し上げる企画を試行的に実施したところ、1日で約8万円の募金が集まったところでございます。また、クラウドファンディングにつきましては、来年度は、利用者からのリクエスト募集結果を基に、動物公園の魅力向上を目的として実施をする予定でございます。こうした取組も踏まえながら、今後、再整備工事の具体的な内容検討に合わせて、効果的な寄附募集の手法の検討を進めてまいります。次に、飲食物等物販につきましては、現状は地域の社会福祉法人と連携したパンの出張販売や週末のキッチンカーの出店等を行っており、今後もこれらの取組を拡充するとともに、自動販売機を活用した物販も含めた商品のバリエーションの増加などについても検討してまいります。

次に、川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定についての御質問でございますが、初めに、今回の本条例の一部改正につきましては、これまで等々力陸上競技場の整備に充てることとしていた基金を、球技専用スタジアム、とどろきアリーナ、テニスコート等の整備にも充てることとするものでございまして、併せて、名称を、等々力緑地施設整備事

業基金に変更するものでございます。これまで積み立ててきた基金につきましては、現等々力陸上競技場の球技専用スタジアムへの再編整備に係る整備費に充てることとしておりまして、その周知につきましては本市ホームページの掲載内容を川崎フロンターレなど関係団体の広報媒体と連携するほか、ホームゲームや再編整備事業者のイベントの開催時においても直接お知らせするなど、効果的な広報を行ってまいります。また、寄附の募集に当たりましては、ふるさと納税においては、充当先を明らかにする各施設の完成に合わせた納付期間の設定や寄附の対象を明確にしたクラウドファンディングなど、寄附者の思いが適切に反映できるよう工夫してまいります。次に、基金の用途範囲の拡大に向けた新たな取組といたしましては、各スポーツ団体や施設利用者、地域の方々等に等々力緑地の魅力や施設の利便性向上など、再編整備の効果について様々な機会を捉え情報発信を積極的に行い、幅広く寄附に御協力いただけるよう取り組んでまいります。次に、寄附への協力を促す取組につきましては、再編整備に多くの市民や利用者に参加していただき、機運が高まることが重要であり、芳名板設置は効果的な方法の一つであると考えていることから、現在、他事例も参考にしながら、各施設における設置場所等について検討を進めているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 玉井一彦登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 玉井一彦 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

G X戦略地域制度についての御質問でございますが、G X戦略地域制度の対応状況につきましては、J F Eホールディングス株式会社と本制度の趣旨等を確認の上、両者で協力して選定獲得を目指すことについて合意しており、本市と同社に加え、民間事業者主体の川崎臨海部G X戦略推進コンソーシアムとの連名で公募に申請したところでございます。次に、申請数及び他都市の動向につきましては、公募開始前に国が実施した提案募集では、コンビナート等再生型に18地域がエントリーしたことが公表されておりますが、現時点では国から本制度の申請者数及び申請者名の公表は行われておりません。次に、本制度に関する国の予算につきましては、令和8年度の予算資料において、G X戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業として30億円が示されているところでございます。当該事業の概要といたしましては、コスト及び採算性の評価をはじめとした自治体及び事業者のコミットメントの下での事業化促進を支援するものでございまして、主な対象経費は、事業収益性評価と事業計画策定、共用施設のリノベーションに係る設計等となっております。なお、本制度における国の投資規模につきましては、公募申請の内容に応じて国により支援内容や予算規模が検討されることから、今後の動向を注視してまいります。

次に、今後の取組につきましては、国が令和8年春頃の有望地域選定後に、申請内容の粒度、確度を高めた詳細な構想、事業計画を審査し、夏頃にG X戦略地域を決定する予定と伺っております。こうしたことを踏まえ、本市におきましても、国が目指す世界に勝てるG X拠点の形成に向け、地域の全体構想やG X新産業の創出に向けた個別事業の精査を行い、実現性や経済性の一層の向上を図り、G X戦略地域への選定を目指してまいりたいと存じます。また、G X戦略地域の選定に係る進捗状況につきましては、段階を追って選

定されることが予定されておりますことから、適宜、議会に情報提供を行うとともに、国の動向を踏まえ、必要に応じて補正予算を含めた予算措置を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地震被害想定調査についての御質問でございますが、本市の被害想定につきましては、平成25年に公表した前回調査から12年ほどが経過し、人口の増加など取り巻く環境も変化していることから新たに実施するもので、令和7年に公表された国や県の調査結果も踏まえ、能登半島地震で課題となった災害関連死など新たな調査項目も設定し、令和8年度中の調査結果の公表を目指してまいります。次に、調査の実施に当たりましては、過去の被害想定を基に、国や県の調査手法等を参考にしながら、効果的、効率的に進める必要があるものと考えており、有識者で構成される川崎市防災対策検討委員会や庁内関係部局等によるワーキンググループを活用しながら、危機管理本部に地震被害想定担当を新設するなど必要な体制の構築を図り、迅速に調査を進めてまいります。次に、各計画の改定等につきましては、このたびの調査結果を適切に反映する必要があると考えており、令和9年度には新たな被害想定の数値を基に支援の在り方を再検討し、かわさき強靱化計画や備蓄計画の改定のほか、防災対策の根幹となる地域防災計画についても市民の方々との意見交換などを行った上で、修正してまいりたいと考えております。

次に、在宅避難者の支援についての御質問でございますが、災害関連死を防ぐため、在宅避難を選択しても必要な物資を得ることができ、一人一人の状況等に応じた避難生活を送ることができる仕組みを構築していくことは重要であると考えております。そのため、他の地域におきましても、住民の方と協力した在宅避難者の支援に関するトライアル訓練等が実施できるよう、まずは今回の中原区における訓練の成果や課題等について各区等と共有してまいります。次に、今後を見据えた取組につきましては、訓練等の好事例を横展開し、在宅避難を推奨していくことは重要であると考えており、在宅避難者の支援のイメージが容易な物資の受渡しについて、地域の意見や実情等を踏まえながら訓練項目に取り入れ、その内容や地域とマンション等で対応が進んでいる事例を収集して、課題等の確認を行いながら支援体制の検討に取り組んでまいります。

次に、避難所におけるトイレについての御質問でございますが、災害時において、被災者が安心して安全に使うことができる衛生的なトイレ環境を確保することは重要だと考えており、高齢者や子どもをはじめとした要配慮者などの方々も安心して使用することができるよう、必要な備品について検討してまいります。

次に、避難所における要配慮者への対応についての御質問でございますが、配慮が必要な方のための食料の備蓄は重要と考えており、備蓄計画に基づき、現在、粉ミルクと、高齢者や幼児用等のために、そしゃくしやすい白がゆを備蓄し、物資が不足する場合には、離乳食や嚥下食についても、災害時協定に基づいた調達や国の支援物資により対応するものと考えておりますが、今後、備蓄計画の改定の中で、他の備蓄物資の必要性も含め総合的に検討を進めてまいります。次に、赤ちゃん用ベッドにつきましては、不衛生な床面から離すもので、避難所での乳児の健康と安眠を守ることは必要ですので、同様に備蓄計画

の改定の中で検討してまいります。次に、子どもへの支援につきましては、避難所での子どもの生活環境を整えることは必要ですので、避難所運営マニュアル標準例において、運営のために必要な場所として子ども部屋を例示するとともに、子どもの世話や遊び相手、学習支援のためにボランティアの受入れの検討を行うことを位置づけており、今後も実効性が確保できるよう関係局と連携して対応してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 中原区長。

〔中原区長 沖本里恵登壇〕

○中原区長 沖本里恵 中原区役所関係の御質問にお答え申し上げます。

物資搬送トライアル訓練についての御質問でございますが、中原区では、在宅避難者支援のための物資搬送について検証を行うため、武蔵小杉駅周辺にある高層マンションの管理組合に御協力いただき、実施したところでございます。訓練内容といたしましては、神奈川県トラック協会と連携し、実際にトラックでマンションへ物資輸送を行い、マンション住民による荷下ろし、保管場所までの搬入、マンション住民並びに周辺住民への配布を含めた受付デモンストレーションなどを行いました。その結果、トラックの動線や受付のオペレーションのほか、周辺住民への物資の配付方法、対象者への事前周知や本人確認など様々な課題が確認されたところでございます。今後につきましては、今回の訓練を踏まえ、高層マンション管理組合や避難所運営会議、関係局等と連携し、在宅避難者の支援方法等について検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、朝の居場所づくりについての御質問でございますが、居場所の運営につきましては、教職員の新たな負担とならないよう、地域の協力を得ながら見守り体制を構築し、基本的には学校の課業日は毎日開設することを想定しているところでございます。そのため、一定の人員の確保が必要であると考えており、PTAをはじめ、学校運営協議会など地域人材に幅広く協力を依頼してまいります。また、施設の開錠やセキュリティ解除、緊急時対応などの管理業務の一部委託化も含め、持続可能な体制の整備を検討してまいります。次に、居場所での過ごし方につきましては、子どもたちが充実した一日のスタートを迎えられるよう居場所を開設するとともに、付加価値の提供も検討してまいりまして、その具体的な内容につきましては、地域人材の経験やスキルを生かした活動、図書室を活用した読書活動など多様なプログラムについて検討を進めてまいりたいと考えております。また、モデル実施を行う中で、当事者である子どもたちや保護者等の声を伺うことが必要であると考えておりますので、効果検証を行った上で、全校設置に向けた仕組みづくりにも反映してまいりたいと考えております。次に、安全管理につきましては、本取組は、学校管理下で実施するものではないため、不測の事態が発生した場合には迅速かつ適切に対応することが不可欠であることから、緊急時の保護者や学校への連絡方法などを整理し、マニュアルづくりを進めてまいります。なお、朝の居場所は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外となることから、けが等の不測の事態に備えた保険契約は必要と考えておりますが、公費、私費の負担区分など、既に実施している自治体の状況も勘案しながら対応を検討してまいります。次に、朝食の提供につきましては、アレルギー対応を

含めた安全面や負担区分、安定供給の課題など慎重に検討する必要があるものと考えておりますので、品川区での実施状況や他都市の動向等を注視してまいります。

次に、学校施設包括管理業務についての御質問でございますが、初めに、契約形態につきましては、市内を複数のエリアに分けた場合、再委託先の事業者にも複数の包括管理事業者との取引がふくそうすることによる負担の増加が見込まれるほか、マネジメント費の増加や事業の効率性に課題があることから、全市一括としたところでございます。次に、100万円以上の軽易工事について事前に仕様書の確認等を行う理由といたしましては、包括管理業務の導入により修繕業務の迅速化を実現しつつ、一定金額以上の工事に関して、市が事前に内容を確認し、実施可否を判断することで、包括管理事業者の業務履行の適正性の確保を図る上で適切な金額として設定したものでございます。なお、全市展開に当たり、包括管理業務の対象となる軽易工事は700件から800件程度、そのうち100万円以上のものは200件から300件程度と見込んでいるところでございます。次に、モニタリングにつきましては、業務完了後の確認や毎月、毎年の定期的なモニタリング等、麻生区モデルにおける取組に加え、発注前の見積り業者の確認や市内事業者からの相談窓口の設置など、新たな取組も取り入れ、強化してまいります。次に、配置職員数を含めたモニタリングの体制につきましては、次年度の職員配置計画で検討するため、全市展開後の職員人件費の見込みを現時点でお示しすることは困難でございますが、教育委員会事務局として、関係局と鋭意協議してまいります。なお、全市展開後のマネジメント費及び職員人件費の合計は、全市展開前の職員人件費との比較で増加することも想定しているところでございます。

次に、軽易工事の発注に当たっての事業者選定につきましては、包括管理業務導入後は包括管理事業者が担うこととなりますが、市が直接発注していた際の実績を包括管理事業者に提供し、それを参考にさせていただくとともに、公平な受注機会の確保や市内事業者の活用といった視点も含め、市の手法に準じた手続の実施を求め、モニタリングを強化してまいります。次に、事業者選定や工事価格につきましては、これまで市が軽易工事を直接発注していたことにより蓄積してきた知見に加え、全市展開後も、引き続き市が直接発注する軽易工事を通じて得られる情報等を活用し、事業者選定の公正性及び工事価格の適正性について確認してまいります。また、全市展開に当たりましては、事業者選定や工事価格も含め、厳正なモニタリングを実施してまいります。

次に、不登校対策についての御質問でございますが、初めに、不登校児童生徒等の状況調査についてでございますが、調査の結果、学校には登校できるが在籍教室には入りづらく別室指導を利用している児童生徒等の増加率が高く、全体に占める割合が大きいと認識しており、別室指導の充実が重要であると考えております。今後につきましては、学校内の居場所、学びの場である校内教育支援センターとして、人員配置や来室しやすい空間づくりを進めてまいります。次に、ゆうゆう広場の有償ボランティアの謝礼についてでございますが、学生ボランティアの活動につきましては、ゆうゆうサポーターでは他事業での学生ボランティア金額を参考に設定し、メンタルフレンドでは交通費相当額を設定しておりますが、今後、適正な金額について検討してまいります。次に、校内教育支援センターについてでございますが、支援員の配置につきましては、学校規模や地域、不登校児童生徒の状況等を総合的に勘案して対象校を選定することとしており、全小中学校への配置につきましては、次年度から2年間、28校で行う事業の効果を検証しながら、段階的に進め

てまいります。次に、支援員の人材確保につきましては、令和6年度から2年間、別室指導のモデル実施として、小学校2校において派遣委託による人員配置を行っており、支援員の選定や研修、フォローアップ体制の整備など適切に事業が行われていることを確認しているところでございます。今後も引き続き、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、適切な支援員の選定や円滑な事業実施に向けて、事業者と協議を進めてまいります。次に、ゆうゆう広場における学習支援についてでございますが、現在、教育相談センターに2名配置している家庭訪問相談員につきましては、次年度からゆうゆう広場のアウトリーチ支援員として3か所に1名ずつ配置し、自宅から出ることが難しい児童生徒を中心に、家庭訪問やオンライン学習システムを活用した伴走型支援を試行的に実施してまいります。効果といたしましては、アウトリーチ型で支援を届けることにより、自宅から出ることが難しい児童生徒の学びの継続を図るとともに、児童生徒や保護者の心の安定につながることを期待しております。また、令和6年度から、ゆうゆう広場みゆきにおいて、児童生徒の意見を取り入れながら進めてきた環境整備につきましては、来室しやすい空間づくりに効果が見られたことから、今後ゆうゆう広場たかつ及びあさおに拡充してまいります。

次に、保護者支援につきましては、市内の親の会と連携し、民間事業者によるピアサポーターの養成や、ピアサポーターを活用した交流会等を行うことにより、保護者同士がつながる機会を増やし、安心感を得られるよう取り組んでまいります。また、福岡市で実施している事業につきましても、本市の保護者支援の目的等と合致するものと認識しており、今後、他都市の事業等も参考としながら、支援の充実に向けて取り組んでまいります。次に、保護者向けパンフレットにつきましては、夏季休業前までに配付することを検討しており、通学していない児童生徒の御家庭には、学級担任が家庭訪問を行う際などに配付するとともに、市ホームページや不登校に係るLINE公式アカウントにも掲載し、広く周知に努めてまいります。

次に、未来を育む学校サポートプログラム案についての御質問でございますが、プログラムにお示した時程のモデルケースにつきましては、各学校における働き方・仕事の進め方改革の取組の参考とするため、教員のある一日に関して、他自治体や市立学校の事例を基に作成したものでございます。案の作成に当たりましては、突発的な保護者対応などについては考慮しておりませんが、部活動指導については、複数の教員で担当することにより、指導に当たる者とその他の業務に従事する者等に分け、放課後の時間を有効に活用するなど、各学校の工夫を反映しているものでございます。次に、モデルケースの活用につきましては、各市立学校に通う児童生徒、保護者または地域の状況が異なることや、学習指導要領に示されているように、教育課程の編成については各学校に裁量権があることから、モデルケースの参考とした市立学校等の事例を業務改善等実践校におけるワークショップや、教員を対象とした様々な研修などにおいて共有し、各学校の業務改善を支援してまいります。次に、時間外在校等時間の縮減につきましては、モデルケースや業務改善等実践校における取組の好事例を共有するとともに、学校との意見交換を踏まえてプログラムの取組として定めた学校用務員が担う業務範囲の拡充及び民間委託化、学校徴収金事務の効率的な執行、不当要求行為等への対応など、教職員の負担軽減に向けた具体的な取組を進め、学校を総合的に支援しながら、早期の実現を促してまいります。

次に、部活動についての御質問でございますが、初めに、公益財団法人川崎市スポーツ

協会との連携につきましては、関係局や関係団体との意見交換を通じて、指導者派遣についての前向きな御意見があることを伺っており、今後、地域人材の活用に向けた検討を行う中で、同協会と協議してまいりたいと考えております。次に、モデル地区等の設定につきましては、休日の部活動の地域展開等を円滑に実施するためには有効な手法であるものと考えておりますので、今後具体化に向けて検討してまいります。次に、指導者の育成等につきましては、指導者の確保や育成、学校とのマッチングは大変重要なものと認識しておりますので、今後、他都市の先行事例等を参考としながら、指導者の確保や育成に係る手法について検討してまいります。

次に、川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針案についての御質問でございますが、本方針案は、変化の激しい時代に柔軟に対応しながら、市立学校における教育DXを進めていくための基本的な考え方と方向性を整理し、学校と教育委員会事務局が共有するために策定したものでございます。そのため、本方針案では、子どもの学び、教職員の業務効率化、教育DX推進のためのICT基盤整備の3つの観点と、それらを支える11の項目を定めて方針を示しておりますが、具体的な目標や成果指標は定めていないところでございます。次に、教育データの取扱いにつきましては、川崎市の教育データ利活用における個人情報の取り扱いの基本的な考え方に基づき、情報セキュリティに十分配慮しながら、個人情報を適切に管理しているところでございます。次に、家庭との連携につきましては、教育データの利活用による学習改善に当たり、保護者の理解や支援は、児童生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上を図る上で重要であると認識しております。現在、保護者によるダッシュボードでの確認につきましては、児童生徒が端末を持ち帰った際にその画面を一緒に閲覧することで、過去のデータも含めて確認することが可能となっておりますが、保護者が直接データを閲覧することは、現状の仕組みの中では実現が困難でございますので、他都市の動向を注視してまいります。

次に、学校給食費等についての御質問でございますが、初めに、保護者への周知についてでございますが、令和8年度については、暫定的な対応として、国の重点支援地方交付金を活用することで保護者への負担を求めないこととしたものであり、制度的な無償化ではないことを正確に御理解いただく必要があると考えておりますので、令和8年度予算が確定した後、中学校と特別支援学校の幼稚部、中学部及び高等部における保護者負担据え置きの内容と併せて、4月頃、正式に通知をしてまいります。次に、学校給食の質の維持等につきましては、学校給食は単なる食事の提供にとどまらず、子どもたちにとって、食によって自分たちの体がつくられていることや、食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食生活について学ぶための生きた教材であると考えており、引き続き、国の動向にかかわらず、健康給食をコンセプトに、栄養バランスの取れた安全でおいしく魅力ある学校給食を提供してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 山川浩己登壇〕

○選挙管理委員会事務局長 山川浩己 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、衆議院選挙における期日前投票所の混雑状況についての御質問でございますが、今回の選挙におきましては、各区で差はございますが、特に期日前投票期間の最終日の土

曜日と、その前日の金曜日を中心に大変混雑したところがございます。具体的には、到着から受付までの待ち時間が、金曜日については、中原区役所において最大約45分、土曜日には、高津区役所においても最大約45分、幸区役所においては最大約30分、麻生区役所において最大約25分お待たせした状況が発生いたしました。また、中原区、高津区、麻生区の3区では、待機列が区役所等の庁舎外にまで及んだ状況も生じたところがございます。これらの要因といたしましては、投票所入場整理券のお届けまでに時間を要し、また、投票日当日やその前日に降雪の予報が出されたことで、期日前投票期間の終盤に来場者が集中したことによるものと考えているところがございます。

次に、開票についての御質問でございますが、今回の選挙における各区の開票確定時刻につきましては、小選挙区選挙で申し上げますと、早く確定した順に、川崎区が23時19分、高津区が23時44分、麻生区が日付が変わった午前零時39分、幸区が零時51分、中原区が1時10分、多摩区が1時55分、宮前区が1時57分でございます。区ごとの確定時刻の差異につきましては、投票者数と開票において集計した投票数との相違に伴う再点検の実施によるもののほか、投票の効力の審査や得票数の集計作業などの開票事務全般にわたる作業スピードの差により生じたものと考えているところがございます。

次に、選挙における事務ミスの再発防止についての御質問でございますが、このたびの選挙におきまして、多摩区において、投票者数の計上誤りにより投票者数及び投票率の訂正が生じたこと、また、川崎区及び麻生区において、不在者投票の投函漏れにより有権者の貴重な投票、合わせて32票が開票結果へ反映できなかったことにつきましては、選挙は民主主義の根幹を支える極めて重要な制度であり、いずれもあってはならない重大なミスで、その責任を大変重く受け止めるとともに、選挙管理委員会への信頼を大きく損なう事態となったことにつきまして、全ての市民、有権者の皆様及び関係者の皆様に深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。再発の防止に向けましては、選挙に携わる初任者をはじめ、全ての従事者が行う事務に誤りが生じないような対策と同時に、全市で統一された作業方法により実施することが重要であると考えておりますことから、他都市の作業方法等も参考にしながら、各区選挙管理委員会と共にチェックシートを新たに作成するなど作業内容を明確化し、従事者に遵守させることにより、正確な事務の執行を徹底してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 人事委員会事務局長。

〔人事委員会事務局長 柳下裕次登壇〕

○人事委員会事務局長 柳下裕次 人事委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

人材確保についての御質問でございますが、多様で有為な人材を確保するためには、学生や転職者など様々な受験者層のニーズを的確に捉えた採用試験制度の見直しをスピード感を持って進めていく必要があると認識しているところがございます。令和8年度につきましては、行政事務職において、新たに若手転職者層をターゲットとしたヤングキャリア採用試験を年3回実施するほか、造園・化学職における受験機会の拡充、資格免許職における試験科目の変更、技能・業務職における受験資格や試験科目の変更、ジョブリターン採用選考の拡充など、試験制度の見直しを多岐にわたって実施してまいります。また、令和9年度以降につきましても、行政事務職を対象とした大学卒程度採用試験、春試験を新たに導入するほか、技術系職種における就職活動の早期化へのさらなる対応を検討するな

ど、民間企業や他自治体の先進的な取組事例も参考としながら、任命権者と協議連携して、よりよい試験制度の構築に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 木庭議員。

〔木庭理香子登壇〕

○48番 木庭理香子 御答弁ありがとうございました。それでは再質問いたします。社会福祉法人川崎市社会福祉協議会のガバナンスについてです。これまでの同法人によるガバナンスの欠如及び理事会等への説明責任を果たしていない実態は、天下りである常務理事や本市からの派遣職員である事務局長をはじめ、一部の管理職の独善的な運営が招いた結果であることは明らかです。局長答弁では、今回の外貨建て社債の売却について、法人事務局長から事前に連絡、報告がなかったとのことですが、これは令和7年第3回定例会で答弁された内容から大きく逸脱しており、健康福祉局の議会答弁を同法人は全く無視しているということです。局長はこれまで、市社協は本市のパートナーという答弁を繰り返してきましたが、そのパートナーから1億円を超える巨額の外貨建て社債の売却等について電話一本、事前の連絡が入っていなかった事実を、法人所管局の責任者として重く受け止めるべきです。同法人に事務局長を派遣している責任の観点からも、反省点と今後の対応について伺います。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 川崎市社会福祉協議会についての御質問でございますが、社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とした公共性、公益性の高い民間団体であり、独立した法人として自主性、自立性を保ちながら、組織管理及び運営を行っております。しかしながら、今般の事案は、法人指導監査を所管する責任者として遺憾であり、次年度予定している当該法人への指導監査において、法人自らが適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保に向けた取組を進めることができるよう、関係法令に基づき必要な助言指導等を行ってまいります。また、当該法人は、地域包括ケアシステム構築に向けたパートナーとして、本市と同じ視点を持って取組を進めていく必要があることから、引き続き、当該法人に派遣している本市職員を通じて、地域福祉の推進のため、さらなる取組の連携強化を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 木庭議員。

○48番 木庭理香子 それでは最後に、意見要望を申し上げます。

初めに、川崎市社会福祉協議会のガバナンスについてです。昨年来、継続して質疑を続けてきましたが、同法人のガバナンス欠如の原因は極めて単純です。本市からの天下り職員及び派遣職員、また、関係する一部の管理職による独善的な法人運営が根本にあります。本来、理事会等への十分な説明と適切な合意形成を図りながら運営を進めていれば、このような事態に陥ることはなかったでしょう。しかしながら、今回の質疑で明らかになったように、業務執行理事である法人副会長にさえ、金融資産の売却日時を事前に共有していなかった事実や、高齢者向けアプリ開発に係る契約書を共有していなかった実態には、言葉を失います。法人所管局である健康福祉局には、来年度実施する監査において徹底した調査を行うよう求めておきます。また、今後、本市の天下りポストである法人常務理事、派遣職員については、理事会等の議論を十分尊重し、透明性やコンプライアンスを遵守す

る職員の派遣を強く要望しておきます。

次に、上下水道料金の改定についてです。財政収支シミュレーションにおける成長移行ケースについて、独立採算による経営が前提であることから、安定経営の観点を重視し、過去投影ケースより各種係数が高く、財政支出の増額に寄与するシナリオである成長移行ケースが各委員の異論等もないまま採用されたと答弁しました。しかしながら、当局へのヒアリングによると、両方のパターンを示したものの、シミュレーションが十数パターンに及び分かりづらいとの判断から、当局が部会長と方向性を確認の上、事前説明時において各委員に個別で共有を行ってきたのが実態で、摘録等でも指摘以外の議論の形跡がほとんど読み取れませんでした。また、財政局長からは、収支フレームの算定に当たっても、これまでも過去投影ケースを基本に作成している、他の指定都市においても複数の都市においてベースとしている、全庁的な会議体の中で共有を図っている旨答弁されたところです。令和9年度以降、過去投影ケースと成長移行ケースでは、名目GDP成長率、消費者物価上昇率ともに大きな乖離があり、試算した将来予測と実績に生じたずれは、相關関係にある上下水道事業の安定経営と市民の料金負担のバランスに偏在を及ぼすリスクにはかなりません。過去投影ケースの試算についても、公表の在り方についても検討するとの答弁を着実に履行し、説明責任を果たすよう強く求めておきます。さらに、我が会派が実施を求めた実態調査では、ほぼ全ての市民に影響を及ぼす改定であることが明らかとなりました。そのため、市民周知と理解醸成が不可欠とたゞすと、市民の皆様にご納得いただくことが何よりも重要、さらに力を入れて伝わる広報に努めるとのことです。前述の試算も含めて、丁寧かつ積極的な対応を求めておきます。

最後に、川崎市役所北庁舎の本格活用についてです。答弁では、建て替えによって御幸ビルの本庁舎機能を含め、全ての移転候補が集約可能であること、工事費等は試算で約81億円であることが明らかとなりました。建て替えた場合と改修した場合の費用の差は約51億円であり、仮に御幸ビルの賃借料年間1億6,000万円を単純計算すると、約32年で回収されることとなります。改めて、我が会派がこれまで一貫して指摘してきた御幸ビルの賃借料の課題の解消及び地下の漏水等の抜本的な対策、また、建て替えによる事務室化等の利便性の向上、そして労働会館の教訓等を踏まえ、北庁舎の建て替えの本格的な検討を要望します。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。本日はこの程度にとどめ延会することとし、次回の本会議は、明日27日の午前10時より再開し、本日に引き続き代表質問等を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 堀添 健 本日はこれもちまして延会いたします。

午後5時23分延会